

動物取扱責任者研修テキスト



名古屋市

目次

	ページ
第1章 動物の愛護及び管理に関する法律等の概要	1
1 「動物の愛護及び管理に関する法律」の概要について	
2 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について	
3 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について	
4 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について	
5 「名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例」の概要について	

第2章 第一種動物取扱業の登録について	25
1 第一種動物取扱業とは？	
2 登録の手続きについて	
3 変更の届出について	
4 登録証の再交付について	
5 更新の申請について	
6 廃業の届出について	
7 登録の取消し・罰則について	

第3章 第一種動物取扱業者の遵守基準	39
1 動物取扱責任者について	
2 事業所の基準	
3 広告・取引の基準	
4 飼養施設、飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の基準	
5 動物の飼養又は保管に従事する従業員の員数の基準	
6 動物飼養又は保管をする環境の管理の基準	
7 動物の疾病等に係る措置の遵守基準	
8 動物の展示又は輸送の遵守基準	
9 動物を繁殖させる場合の遵守基準	
10 その他動物の愛護及び適正な飼養の遵守基準	
11 種別ごとの遵守基準	
12 台帳等の調整	
13 対面販売と販売時情報提供の義務	
14 犬猫のマイクロチップ装着と登録等の義務	

第4章 人獣共通感染症	75
1 人獣共通感染症（動物由来感染症）とは？	
2 人獣共通感染症の病原体	
3 主な人獣共通感染症	
4 人獣共通感染症の予防	

第5章 適切な消毒方法	96
1 消毒薬の種類	
2 消毒薬の効果	
3 その他の注意点	

第6章 その他遵守しなければならない法令等	100
1 狂犬病予防法	
2 化製場等に関する法律	
3 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例	
4 家畜伝染病予防法	
5 ペットフード安全法	
6 鳥獣法	
7 ワシントン条約・種の保存法	
8 外来生物法	
9 犬等の輸出入検疫規則	
10 動物の輸入届出制度	

第7章 関係法令等	106
法律等	
・動物の愛護及び管理に関する法律	・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則
・動物の愛護及び管理に関する法律施行令	・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令
告示等	
・特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目	動物の管理の方法等の基準を定める省令
・特定動物の飼養又は保管の方法の細目	・産業動物の飼養及び保管に関する基準
・家庭動物等の飼養及び保管に関する基準	・動物の殺処分方法に関する指針
・展示動物の飼養及び保管に関する基準	・動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置
条例等	
・名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例	・名古屋市の動物の愛護及び管理に関する条例施行細則

第8章 各種様式	108
・第一種動物取扱業登録申請書	・動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類
・別記 第一種動物取扱業の実施の方法	
・別記2 犬猫等健康安全計画	・飼養施設の平面図
・第一種動物取扱業者標識	・飼養施設の付近の見取図
・第一種動物取扱業者識別章	・第一種動物取扱業実務従事証明書
・第一種動物取扱業登録更新申請書	・第一種動物取扱業飼養経歴等証明書
・業務内容・実施方法変更届出書	・1年間以上の飼養従事経歴の記録書類
・飼養施設設置届出書	・第一種動物取扱業の事業実施に係る場所使用権限自認書
・犬猫等販売業開始届出書	・第一種動物取扱業の事業実施に係る場所使用承諾証明書
・第一種動物取扱業変更届出書	・飼養施設及び動物の点検状況記録台帳
・第一種動物取扱業登録証再交付申請書	・繁殖実施状況記録台帳
・第一種動物取扱業登録証返納届出書	・取引状況記録台帳
・第一種動物取扱業登録証亡失届出書	・犬猫等の個体に関する帳簿
・動物等販売業廃止届出書	・取り扱う動物に関する帳簿
・廃業等届出書	・マイクロチップ装着証明書
・動物販売業者等定期報告届出書	・登録事項変更届出書（マイクロチップ）
・動物取扱責任者研修申込書	・死亡等の届出書（マイクロチップ）
・動物取扱責任者研修受講届出書	

第9章 参考資料	148
1 特定動物の飼養又は保管について	
2 犬の特性について	
3 犬・猫の販売時説明書	
4 小鳥のオウム病対策について	
5 動物関係機関問合せ先一覧	

第 1 章

動物の愛護及び管理に関する法律等の概要

- 1 「動物の愛護及び管理に関する法律」の概要について
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について
- 3 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について
- 4 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について
- 5 「名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例」の概要について

1 「動物の愛護及び管理に関する法律」の概要について

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物の虐待防止や適正な取り扱い方などの動物愛護に関する事項、並びに動物の管理に関する事項が定められています。

この法律は、昭和48年9月に議員立法により制定された旧法（「動物の保護及び管理に関する法律」）が、平成11年、平成17年、平成24年、平成25年、令和元年に改正されました。

令和元年の改正は、令和2年6月1日から令和4年6月1日までの間に段階的に施行されました。（第一種動物取扱業の基準遵守義務に係る規定等は令和3年6月1日から、犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着等の義務化に係る規定は令和4年6月1日から施行。）

（1）基本原則

すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うこと、また適切な給餌・給水、必要な健康管理や動物の種類、習性などを考慮した環境を整えることを、基本原則で定めています。

（2）動物愛護週間

広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、毎年9月20日から26日までを動物愛護週間とし、国及び地方公共団体ではその趣旨にふさわしい行事を実施しています。

（3）動物の飼い主等の責任

動物の飼い主は、動物の種類や習性等に応じて、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼすことのないように努めなければなりません。また、できる限りその動物が命を終えるまで適切に飼養すること（終生飼養）に努めるとともに、みだりに繁殖することを防止するために不妊去勢手術等を行うこと、動物による感染症について正しい知識を持ち感染症の予防のために必要な注意を払うこと、動物が自分の所有であることを明らかにするための措置を講ずること等に努めなければなりません。なお、動物の所有情報を明らかにするためにマイクロチップなどの装着を推進しています。

（4）動物の飼養及び保管等に関するガイドライン

家庭動物、展示動物、畜産動物、実験動物のそれぞれについて、動物の健康と安全を確保するとともに動物による人への危害や迷惑を防止するための飼養及び保管等に関する基準を定めています。また、動物を科学的利用に供する場合は、いわゆる「3Rの原則（苦痛の軽減等）」等に配慮するように努めなければなりません。また、実験動物を利用する際には苦痛の軽減、動物に代わり得るものの利用、数の少数化などの基準を定めています。

(5) 動物取扱業者の規制

第一種動物取扱業者(動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあわせ、譲受飼養を業として営む者)は、動物の適正な取扱いを確保するための基準等を満たしたうえで、都道府県知事等の登録を受けなければなりません。登録を受けた第一種動物取扱業者には、動物取扱責任者の選任及び都道府県知事等が行う研修会の受講が義務づけられています。また、都道府県知事等は、施設や動物の取り扱いについて問題がある場合、改善するよう勧告や命令を行うことができ、必要がある場合には立入検査をすることができます。悪質な業者は、登録を拒否されたり、登録の取消や業務の停止命令を受けることがあります。

都道府県知事等は、登録がその効力を失った又は登録の取消を受けた者に対して、これらの事由が生じた日から2年間は、施設や動物の取り扱いについて問題がある場合、必要な報告の徴収、立入検査、勧告又は命令を行うことができます。

また、非営利の活動であっても、動物を一定数以上飼養する施設を有し、動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示を行う場合は、第二種動物取扱業として都道府県知事等に届け出る必要があります。

(6) 周辺の生活環境の保全等

動物を飼うことや給餌・給水によって、周辺の生活環境が損なわれている場合や、適正な飼養ができずに動物が衰弱するなどの虐待のおそれが生じている場合は、都道府県知事等はその飼い主に対して必要がある場合には立入検査をすることができ、必要な措置をとるように勧告や命令を行うことができます。

(7) 危険な動物の飼養規制

国が定めた危険な動物とその交雑種(特定動物)は、飼うことが禁止されました。ただし公益上必要な場合等、国が定めた目的で特定動物を飼う場合は、法律に基づき都道府県知事等の許可を受けることで飼養又は保管が可能です。また、飼うにあたってはマイクロチップなどの個体識別措置が義務づけられています。

(8) 犬及び猫の引取り等

都道府県等は、犬及び猫の引取りを行います。終生飼養の原則に反する安易な理由での引取りは拒否できます。また、都道府県等は、引取った犬及び猫の殺処分がなくなることを目指して、飼い主への返還や、新たな飼い主への譲渡に努めなければなりません。

(9) 基本指針と推進計画

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、環境大臣が基本指針を、都道府県は推進計画を定めます。

(10) 動物愛護推進員と協議会

都道府県知事等は動物の愛護と適正な飼養を推進するため、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるとともに、動物愛護推進員の活動を支援するため協議会を組織することができます。

(11) 犬及び猫の登録

令和4年6月1日以降に犬猫を取得した場合、犬猫等販売業者は犬猫を取得した日（生後90日以内の犬又は猫を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日を経過する日（その日までに犬猫の譲渡しを行う場合は、譲渡しを行う日）までに犬猫にマイクロチップを装着し、環境大臣の指定登録機関に登録しなければなりません。ペットショップから犬猫を購入するなど犬猫等販売業者以外の者が環境大臣の登録を受けた犬猫を取得した場合は、指定登録機関に変更登録を行わなければいけません。また、環境大臣の登録を受けた犬猫の所有者は、マイクロチップ登録情報の変更があった場合には、変更を生じた日から30日以内に環境大臣に届出なければいけません。

(12) 罰則

愛護動物※をみだりに殺し又は傷つけた場合は、5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金に処されます。また、愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある

暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処され、遺棄した者も、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処されます。

※ 愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる、その他人が飼っている哺乳類、鳥類、爬虫類をいいます。

2 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について

環自総発第2005281号
令和2年5月28日

環境省自然環境局長から

各都道府県知事
各指定都市の長あて
各中核市の長

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）は、第198回国会において成立し、令和元年6月19日に公布された。改正法は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第151号）により、令和2年6月1日から施行される。また、第一種動物取扱業の基準遵守義務に係る規定等にあつては「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」（改正法附則第1条第1号）から、犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着等の義務化に係る規定にあつては「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」（改正法附則第1条第2号）から施行される。

改正法の施行に向けては、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号。以下「経過措置等政令」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第6号。以下「改正省令」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示（令和2年2月環境省告示第21号）が制定され、一部の規定を除き、改正法の施行の日から施行される。

令和2年6月1日から施行される改正法等の制定の趣旨及びその内容等は、下記のとおりであるので、御了知の上、改正法等の適切な施行に格段の御配慮をお願いする。なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 改正法等の制定の趣旨

平成24年に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の一部改正が行われ、その附則において、施行後5年を目途として施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされた。また、同附則において、幼齢の犬猫の販売時の日齢に関する規制や犬猫へのマイクロチップの装着の義務付けについては、必要な検討を加えることとされた。今般、これらの状況等を踏まえ、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、議員立法により所要の改正が行われた。改正内容のうち、令和2年6月1日から施行される内容等につ

いては、以下のとおりである。

第2 改正の内容等

1 動物の所有者等が遵守する責務の明確化（第7条関係）

法の目的を達成するためには、全ての動物の所有者又は占有者において、逸走の防止、動物の終生に渡る適切な飼養（終生飼養）、繁殖に関する適切な措置等が必要である。

法第7条第7項は、環境大臣が、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができると規定されているが、改正法により、同条第1項に、当該基準が定められたときは当該基準を遵守しなければならないことが規定された。なお、同条第7項に基づき環境大臣が定める基準としては現在、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月環境省告示第37号）、展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成16年4月環境省告示第33号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月環境省告示第88号）及び産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年10月総理府告示第22号）がある。

2 第一種動物取扱業の登録拒否事由の追加（第12条関係）

第一種動物取扱業者による動物の不適切な飼養又は保管を防止し、第一種動物取扱業者の質の確保を図る観点から、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあっては、その長とする。16を除き、以下同じ。）が第一種動物取扱業の登録を拒否しなければならない申請者に係る登録拒否事由として、以下の項目が法第12条第1項に追加された。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（第5号の2）
- (2) 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（動物の輸出入に係る違反に限る。）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（第6号）
- (3) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第7号）
- (4) 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（第7号の2）
- (5) 法人又は個人であってその環境省令で定める使用人のうちに登録拒否事由に該当する者のある者（第8号及び第9号）

このうち、(4)については、第一種動物取扱業の登録取消処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条に基づく聴聞の通知後、当該処分に係る決定までの間に廃業等の届出を行い、届出後に再度新たな登録を受けることで事実上不利益処分を免れようとする業者について、新たな第一種動物取扱業の登録を一定期間行わせないこととされた。

また、(5)については、法人又は個人の使用人が諸々の登録拒否事由に該当し、動物の不適正な取扱いを行う蓋然性が高いと判断される場合に、これらの者が動物の取扱いについて主導的な立場に立つことを防ぐこととされた。環境省令で定める使用人は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。）第3条第6項において「事業所の業務を統括する者」と規定された。具体的には、本店又は支店の代表者のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で当該業に係る契約を締結する権限を有する者を置く場所の代表者等が該当する。

3 動物を販売する場合における対面による情報提供の徹底（第21条の4関係）

現行法において、第一種動物取扱業者が動物を販売する場合に、購入者に対し、飼養方法等について対面で説明することが義務付けられている。しかしながら、空港や個人宅に販売予定の動物を運び対面での説明を行うといったこれまで許容されてきた販売方法は、実際にその動物を飼養してきた事業者の事業所で説明が行われなため、消費者に十分な情報が提供されない懸念があるほか、その場で消費者に契約を求める事態に陥りやすく、安易な購入に繋がりがやすいという懸念があった。これを踏まえ、消費者が現物の動物を直接確認し、契約前に丁寧な説明を受け、飼養の可否を適切に判断することを可能とするため、改正法により、対面で説明を行う場所が事業所に限定された。なお、対象が哺乳類・鳥類・爬虫類の販売を行う全ての第一種動物取扱業者であることについては、従前のとおりである。

4 帳簿の備付け等に係る義務の対象の拡大（第21条の5関係）

第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示及び譲受飼養を業として営む者並びに第二種動物取扱業者のうち犬猫等の譲渡しを業とする者（法第24条の4第2項による準用）に帳簿の備付け等が義務付けられた。これにより、これまで犬猫等販売業者に義務付けられてきた犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等について、対象となる動物及び業種の範囲が拡大された。

帳簿の記載方法に関しては、施行規則第10条の2において、犬猫については従前どおりその所有又は占有する動物の個体ごとに記載を行うこととされ、犬猫以外の動物については個体識別等が難しく、複数の個体を仕入れ、個体群ごとに管理する場合があること等を考慮し、その所有又は占有する動物の品種等ごとの記載を行うこととされた。犬猫以外の動物に関する帳簿を動物の品種等ごとに記載する場合、その動物を所有又は占有するに至った日（仕入日等）ごとに帳簿に記載し、当該動物の繁殖者の氏名や生年月日等の事項は、幼齢等の理由により個体識別ができない場合を除き、個体ごとに記載することが想定される。

また、法第21条の5第2項の届出については、施行規則第10条の3第1項及び第2項の規定により毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間終了後60日以内に、法第21条の5第2項各号に規定する事項を記載した施行規則様式第11の2の届出書を都道府県知事に提出して行う必要がある。なお、改正法の施行の際現に業を行っている場合における令和2年度の届出対象期間は、令和2年6月1日からとなるが、自治事務の範囲内に

において、令和2年4、5月分の報告を行わせることを妨げるものではない。

5 動物取扱責任者の要件の適正化等（第22条関係）

(1) 選任要件

動物取扱責任者の要件として、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有することが加えられ、選任要件の適正化が図られた。具体的な要件は、施行規則第9条に列記している。このうち、第1号ハ及びニに規定する「取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験」については、雇用関係が発生しない形（師弟関係やボランティア等）又は常勤ではない雇用形態等において、動物取扱業者と同等と認められる飼養に従事した経験を想定している。本規定の適用は、動物取扱業と同等の飼養経験の内容とその従事期間が証明されること等をもって、判断されたい。また、一般家庭での飼育経験を一律に除外することは困難であるが、単なるペットとしての飼育経験は実務経験と同等とは認められないことに留意が必要である。

(2) 研修

動物取扱責任者研修については、(1)に記載の動物取扱責任者の選任要件の適正化も踏まえ、施行規則第10条第3項の研修回数や研修時間に係る規定が削除されるとともに、法第22条第4項において、当該研修の全部又は一部を委託することができる旨が規定された。これらは、都道府県知事が第一種動物取扱業の区分や取扱対象動物の分類群等に応じて研修内容を変更する等、地域の実情に応じて、より効果的な研修を行うことができるよう改正されたことに留意が必要である。

6 動物取扱業者に対する勧告及び命令（第23条関係）

(1) 勧告に従わない第一種動物取扱業者の公表制度の創設（法第23条第3項）

法第23条第1項及び第2項の規定に基づく勧告を受けた第一種動物取扱業者が期限内にこれに従わなかったときは、都道府県知事はその旨を公表できることとされた。この規定は、第一種動物取扱業者にとって、違反行為が公表されることがその事業活動に大きな影響を与えることから、公表制度が違反行為の抑止につながるとして設けられたものである。

(2) 勧告及び命令の期限の明確化（法第23条第5項）

法第23条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき第一種動物取扱業者に行う勧告及び命令を行うに当たり設ける期限について、特別な事情がある場合を除いて、3月以内とされた。この規定は、一定の期限内で措置を講ずることが動物の健康及び安全の保持や生活環境の保全上の観点から望ましいため設けられたものであるが、勧告や命令の内容が飼養施設の大規模な改修を伴う場合等は、3月以内という制約の下では、かえって必要な勧告や命令を行うことが困難な場合があること等を踏まえ、ただし書で特別な事情がある場合が除外された。

7 第一種動物取扱業者であった者に対する監督の強化（第24条の2関係）

第一種動物取扱業者について、法第16条第1項に規定する廃業等の事由により登録がそ

の効力を失ったとき又は法第19条に規定する取消事由により都道府県知事に登録を取り消された場合に、その者に対し、これらの事由が生じた日から2年間は、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺的生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、必要な報告徴収、立入検査、勧告又は命令をすることができることとされた。

8 都道府県知事による不適正な飼養に係る指導等の拡充（第25条関係）

法第25条第1項において、周辺的生活環境が損なわれている事態が生じているときに、当該事態を生じさせている者に対し、従来の規定による勧告・命令に加えて、必要な指導・助言を行うことができることとされた。また、同条第5項において、必要な報告徴収又は立入検査をすることができることとされた。これらにより、動物の飼養等に起因した生活環境保全上の支障が発生した場合に、事態の早期段階における行政指導である指導若しくは助言又は実態把握のための報告徴収若しくは立入検査が可能となり、より効果的に事態の把握と改善を図ることができることとされた。

また、従来は、多数の動物の飼養又は保管が行われていることが措置の前提となっていたが、多数に限らず一頭のみ飼養又は保管であっても、例えば、吠え癖のある犬による頻繁な吠え声の発生や放置などの周辺的生活環境が損なわれている事態や、ネグレクト等の同条第4項に定める虐待を受けるおそれがある事態が生じている場合には、措置の対象となり得ることとなった。

さらに、同条第1項の指導又は助言に関する規定において、周辺的生活環境が損なわれている事態が生じたことの起因となる活動に給餌・給水が追加された。この規定により、例えば、公園等において、特段の計画性を持たず、結果として生じる周辺環境への影響に対する配慮や地域の理解を欠いた状態で動物への餌やり行為を行う者に対し、当該行為を起因として周辺的生活環境が損なわれている事態が生じている時に、必要に応じて、都道府県知事が指導又は助言を行うことができることとされた。

加えて、施行規則第12条において、周辺的生活環境が損なわれている事態の対象に、周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態が追加された。これは、従来の規定では、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により周辺住民の間で共通の認識となっていると認められることが前提であったが、複数の苦情の申出等がなくとも、特定の個人に健康被害が生じている事態も想定されることから規定された。

法第25条に定める周辺的生活環境の保全等に係る措置に関し、都道府県知事は、必要に応じて、同条第7項の規定に基づく市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対する協力を求める等の連携を図られたい。

9 特定動物の飼養又は保管に係る規制強化等（第25条の2から第33条まで関係）

法第25条の2において、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物（以下「交雑種」という。）を含む。以下「特定動物」という。）について飼養又は保管が禁止され、特定動物が交雑することにより生じた交雑種も特定動物として規制対象に追加された。

ただし、法第26条第1項の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行う場合は、都道府県知事の許可を受けることにより飼養又は保管が可能とされた。この環境省令で定める目的は、施行規則第13条の2において公益上必要な場合等が規定されているが、従来認められてきた愛玩飼養等の目的の飼養又は保管は当該目的の対象外とされた。

さらに、飼養又は保管の禁止の適用除外事項として、施行規則第13条において、国の職員が遺失物法（平成18年法律第73号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管を行う場合が追加された。

なお、改正法により、愛玩飼養等の目的で特定動物を飼養又は保管することができなくなることで、新たに交雑種が規制対象となることに伴い、改正法の施行の際現に改正法による改正前の法に規定する特定動物やその動物の交雑種を飼養又は保管している者に対する経過措置が必要となる。これについては、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の一部施行（特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置関係）について（令和2年5月1日環自総発第2005011号環境省自然環境局長通知）の内容を参照されたい。また、改正法の施行日以後の許可申請に関して、交雑種の範囲や法第26条第1項の環境省令で定める目的についての規定内容及びその解釈についても、同通知の内容を参照されたい。

10 所有者不明の犬及び猫の引取りの取扱い（第35条関係）

法第35条第3項において、都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市その他政令で定める市（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）が所有者不明の犬猫の引取りをその拾得者等から求められたとき、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、これを拒否できることとされた。この規定は、所有者からの引取りだけでなく、所有者不明の犬猫についても、安易な引取りが殺処分数の増加につながる可能性があり、動物愛護の観点から望ましいとはいえないことから規定されたものであり、施行規則第21条の3において「周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合」及び「引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合」が引取拒否事由として規定された。同条に定める「周辺的生活環境が損なわれる事態」とは、動物に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等である。各都道府県等は、必要に応じて条例、規則等を制定するとともに、同条の引取拒否事由や地域の実情を踏まえ、個別事案ごとに判断されたい。

なお、法第35条第7項に基づく、犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成18年1月環境省告示第26号）では、第1の3において、所有者不明の犬猫として引取りを求められた場合、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがあると認められる場合のほか、動物の健康や安全を保持するために必要と認められる場合についても、引取りを行うこととされた。また、所有者不明の犬猫の取扱いについて、第1の5において、所有者がいる可能性があることに十分留意して対応することとされた。都道府県等におかれては、これらも踏まえ、引取り以外の方法による生活環境被害の防止や引取後の個体の取扱いなどについて、地域の実情に応じて対応を考慮されたい。

11 犬及び猫の繁殖制限の義務化（第37条関係）

犬又は猫の所有者に対し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合に、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じることが義務付けられた。この規定は、従来の努力義務を義務化することにより、犬又は猫の所有者が多頭飼育崩壊に陥る事態を予防し、適正な飼養又は保管が図られるために設けられた。「その他の措置」としては、例えば、雌雄の分別飼育が挙げられる。

12 動物愛護管理センターの位置付けの明確化（第37条の2 関係）

都道府県等において、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにすること及び当該センターが行う業務が明確にされた。なお、この規定は、動物愛護管理センターという施設の設置を都道府県等に義務付ける趣旨ではないことに留意し、動物愛護管理センターの機能を果たす方法については各都道府県等の実情に応じて判断されたい。

13 動物愛護管理担当職員の拡充（第37条の3 関係）

従来の規定では、動物愛護担当職員は、地方公共団体が任意に置くことができるとされていたが、改正法により、その名称を動物愛護管理担当職員と改めた上で、法第37条の3第1項により、都道府県等に同職員を置くこととし、同条第2項により、指定都市及び中核市以外の市町村においては、同職員を置くよう努めることとされた。また、同条第3項では、動物愛護管理担当職員は獣医師等を充てることとされており、原則として獣医師の資格を持つ者を充てることが望ましいが、獣医師でなくとも動物の適正な飼養及び管理に関し専門的な知識を有する者を充てることも可能であることから、どのような者を動物愛護管理担当職員に充てるかについては、各都道府県等の実情に応じて判断されたい。

14 動物愛護推進員の委嘱の努力義務化（第38条関係）

動物愛護推進員の委嘱については、従来は都道府県等の長が任意に行うことができるとされていたが、改正法により、その委嘱に努めるものとされた。

15 動物を殺す場合の方法に係る国際的動向の考慮（第40条関係）

法第40条第1項では、動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないとされており、同条第2項に基づき、環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年7月総理府告示40号。以下「本指針」という。）を定めている。改正法により、同条第3項において、本指針により必要な事項を定める場合は、「国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない」こととされた。

これを受けて、動物の殺処分の方法について、諸外国等における科学的知見や制度等について情報収集等を行い、従事者の安全性や心理的な負担等も考慮して、基本的な考え方や具体的な手法を再整理する。

16 獣医師による通報の義務化（第41条の2 関係）

獣医師が、獣医療行為の一環として、動物のみだりな殺傷及び虐待を発見した場合の都道府県知事その他の関係機関への通報について、都道府県知事その他の関係機関がよりきめ細やかに情報を把握し虐待等の事案に的確に対応できるようにするため、改正法により、従来の努力義務が義務化されるとともに、通報の即時性の程度を明確にするために、「遅滞なく」と明記された。獣医師による義務の履行に的確に対応するためにも、都道府県知事その他の関係機関の通報窓口の獣医師への周知の徹底が必要である。なお、虐待等の判断に当たっては、飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について（平成22年2月5日付け環自総発第100205002号環境省自然環境局総務課長通知）、動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について（平成26年12月12日付け環自総発第1412121号環境省自然環境局総務課長通知）を参照されたい。

17 関係機関の連携強化（第41条の4 関係）

国が地方公共団体に対して行う情報提供、技術的助言その他の必要な施策を講ずる努力義務の事項に、①畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務を担当する地方公共団体の部局、民間団体との連携の強化に関する事項と②地域における犬、猫等の動物の適切な管理等に関する事項が追加された。動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の効果的な実施に当たっては、多様な関係機関・部局間の連携によって、それぞれの有する専門的な知識、技術、経験、関係者の情報や現場訪問の機会等を最大限活用し、動物の愛護及び管理とこれに関連する各種の社会課題の同時解決を図る視点が必要である。こういった観点から、これまでの都道府県警察との連携に加え、今般、①の規定は、産業動物の適正な取扱いの確保には畜産や公衆衛生を担当する部局との連携、多頭飼育問題への効果的な対応には社会福祉部局との連携、所有者不明の犬猫の取扱いや引き取った犬猫の譲渡の推進には民間団体との連携の強化が重要であることから設けられた。併せて、②の規定は、例えば、地域猫活動等の地域における動物の適切な管理に関する事例の共有等が必要であるため設けられた。

18 地方公共団体に対する財政上の措置（第41条の5 関係）

法第35条第8項に定める都道府県等における犬及び猫の引取りに関する国による費用の一部補助とは別に、地方公共団体における動物の愛護及び適正な飼養の推進に関する施策の策定及び実施に係る費用について、国が必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとされた。

19 動物虐待罪等の厳罰化等（第44条から第50条まで関係）

近年、動物の虐待等（殺傷・遺棄を含む。以下同じ。）に係る違反容疑の摘発件数は増加しており、依然として悪質な動物の虐待等に関する事件が後を絶たないこと等から、動物の殺傷に関する罰則について、懲役刑の上限が2年から5年に、罰金刑の上限が200万円から500万円に引き上げられるとともに、虐待及び遺棄に関する罰則について、100万円以下の罰金刑に1年以下の懲役刑が加えられ、罰則が大幅に強化された。

また、虐待に当たる行為全てを網羅的に例示することは困難であるが、動物虐待罪の適用の可否の判断に資するよう、法第44条第2項において、具体的な虐待行為の例示がより広範に明記された。具体的に追加された事項は、みだりに行われた行為であることを前提とした上で、愛護動物に対し、①身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加えること、②そのおそれのある行為をさせること及び③飼養密度が著しく適性を欠いた状態で愛護動物を飼養し又は保管することにより衰弱させること、である。①は、実際に外傷が確認できない場合であっても、そのおそれがある行為を行うこと、②は、自らが外傷を負わせずとも、愛護動物に外傷を負わせる可能性が生じる何らかの行為を強いること、③は、近年問題となっている一部の犬猫の繁殖業者（ブリーダー）による過密飼育や多頭飼育等による劣悪な状態での飼養等が想定される。

虐待等の摘発は、地方公共団体の動物愛護管理局や警察への通報等を契機とするものが多く、今後は、法第41条の2の獣医師による通報が義務化されたことに伴い、獣医学的な見地からの情報も増加することが期待される。こうした事案において、実際の捜査に当たる警察当局が虐待等の判断を的確に行うためには、国や地方公共団体に対する制度解釈に関する疑義照会や獣医師に対する獣医学的観点からの検案依頼等について、円滑な連携を行えるような体制を構築することが重要である。

具体的には、次の(1)に示す役割を担いつつ、(2)に示す都道府県警察との連携・協力体制の確保に努めるようお願いする。

(1) 都道府県等の役割

法第25条第4項に定める虐待を受けるおそれがある事態の是正措置として、同項の勧告・命令及び同条第5項の報告徴収・立入検査の適切な運用を図る。また、虐待等の事案に係る通報窓口を明確化する。

(2) 連携体制

都道府県等に通報のあった動物の虐待等の事案については、事案の内容に応じて、都道府県警察に対して必要な情報提供を行う。

また、動物の殺傷及び虐待の該当性の判断に当たっては、みだりに行われた行為であるかどうかの評価が必要になることから、必要に応じて、国に対する法制的観点からの技術的助言及び獣医師等に対する検案や科学的助言を求めるものとする。

さらに、都道府県等において都道府県警察等から動物の虐待等の事案に関し情報提供を受けた場合は、(1)の都道府県等の役割を適切に果たすこと、都道府県等が立入検査を行う際に現地でのトラブルが想定される場合は、必要に応じ都道府県警察に警戒活動等の協力を求めること、都道府県警察が行う捜査の過程で被疑者から押収した動物の一時保管を依頼された場合は、必要に応じ動物愛護管理センター等が協力することなど、実務的な面での協力体制の構築を図るものとする。

3 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する 法律の一部の施行について

環自総発第2204053号
令和4年4月5日

各都道府県知事
各指定都市の長あて
各中核市の長
環境省自然環境局長から

令和元年6月19日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）により新たに創設される、犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着等の義務化等に関する規定は令和4年6月1日から施行される。

これに合わせ、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和4年環境省令第16号。以下「改正省令」という。）により、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」（平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。）及び「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」（令和3年環境省令第7号。以下「基準省令」という。）についても、所要の改正を行い、令和4年6月1日に施行されることとなっている。

ついては、令和4年6月1日から施行される改正法等の内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、改正法等の適切な施行に格段の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

※以降、以下のとおり用語を定義する。

新法：改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

新施行規則：改正省令による改正後の施行規則

新基準省令：改正省令による改正後の基準省令

記

第1 犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着（新法第39条の2関係）

犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後90日以内の犬又は猫を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着しなければならないこととされた。（新法第39条の2第1項）

ただし、取得した犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき及びマイクロチップを装着することにより取得した犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとき、犬猫等販売業者は、当該期限までにマイクロチップを装着する必要はないこととした（新法第39条の2第1項ただし書き及び新施行規則第21条の4第3項）。

「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとき」としては、マイクロチップを装着する部位周辺に重大な疾患を有するとき又は磁気共鳴画像法(MRI)による画像診断を行う予定があり撮影に支障が生じる場合等が想定されるが、その判断は、専門的な知識を有する獣医師によりなされることが望ましい。なお、マイクロチップを装着することにより取得した犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある事由が消滅した後には、速やかにマイクロチップを装着することとした（新施行規則第21条の4第3項ただし書き）。

また、マイクロチップを装着する者を獣医師及び愛玩動物看護師とすることとした（新施行規則第21条の4第1項）。なお、愛玩動物看護師法に基づき、愛玩動物看護師については、診療の補助として獣医師の指示の下に行われる場合のみ装着することができることとされている。

さらに、犬又は猫に装着するマイクロチップは、犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であって、個々のマイクロチップを識別するために割り当てられる識別番号が電磁的方法により記録されているもののうち、環境省令で定める基準に適合するものをいうこととされた（新法第39条の2第1項）。この基準として、国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号とすることとした（新施行規則第21条の4第2項）。

なお、犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者には、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならないこととされた（新法第39条の2第2項）。

第2 マイクロチップ装着証明書（新法第39条の3関係）

マイクロチップ装着証明書の記載事項は、マイクロチップの識別番号のほか、新施行規則第21条の5第1項各号に列記している。主な記載事項に関する規定の趣旨は、以下のとおりである。

- ・マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあっては、獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）第1条第1項第3号に規定する開設の場所）を記載事項として設けることとした（新施行規則第21条の5第1項第9号）。

具体的には、診療施設又は動物愛護センター等の施設名及び所在地を記載することが想定される。なお、イベント等の訪問先でマイクロチップの装着を行った場合には、施術を行った獣医師が所属する診療施設名及び所在地を記載するよう運用されたい。

- ・マイクロチップ装着証明書の発行者は、獣医師であるところ、マイクロチップ装着証明書に記載する獣医師の氏名は、実際にマイクロチップ装着の施術をした獣医師のみならず、獣医師又は愛玩動物看護師にマイクロチップの装着を指示した監督的立場の獣医師（例：院長）も含まれることとした（新施行規則第21条の5第1項第11号）。

また、原則、登録の申請時にはマイクロチップ装着証明書を添付する必要があるため、犬又は猫の所有者は、登録前において獣医師によるマイクロチップ装着証明書の再交付を受けることができることとした（新施行規則第21条の5第3項）。

さらに、マイクロチップ装着証明書を発行した診療施設が廃業した場合等、マイクロチップ装着証明書の再発行を受けることができない場合が想定される。このため、当該場合において、獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの

識別番号に係る証明書をマイクロチップ装着証明書とみなせる規定を設けることとした（新施行規則第21条の5第4項）。

第3 マイクロチップの取外しの禁止（新法第39条の4関係）

犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合を除き、装着されたマイクロチップを取り外してはならないこととされた（新法第39条の4及び新施行規則第21条の6）。具体的には、マイクロチップ装着部位周辺の適切な診療に支障が生じる場合又は磁気共鳴画像法(MRI)による画像診断を行う予定があり撮影に支障が生じる場合等が想定されるが、その判断は、専門的な知識を有する獣医師によりなされることが望ましい。

第4 環境大臣による登録等（新法第39条の5関係）

環境大臣による登録を行うべき期間について、新法第39条の2第1項又は第2項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した犬猫等販売業者は、マイクロチップを装着した日から30日を経過する日（その日までに犬又は猫の譲渡しをする場合は、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けなければならないこととされた（新法第39条の5第1項柱書）。

また、マイクロチップが装着された犬又は猫で、環境大臣の登録を受けていないものを取得した犬猫等販売業者は、当該犬又は猫を取得した日から30日を経過する日（その日までに犬又は猫の譲渡しをする場合は、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けなければならないこととされた（新法第39条の5第1項柱書）。この場合の具体的な例として、海外からマイクロチップが装着された犬又は猫を輸入した犬猫等販売業者が環境大臣の登録を受ける場合等が該当し得る。このような場合において、犬猫等販売業者以外の者については、新法第39条の5第1項の登録を行うことができることとした（新施行規則第21条の12）。

登録申請書の記載事項は、氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号並びに登録を受けようとする犬又は猫の所在地、登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号のほか、新施行規則第21条の7第2項各号に列記している。主な記載事項として、新施行規則第21条の7第2項第11号において、「狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）第4条の登録年月日及び登録番号」を規定した趣旨は、環境大臣による登録を受けようとする者が、その登録を受ける前に、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項に基づく登録を受けていた場合、新法第39条の7第1項に基づき環境大臣から通知を受けた市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、その保管している犬の原簿と通知された情報を突合することができるようにするということである。

新法第39条の2第1項又は第2項の規定により、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者は、登録を受けようとする場合に、申請書にマイクロチップ装着証明書を添付しなければならないこととされた。なお、新法第39条の5第1項第2号に基づき、登録を申請する場合には、マイクロチップ装着証明書の添付は不要とされた（新法第39条の5第3項）。また、環境大臣は、登録をしたときは、登録を受けた者に、登録証明書を交付しなければならないこととされた（新法第39条の5第4項）。

登録証明書の記載事項は、登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号のほか、新施行規則第21条の7第4項各号に列記している。主な記載事項として、新施行規則第21条の7第4項第3号において暗証記号を規定した趣旨は、登録等をするために必要な情報として、登録システムに入力する際に必要な事項であるためである。

登録に係る事項の記録の保管期間は、40年とした（新施行規則第21条の7第6項）。これは、今後の獣医療の発展を勘案し、犬又は猫の寿命が延びることを想定して設けた期間である。

登録を受けた犬又は猫の所有者の氏名又は住所、犬又は猫の所在地のほか、新施行規則第21条の7第7項各号に列記されている事項に変更があった場合には、当該犬又は猫の登録を受けた者は、30日以内に環境大臣に届け出なければならないこととされた（新法第39条の5第8項）。なお、新施行規則第21条の7第7項第6号にマイクロチップの識別番号を設けた趣旨は、マイクロチップの故障等により当該マイクロチップから識別番号を確認することができない場合を想定しており、新しいマイクロチップを装着することで、新しい識別番号に登録情報を変更する必要があるためである。

登録を受けた犬又は猫の譲渡は、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならないこととされた（新法第39条の5第9項）。なお、変更登録の申請にはマイクロチップの識別番号と登録証明書に記載された暗証記号が必要であるため、犬又は猫とともに暗証記号が記載された登録証明書を譲り渡す必要がある。変更登録が完了することで、新しい登録証明書が交付され、旧所有者から譲り渡された登録証明書に記載された暗証記号は使用できなくなる。

その他留意事項として、新法の施行日である令和4年6月1日より前にマイクロチップが装着された犬又は猫を所有している犬猫等販売業者は、新法施行の日から起算して30日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合には、その譲渡の日）までに、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けなければならないこととされた（改正法附則第5条第1項）。また、新法施行日より前にマイクロチップが装着された犬又は猫を所有する犬猫等販売業者以外の者は、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができることとされた（改正法附則第5条第2項）。これらの環境大臣の登録は、新法の施行日以後にマイクロチップが装着された犬又は猫についての登録とみなすこととする。

また、本改正法の趣旨は、逸走時の犬又は猫の返還率の向上や返還の効率化、管理責任の明確化を通じた適正飼養の推進である。登録された所有者情報は犬又は猫の所有権を証明するためのものではなく、登録により交付される登録証明書は、当該犬又は猫の所有権を証明する書類ではないことに留意されたい。従って、動物の愛護及び管理に関する法律第35条に定める犬及び猫の引取り等においては、マイクロチップ装着の有無又は登録証明書の有無若しくは記載事項に関わらず、所有者の判明しない犬又は猫について従来どおり適切に取り扱う必要がある。

第5 所有者の変更登録（新法第39条の6関係）

登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者及び犬猫等販売業者以外の者で登録証明書とともに登録を受けた犬又は猫を譲り受けた者は、犬又は猫を取得した日から30日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡の日）までに、

変更登録を受けなければならないこととされた（新法第39条の6第1項）。なお、変更登録においては、初回の登録について適用される規定（例えば、登録証明書の発行や住所等に変更があった場合の届出等）を準用することとされた（同条第2項）。

第6 狂犬病予防法の特例（新法第39条の7関係）

マイクロチップが装着された犬について環境大臣の登録等の手続をした場合において、狂犬病予防法第4条第1項に基づく犬の登録の申請又は同条第5項の登録事項の変更の届出について、申請又は届出先である犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）が求めたときは、環境大臣が当該市町村長に一定の事項を通知することにより、狂犬病予防法に基づく手続が行われることとされた（新法第39条の7第1項）。

具体的には、環境大臣が新施行規則第21条の9第1項各号に列記されている事項を市町村長に通知したときは、市町村長は、狂犬病予防法に基づく登録の申請又は登録事項の変更の届出があったものとみなされることとされた（新法第39条の7第2項）。この場合には、装着されたマイクロチップを狂犬病予防法に基づく鑑札とみなすため、改めて市町村長が鑑札を交付する必要はない。

また、環境大臣に新法第39条の5第8項に基づく登録事項の変更の届出がなされた場合にも同様に、市町村長が求めたときは、当該事項を通知し、狂犬病予防法第4条第4項に基づく登録事項の変更の届出があったものとみなすこととされた（新法第39条の7第3項及び第4項）。なお、犬の所有者の海外への転出により、当該犬の所在地の登録事項を海外に変更した届出を行った場合には、新法第39条の7第3項に基づく通知に関して「当該犬の所在地を管轄する市町村長」を「転出元の市町村長」とみなして環境大臣から当該市町村長に通知することとした。

マイクロチップを装着していた犬から当該マイクロチップが取り外されたときは、当該犬について所有者を証明するものがないことになる。そのため、このような場合において、犬の所有者は市町村長に届け出なければならないこととし、当該届出があった場合には、市町村長は、犬の所有者に鑑札を交付しなければならないこととされた。（新法第39条の7第5項及び第6項）

第7 犬又は猫の死亡等の届出（新法第39条の8関係）

犬又は猫の所有者は、登録を受けた犬又は猫が死亡したときは、遅滞なく、環境大臣に届け出なければならないこととされた。また、獣医師がマイクロチップを取り外したときにおいても同様の届出が必要となることとした（新施行規則第21条の10第1項第2号）。これは、登録システムのデータベースから情報を消去する必要があるための措置である。死亡等の届出は、登録を受けた犬又は猫の所有者のほか、動物愛護管理担当職員が、登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合であって、当該犬又は猫の死亡等を確認したときにも行うことができることとした（新施行規則第21条の10第3項）。

新施行規則第21条の10第4項の規定の趣旨は、死亡等の届出が、新法第39条の7において市町村長が求めをした場合であっても、環境大臣から当該市町村長に通知がされないため、新法第39条の5第8項に基づく登録事項の変更の届出とみなすことで、新法第39条の7第3項に基づき環境大臣から当該市町村長に通知する事項とすることである。

第8 都道府県等の指導及び助言（新法第39 条の9 関係）

犬又は猫へのマイクロチップの装着及びマイクロチップが装着された犬又は猫の登録は、管理責任の明確化を通じて、犬又は猫の適正飼養を推進する観点から重要な制度である。動物の愛護及び管理に関する事務をつかさどる都道府県等において、当該事務が適切に運用されるよう、都道府県等が犬又は猫の所有者に必要な指導及び助言を行うように努めなければならないこととされた。

第9 指定登録機関の指定等（新法第39 条の10 から新法第39 条の25 関係）

これらの規定は、指定登録機関の組織や登録関係事務の実施に関し必要な事項を定めたものである。これについては、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令（令和3年環境省令第9号）の内容を併せて参照されたい。

環境大臣は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、マイクロチップが装着された犬又は猫の登録に関する事務（以下「登録関係事務」という。）を行わせることができることとされている（新法第39 条の10 第1項）。環境大臣は、令和3年6月15日に公益社団法人日本獣医師会を指定登録機関に指定し、実際の登録関係事務は、当該指定登録機関が行うこととしている。なお、改正法附則第5条第4項の規定により、マイクロチップが装着された犬又は猫の登録が、マイクロチップ関係の規定の施行日から確実に行われるようにするため、指定登録機関の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、マイクロチップ関係の規定の施行日前においても、行うことができることとされた。

また、令和3年9月29日、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第276号）が公布され、新法第39 条の25 第1項に基づく犬及び猫の登録等に係る手数料を定めている。

第10 情報の提供並びに申請書及び届出書の提出部数

環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。この項において同じ。は、都道府県知事及び市区町村長に対し、新法第35 条第4項及び同条第5項に規定する事務の実施（所有者がいると推測される犬又は猫についてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するため）に必要な範囲内において、登録システムに保管されている情報の提供を行うものとする）ことで、都道府県知事又は市区町村長による当該情報の閲覧を可能とした（新施行規則第21 条の11 第1項）。

また、環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認める場合において、登録システムに保管されている情報の提供を行うものとする）ことで、厚生労働大臣による当該情報の閲覧を可能とした（新施行規則第21条の11 第2項）。

さらに、新施行規則第21 条の7 第1項に基づく登録の申請書（様式第23）、新施行規則第21条の7 第5項に基づく再交付の申請書（様式第25）、新施行規則第21条の7 第8項に基づく登録事項の変更の届出書（様式第26）、新施行規則第21条の8に基づく変更登録の申請書（様式第27）及び新施行規則第21 条の10 第2項に基づく死亡等の届出書（様式第28）については、正本の写しを添えることを不要とした（新施行規則第22 条）

第 11 動物取扱業に係る飼養管理基準（新法第 21 条関係）

犬猫等販売業者の所有する犬又は猫へのマイクロチップの装着を厳格化するため、改正省令において所要の改正を行った。具体的には、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後 90 以内の犬又は猫を取得した場合にあっては、生後 90 日を経過した日）から 30 日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、新法第 39 条の 5 第 1 項に基づく環境大臣の登録（登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあっては、同法第 39 条の 6 第 1 項に基づく変更登録）を受けることとした（新基準省令第 2 条第 7 項ア）。なお、この省令の施行の際現に犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）を所有する販売業者については、当該犬又は猫の子の譲渡しの日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、環境大臣の登録を受けるよう努めなければならないこととしており、義務の対象とはしていない（改正省令附則第 4 条）。

また、販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあっては、基準省令第 2 条第 6 号ハに掲げる動物の繁殖の実施状況について記録した台帳の写しと併せて譲り渡すこととした（新基準省令第 2 条第 6 号ニ）。これは、自治体による立入検査等においては、これらの記録に基づき繁殖に関する基準の遵守状況を確認することになるが、他の業者に当該犬又は猫を譲り渡した場合に、前の業者における当該犬又は猫の繁殖状況の情報を譲り渡した先の業者に引き継ぐことで、基準の遵守状況を正確に把握できるようにするためである。

4 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

環自総発第2508296号
令和7年8月29日

環境省自然環境局長から
各都道府県知事
各指定都市の長あて
各中核市の長

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。）の一部を改正する省令（令和7年環境省令第3号）が令和7年2月17日に公布され、段階的に施行されているところ。今般、令和7年9月1日から施行規則第21条の9の改正規定が施行されるので、御了知の上、その適切な施行に格段の御配慮をお願いします。なお、施行規則第21条の9の改正内容は下記のとおりである。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の7第1項又は第3項の求めを行った市区町村（以下「特例参加市区町村」という。）において、より確実かつ容易に犬の転出を把握できるようにするため、環境大臣は、犬の転出に伴い法第39条の5第8項の規定による登録事項変更の届出又は法第39条の6第1項の変更登録があった場合に、当該特例参加市区町村に当該犬の転出を通知するものとする。そのため、施行規則第21条の9第3項を新設し、犬の転出に係る特例参加市区町村への通知を規定する。

5 「名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例」の概要について

(1) 目的

動物の適正な取扱いその他動物の生命の尊重、健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて動物を愛護する気運を醸成するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図る。

(2) 責務

ア 市の責務

- ①市は、愛護及び管理に関する施策を策定し、関係する行政機関及び市民と協力して実施する。
- ②市は、人と動物の共生に向けた施策と保健、福祉、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、動物の愛護及び管理に関する施策を実施する。

イ 市民の責務

市民は、動物の愛護に努めるとともに市が実行する動物の愛護及び管理に関する施策に協力する。

(3) 飼主の遵守事項

動物愛護と危害防止の要となる「動物の適正飼養」に関する以下の基本的な事項を、動物の飼主は遵守しなければならない。

ア 適正に餌及び水を与えること。

イ 寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した場合は、適切な措置を講ずること。

ウ 適正な飼養及び保管のために必要なときは、動物の種類、習性、生理及び生態を考慮した飼養施設を設けること。

エ 飼養及び保管する動物の数は、適正な飼養及び保管を行うための環境の確保、終生飼養の確保並びに周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理をすることが可能な数とすること。

オ 汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔に保つこと。

カ 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。

キ 異常な鳴き声若しくは臭気、飛散する毛若しくは羽毛又は発生する多数のねずみ若しくははえその他の害虫により人に迷惑をかけないこと。

ク 動物が逃走した場合は、自ら搜索し、収容すること。

ケ 犬の飼主は、飼犬が公共の場所等でふんを排せつしたときは、直ちに当該ふんを回収すること。

コ 犬の飼主は、飼犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及

ばすことのないよう、適正な方法によりしつけを行うよう努めること。

サ 猫の飼主は、飼猫を室内において飼養し、及び保管するよう努めること。

シ 動物の所有者は、当該動物の終生飼養に努めるとともに、やむを得ず継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することができる者に、当該動物を譲渡するよう努めなければならない。

(4) 多数の犬又は猫の飼養又は保管に係る届出

ア 犬又は猫の飼主（第 1 種動物取扱業又は第 2 種動物取扱業を営む者その他規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）は、同一敷地内にある住居又は飼養施設（以下「住居等」という。）において飼養又は保管する犬及び猫（いずれも生後 90 日以内のものを除く。）の数を合計した数（以下「飼養頭数」という。）が 10 以上となったときは、その日から 30 日以内に、当該住居等の存する敷地ごとに、市長に届け出なければならない。

イ 届出をした者は、飼主の氏名や住所等に変更があったときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

ウ 届出をした者は、その届出に係る飼養頭数が 10 未満になったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

エ 届出をした者は、市が行う講習会（動物の飼養に必要な知識及び能力に関する講習会をいう。）を受けなければならない。

(5) 特定動物の飼養又は保管の制限

ア 特定動物の飼主の遵守事項

イ 特定動物の逃走時の措置

ウ 特定動物が人に危害を加えた場合の飼主の届出義務

(6) 飼犬等の規制

ア 犬の飼主の義務

① 人に害を加えるおそれのない方法で、常につないでおかななければならないこと。

② 飼犬を訓練・運動・移動させるときは、害の発生を制止できるよう常に監視しなければならないこと。

イ 事故発生時の措置

飼犬が人をかんだときには、飼主は保健所長への届出・獣医師の検診等を実施しなければならない。

ウ 野犬等の抑留・掃討

① 飼主のない犬、つながれていない飼犬の抑留について定める。

② 人への害を防止するため緊急の必要があり、抑留を行うことが著しく困難な事情がある場合における、野犬の掃討について定める。

(7) 人と動物の共生に向けた施策の総合的な推進

ア 普及啓発

市は、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるために、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を行う。

イ 犬又は猫の譲渡

市は、引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。

ウ 地域猫対策の推進

地域猫対策の推進のための市民と市の責務について定める。

エ 人と動物の共生に向けた施策を推進するための計画

市が策定する、人と動物の共生に向けた施策を推進するための計画について定める。

オ 名古屋市人とペットの共生推進協議会

市長の附属機関として、市長の諮問に応じ、人と動物の共生に向けた施策に関する重要事項について調査審議する「名古屋市人とペットの共生推進協議会」について定める。

(8) 動物愛護管理監視員

動物の愛護及び管理に関する法律第 37 条の 3 に基づき、動物愛護管理監視員を定め、飼主や動物取扱業を営む者（営んでいた者を含む。）の飼養施設等の立入検査や、監視その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせる。

(9) 主な罰則

ア 犬の飼主の義務の措置命令違反	30 万円以下の罰金
イ 犬の係留義務違反	20 万円以下の罰金
ウ 多頭飼育に関する届出義務違反	5 万円以下の過料

第2章

第一種動物取扱業の登録について

- 1 第一種動物取扱業とは？
- 2 登録の手続きについて
- 3 変更の届出について
- 4 登録証の再交付について
- 5 更新の申請について
- 6 廃業の届出について
- 7 登録の取消し・罰則について

第一種動物取扱業者の登録について

動物の愛護及び管理に関する法律第3章第2節「第一種動物取扱業者」の規定に基づき、第一種動物取扱業を営もうとする方は、事業所ごとに、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあってはその長）に対する登録が義務付けられています。

第一種動物取扱業の登録をせずに第一種動物取扱業を営んだ者、又は不正の手段によっての登録をした者は、100万円以下の罰金に処せられます。

1 第一種動物取扱業とは？

（1）取り扱う動物の範囲

哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの*及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するために飼養し、又は保管しているものは除かれます。

※ 「畜産農業に係るもの」とは、乳、肉、卵、皮革、毛皮等の畜産物の生産及び乗用、使役、競争用等の畜力の利用を目的として飼育又は繁殖される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等をいいます。

（2）第一種動物取扱業の「業として営むこと」の考え方

以下の「社会性」「頻度・取扱量」「営利性」のいずれにも該当するものをいいます。

社会性：特定かつ少数の者を対象としたものでないこと等、社会性をもって行っていると認められるもの。

頻度・取扱量：動物等の取扱いを継続反復して行っているものであること、又は一時的なものであっても多数の動物を取り扱っているもの。（例：年間2回以上又は2頭以上）

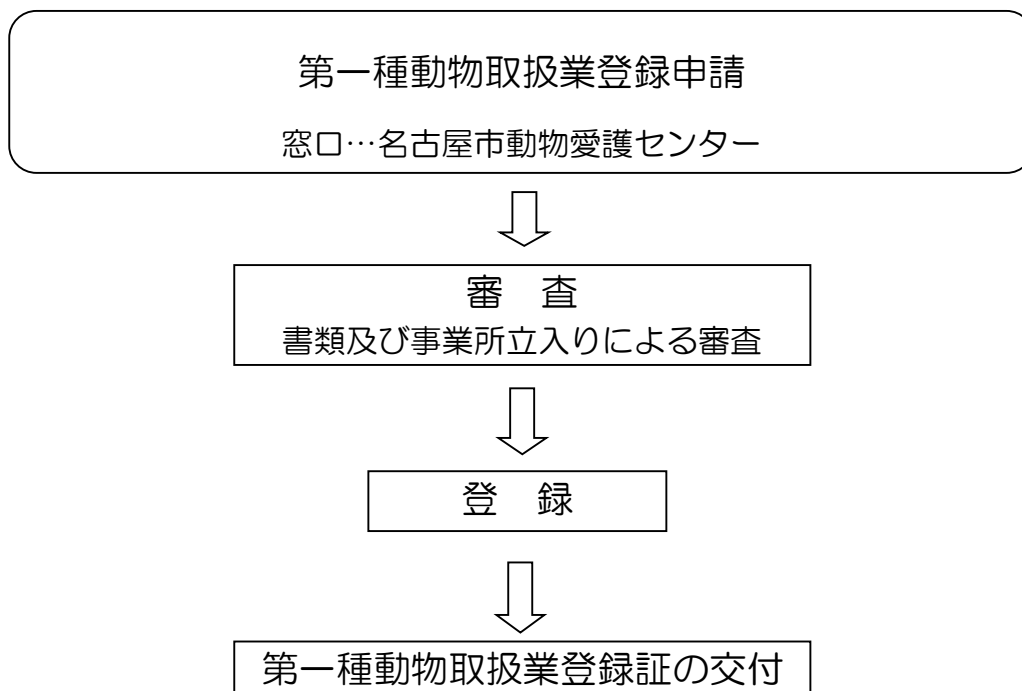
営利性：有償・無償の別を問わず、事業者の営利を目的として行っているもの。

（3）第一種動物取扱業の具体例

業種	業の内容	該当する可能性のある業者の一例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（取次ぎ又は代理を含む）	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者
保管	保管目的で顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者、美容業者（動物を預かる場合）、ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者、出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	動物園、水族館、動物ふれあいパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設・アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）
競りあっせん	動物の売買をしようとするもののあっせんを会場を設けて競りの方で行う業	動物オークション会場の運営業者
譲受飼養	動物を譲り受けてその飼養を行う業者	老犬・老猫ホーム

2 登録の手続きについて

(1) 登録の流れ



(2) 第一種動物取扱業者登録簿の閲覧

登録された第一種動物取扱業者は、登録簿に記載され一般に閲覧されます。

(3) 申請手数料

1 つの登録につき	15,000 円
1 つの事業所で同時に複数種別の申請を行った場合の 2 業種目以降	12,000 円



(4) 申請に必要な書類

必要書類			備考	
○第一種動物取扱業登録申請書			事業所ごと種別ごとに提出	
○業務の実施の方法について明らかにした書類			販売業又は貸出し業を営む場合	
○犬猫等健康安全計画			犬猫等販売業を営む場合	
○登記事項証明書			法人の場合	
○申請者（申請者が法人である場合、その法人及びその法人の役員）が動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類			申請者と動物取扱責任者が同一の場合は、一通で兼ねることができる	
○動物取扱責任者が動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類				
○役員の氏名及び住所を記した書類			法人の場合	
○特定動物飼養保管許可証の写し			特定動物を取り扱う場合	
○飼養施設を有する場合に必要な書類	飼養施設の平面図			
	飼養施設の付近の見取図			
	ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）			
○権限を有することを示す書類	事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に有することを示す書類		登記事項証明書、賃貸借契約書の写し等	
○動物取扱責任者の要件を証明する書類 （Ⅰ～Ⅳのいずれか。Ⅲ又はⅣの場合は、併せてⅤ i 又はⅤ ii も必要）	Ⅰ	獣医師免許証の写し		
	Ⅱ	愛玩動物看護師免許証の写し		
	Ⅲ	営もうとする第一種動物取扱業の種別にかかる知識及び技術について、1年間以上教育する学校、その他の教育機関を卒業している(専門職大学の前期課程を修了している場合も含む)ことがわかる書類	※犬の訓練学校、動物のトリマー養成学校等の卒業証明等（併せてⅤ i 又はⅤ ii も必要）	
	Ⅳ	公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別にかかる知識及び技術を習得していることの証明を得ていることがわかる書類	※ 愛玩動物飼養管理士、家庭動物管理士、等（併せてⅤ i 又はⅤ ii も必要）	
	Ⅴ	i	第一種動物取扱業実務従事証明書	営もうとする種別に対応した実務経験であることが必要です。
		ii	飼養経験証明書	取り扱おうとする動物の種別ごとに実務経験と同等と認められる1年以上の飼養に従事した経験があることが必要です。
○事業所以外の場所で重要事項の説明等をする職員の要件を証明する書類（事業所の外で業務を行う場合）			「動物取扱責任者の要件を証明する書類」のⅠからⅤ i までのいずれかが必要です。 ※ 動物取扱責任者が兼任する場合は省略できます。	
○事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員の要件を証明する書類				

※ 必ず、2部ずつ提出してください（1通は写し）。

※ 同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合で、その登録を同時に申請する場合は、重複する部分の書類については省略できます。

(5) 登録の基準

登録を受けようとする者が、次のア～ウに該当する場合は登録ができません。

ア 申請者（申請者が法人である場合、その法人及びその法人の役員）とその使用人で事業所の業務を統括する人が、次の欠格事項のいずれかに該当する場合

事由	
①	精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者
②	破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
③	動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から5年を経過しない者
④	第一種動物取扱業者で法人であるものが動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種動物取扱業者の役員であった者でその処分のあった日から5年を経過しないもの
⑤	動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
⑥	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
⑦	動物の愛護及び管理に関する法律の規定、化製場等に関する法律、外国為替及び外国貿易法、狂犬病予防法、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律のそれぞれ関係する部分の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
⑧	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
⑨	第一種動物取扱業の登録取消し処分に係る行政手続法に基づく聴聞の通知後、処分に係る決定までの間に廃業等の届出をした者で、その届出の日から5年を経過しない者

イ 申請する者が、以下の基準（ア）～（オ）に適合していないとき

（ア）事業所の基準

1	事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有していること。
2	事業所ごとに、1名以上の常勤の職員が当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること。
3	事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、表1の要件に該当する者が配置されていること。
4	事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員は、表1の要件に該当する者であること。
5	事業の内容及び実施の方法にかんがみ事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する見込みがあること。
6	犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、事業所ごとに第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（以下基準省令という。）第2条第2号に定める動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項に適合する員数の従業者を確保する見込みがあること。

※ 3及び4は動物取扱責任者と兼ねることができる



表1 必要な要件（次の3つのいずれかに該当することが必要）

①	営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに、対応した種別に係る半年間以上の実務経験があること。 ※ 対応した種別については「表2 種別ごとの実務経験」を参照
②	営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。
③	公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

表2 種別ごとの実務経験

営もうとする種別	半年以上の実務経験と認められる対象種別
販売（飼養施設あり）	販売（飼養施設あり） 貸出し
販売（飼養施設なし）	販売（飼養施設あり・なし） 貸出し
保管（飼養施設あり）	販売（飼養施設あり） 保管（飼養施設あり） 貸出し 訓練（飼養施設あり） 展示 譲受飼養
保管（飼養施設なし）	販売（飼養施設あり・なし） 保管（飼養施設あり・なし） 貸出し 訓練（飼養施設あり・なし） 展示
貸出し	販売（飼養施設あり） 貸出し
訓練（飼養施設あり）	訓練（飼養施設あり）
訓練（飼養施設なし）	訓練（飼養施設あり・なし）
展示	展示
競りあっせん	販売（飼養施設あり・なし） 競りあっせん
譲受飼養	販売（飼養施設あり） 保管（飼養施設あり） 貸出し 訓練（飼養施設あり） 展示 譲受飼養

（イ）飼養施設の構造及び管理の方法の基準

1	飼養施設は、表3の飼養施設に必要な設備を備えていること。
2	ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入を防止できる構造であること。
3	床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。
4	飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。
5	飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。
6	飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。
7	飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。 ① 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。 ② 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。 ③ 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。 ④ 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。 ⑤ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。
8	構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。
9	犬又は猫の飼養施設は、基準省令第2条第1号に定める飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項に適合するものであること。
10	犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区別する等の夜間（午後8時から午前8時まで）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること。ただし、特定成猫※の飼養施設については、夜間のうち展示を行わない場合に当該措置が講じられていること。

※特定成猫とは、次のいずれかに該当する猫をいいます。

① 生後1年以上であること。

② 午後8時から午後10時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。

表3 飼養施設に必要な設備

①ケージ等（動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。）	⑧動物の死体の一時保管場所
②照明設備（営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く。）	⑨餌の保管設備
③給水設備	⑩清掃設備
④排水設備	⑪空調設備（屋外施設を除く。）
⑤洗浄設備（飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。）	⑫遮光のため又は風雨を遮るための設備（ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。）
⑥消毒設備（飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう。）	⑬訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業を営もうとする者に限る。）
⑦汚物、残さ等の廃棄物の集積設備	

(ウ) 販売業者が登録するにあたって守らなければならない基準

1	離乳を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売に供すること。
2	飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売に供すること。
3	2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売に供すること。
4	犬又は猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間において行うこと。
5	販売の契約に当たって、あらかじめ、その事業所において販売しようとする動物の現在の状況を直接見せるとともに、表4に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を、顧客に対して対面により書面又は電磁的記録を用いて説明し、この情報提供を受けたことについて顧客の署名等による確認を実施すること。ただし、第一種動物取扱業者を相手方とする販売の場合にあっては、②から⑩までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。
6	契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

表4 販売業者が説明しなければならない項目

①品種等の名称	⑩遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
②性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報	⑪性別の判定結果
③平均寿命その他の飼養期間に係る情報	⑫生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
④飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模	⑬不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
⑤適切な給餌及び給水の方法	⑭繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては、当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
⑥適切な運動及び休養の方法	⑮所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
⑦主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法	⑯当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
⑧不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）	⑰当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）

⑨⑧に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）	⑩①から⑩⑦までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
---	--

（エ）犬猫等販売業者が登録するにあたって守らなければならない基準

犬猫等販売業を行う場合は、次の要件を満たす「犬猫等健康安全計画」を策定し、守らなければなりません。

1	（ア）～（ウ）の基準に適合していること。
2	幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持の確保上明確かつ具体的であること。
3	販売の用に供することが困難になった犬猫等の取扱いが、犬猫等の終生飼養を確保するために適切なものであること。

（オ）貸出し業者が登録するにあたって守らなければならない基準

1	飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を貸出しに供すること。
2	2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を貸出しに供すること。
3	犬又は猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間において行うこと。
4	貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、表5に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を提供すること。

表5 貸出し業者が説明しなければならない項目

①品種等の名称	⑥遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
②飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模	⑦性別の判定結果
③適切な給餌及び給水の方法	⑧不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
④適切な運動及び休養の方法	⑨当該動物の病歴、ワクチンの接種状況
⑤主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法	⑩①から⑩⑦までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

（カ）犬又は猫を飼養又は保管を行う全ての業者が登録するにあたって守らなければならない基準

1	犬又は猫のケージ等は、基準省令に定める規模及び構造に適するものであること。
2	その事業所において、飼養又は保管する予定の犬又は猫の数に見合った従業員の数を確保する見込みがあること。

ウ 申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき

3 変更の届出について

次の内容を変更する場合は、必要な書類を添えて動物愛護センターへ届け出てください。変更の届出は、手数料はかかりません。

「販売⇒保管」といった種別の変更はできません。この場合は、販売業を廃業し、保管業の新規登録を受けるという手続きが必要になります。

(1) あらかじめ届出が必要な場合

変更事項	必要な書類
① 種別に応じた業務の内容及び実施の方法の変更（繁殖を行うかどうかの別を含む）	○業務内容・実施方法変更届出書 ○販売及び貸出し業者にあっては業務の実施の方法を明らかにした書類
② 犬猫等販売業を始める場合	○犬猫等販売業開始届出書 ○犬猫等健康安全計画
③ 飼養施設を設置する場合	○飼養施設設置届出書 ○飼養施設の平面図 ○飼養施設の付近の見取図 ○権限を有することを示す書類

(2) 変更後 30 日以内に届出が必要な場合

変更事項	必要な書類
① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	○第一種動物取扱業変更届出書 ○登記事項証明書（法人の場合） ○代表者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 に該当しないことを示す書類（代表者が役員であってすでに同書類を提出している場合を除く。）
② 事業所の名称及び所在地	○第一種動物取扱業変更届出書 ○権限を有することを示す書類
③ 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者の氏名	○第一種動物取扱業変更届出書 ○動物取扱責任者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 に該当しないことを示す書類（動物取扱責任者の変更の場合） ○動物取扱責任者の資格要件を証明する書類（動物取扱責任者の変更の場合）
④ 主として取扱う動物の種類及び数	○第一種動物取扱業変更届出書
⑤ 飼養施設の所在地	○第一種動物取扱業変更届出書
⑥ 飼養施設の構造及び規模	○第一種動物取扱業変更届出書 ○飼養施設の平面図 ○飼養施設の付近の見取図
⑦ 法人にあっては役員の氏名及び住所	○第一種動物取扱業変更届出書 ○役員が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 に該当しないことを示す書類（役員の変更の場合）
⑧ 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員の氏名	○第一種動物取扱業変更届出書 ○職員の資格要件を証明する書類（職員の変更の場合）
⑨ 営業時間（夜間に係るもの）	○第一種動物取扱業変更届出書
⑩ 犬猫等健康安全計画	○第一種動物取扱業変更届出書 ○犬猫等健康安全計画
⑪ 犬猫等販売業をやめた場合	○犬猫等販売業廃止届出書

- 登録証に記載された内容（①②③）を変更する場合は、あわせて登録証の再交付を申請することもできます。

※ 変更を行った場合は、標識及び識別章の内容は逐次更新してください。

- 「①氏名の変更」は婚姻などによる姓名の変更に限ります。営業者の死亡による相続などで、別の方が営業者となる場合は、廃業の手続きと新規の登録を行っていただく必要があります。ただし、法人の場合は、代表者の変更は可能です。

- 「②事業所の名称及び所在地」の所在地の変更は、以下のような動物の健康及び安全の確保等に直接関係のないものに限りします。

- ・飼養施設を持たない取次ぎ・仲介による動物の販売業者の事業所
- ・出張訓練業者の事業所
- ・ペットシッターの事業所 等

- 「⑤飼養施設の所在地」の変更は、移動用の飼養施設の移動範囲の変更を行う場合が対象になります。

- 夜間とは午後 8 時から午前 8 時までのことを言います。

（3）軽微な変更で届出が不要な場合

以下の場合、軽微な変更として届出がいらな場合があります。動物愛護センターへ確認してください。

① 飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、登録を受けたとき、又は変更の届出をしたときの延べ床面積から通算して30パーセント未満であるもの
② 飼養施設の設備等の増設及び配置の変更であって、その部分の床面積が、登録を受けたとき、又は変更の届出をしたときの延べ床面積から通算して30パーセント未満であるもの
③ 照明設備又は遮光のため若しくは風雨を遮るための設備の増設及び配置の変更
④ 飼養施設の現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの
⑤ 飼養施設の管理の方法の変更
⑥ 営業時間の変更であって、その変更に係る部分の営業時間が夜間（午後 8 時から午前 8 時まで）に含まれないもの



4 登録証の再交付について

(1) 登録証とは

- ・ 第一種動物取扱業者が動物の愛護及び管理に関する法律に基づいて、名古屋市長の登録を受けていることを証明するものです。
- ・ 第一種動物取扱業者の遵守基準として、取引相手が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと等の聴取が義務付けられています。

登録証は、契約又は取引において、相手方から第一種動物取扱業者であるかどうかの確認があった場合の証明となります。

基準省令 第2条第7号リ

動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。

(2) 標識の代替

法第18条では事業所ごとに公衆の見やすい場所に「標識」を掲示しなければならないことが規定されていますが、代わりに、「登録証」を掲示することができます。

(3) 登録証の再交付

登録証を亡失若しくは滅失した場合、又は登録証に記載された事項の変更の届出をしたときは登録証の再交付を受けることができます。届出は、動物愛護センターで行ってください。

再交付理由	必要書類	手数料	備考
登録証の亡失	第一種動物取扱業 登録証再交付 申請書	1,100 円	○ 再交付の届出をしないときは、第一種動物取扱業亡失届出書により、亡失した事実の届出が必要。 ○ 再交付後に、元の登録証を発見した場合は、古い登録証を第一種動物取扱業登録証返納届出書とともに返納してください。
登録証の滅失			
登録証記載事項 の変更		2,100 円	○ 以下の登録証記載事項の変更の届出を行った場合に、再交付を受けることができます。 ①氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名） ②住所 ③事業所の名称 ④事業所の所在地 ⑤動物取扱責任者の氏名 ○ 再交付の際、古い登録証は返納してください。

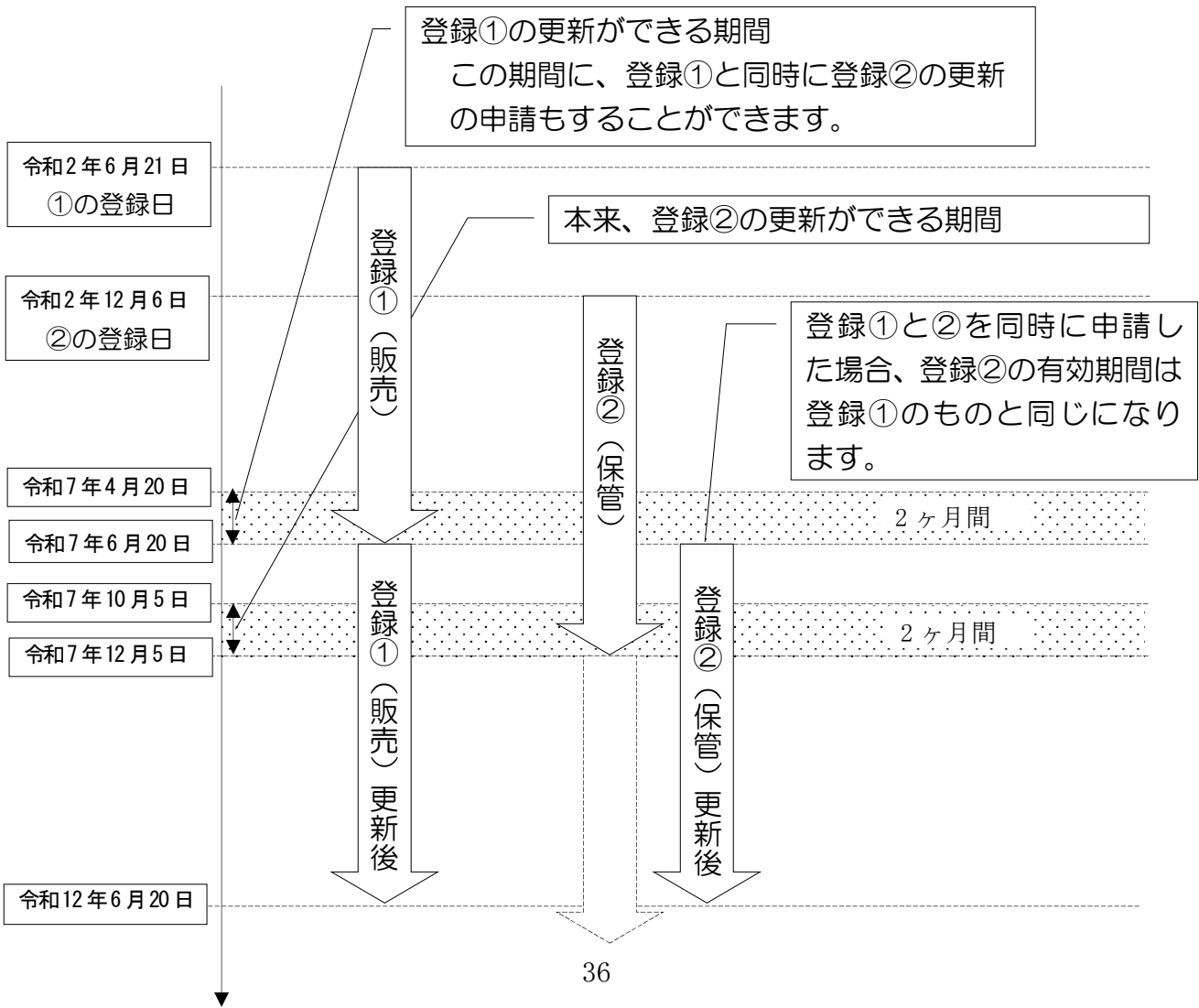
5 更新の申請について

- (1) 登録は、5年ごとの更新が必要です。
- (2) 更新は、登録の有効期間の末日の2ヵ月前から申請することができます。
- (3) 更新の申請は、登録更新申請書に登録時と同様の書類を添えて行ってください。ただし、新規登録および更新の申請時から飼養施設の規模、構造、配置などに変更がない場合や、変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については省略できます。
- (4) 2つ以上の登録を受けている方で、そのうち1つの登録について、更新の申請をする場合は、残りの登録について、それらの更新の期間でなくとも同時に更新の申請をすることができます。この同時申請により、2つの登録の有効期間は同じになります。
- (5) 申請手数料

1つの登録につき	10,000 円
1つの事業所で同時に複数種別の申請を行った場合の2業種目以降	7,500 円

○同時申請の例

ペットショップ（販売）の登録①を受けた5ヵ月後に同じ事業所で、ペットホテル（保管）の登録②も受けた場合。



6 廃業の届出について

第一種動物取扱業登録業者が以下の「該当事項」いずれかに該当した場合は、その日から 30 日以内に「届出人」は、動物愛護センターに、廃業等届出書により廃業の届出をしてください。有効期間内にある登録証を有している場合は、あわせて登録証も返納してください。廃業の届出は、手数料はかかりません。

該当事項	届出人
① 死亡した場合	その相続人
② 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
③ 法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
④ 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
⑤ その登録に係る第一種動物取扱業を廃止した場合	第一種動物取扱業者であった個人又は第一種動物取扱業者であった法人を代表する役員



7 登録の取消し・罰則について

(1) 第一種動物取扱業者が以下に該当した場合は、登録の取消し又は6ヶ月以内の期間の業務の全部もしくは一部の停止になる場合があります。

① 不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき
② その者が行う業務の内容及び実施の方法が、「2 登録の手続きについて(5) 登録の基準 イ」の基準に適合しなくなったとき
③ 第一種動物取扱業者又は法人の場合はその役員が、「2 登録の手続きについて(5) 登録の基準 アの1, 2, 4, 6, 8, 9」のいずれかに該当したとき
④ この法律もしくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき

(2) 第一種動物取扱業に関する罰則として次のように定められています。

① 登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだ者	100万円 以下の罰金
② 不正の手段によって登録(登録の更新を含む)を受けた者	
③ 業務停止の命令に違反した者	
④ 基準遵守等の改善命令を受け、それに従わない者	
⑤ 登録の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円 以下の罰金
⑥ 犬猫等販売業者であって、法第22条の6第3項の規定による命令に違反して検案書又は死亡診断書を提出しなかった者	
⑦ 動物愛護管理監視員より求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	
⑧ 法第16条第1項に定める廃業の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20万円 以下の過料
⑨ 動物販売業者等であって、取り扱う動物の帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者	
⑩ 動物販売業者等であって、取り扱う動物の数の毎年の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
⑪ 法第18条の規定による第一種動物取扱業の標識を掲げない者	10万円 以下の過料

第3章

第一種動物取扱業者の遵守基準

- 1 動物取扱責任者について
- 2 事業所の基準
- 3 広告・取引の基準
- 4 飼養施設、飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び
規模並びに当該設備の基準
- 5 動物の飼養又は保管に従事する従業員の員数の基準
- 6 動物の飼養又は保管をする環境の管理の基準
- 7 動物の疾病等に係る措置の遵守基準
- 8 動物の展示又は輸送の遵守基準
- 9 動物を繁殖させる場合の遵守基準
- 10 その他動物の愛護及び適正な飼養の遵守基準
- 11 種別ごとの遵守基準
- 12 台帳等の調製
- 13 対面販売と販売時情報提供等の義務
- 14 犬猫のマイクロチップ装着と登録等の義務

第一種動物取扱業者の遵守基準

第一種動物取扱業者の遵守しなければならない基準として、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」や環境省告示「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」中で様々な基準が定められています。

第一種動物取扱業者の遵守基準

1 動物取扱責任者について

2 事業所の基準

- ・ 権原
- ・ 重要事項説明職員
- ・ 標識 等

3 広告・取引の基準

- ・ 広告
- ・ 販売動物の標記事項
- ・ 法令を遵守していない相手との取引禁止 等

4 飼養施設及び飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の基準

- (1) 飼養施設に必要な設備の基準
- (2) 飼養施設の構造の基準
- (3) 飼養施設の管理基準
- (4) 飼養施設に備える動物を飼う設備（ケージ等）に必要な設備の基準
- (5) ケージ等の構造の基準
- (6) 設備（ケージ等）の管理基準

5 動物の飼養又は保管に従事する従業員の員数の基準

6 動物の飼養又は保管をする環境の管理の基準

7 動物の疾病等に係る措置の遵守基準

8 動物の展示又は輸送の遵守基準

9 動物を繁殖させる場合の遵守基準

10 その他動物の愛護及び適正な飼養の遵守基準

- 全般
- 犬又は猫

11 種別ごとの遵守基準

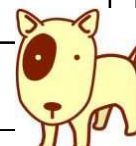
- (1) 販売業者の遵守基準
 - ・ 犬猫等販売業者の遵守基準
- (2) 保管業者の遵守基準
- (3) 貸出業者の遵守基準
- (4) 訓練業者の遵守基準
- (5) 展示業者の遵守基準
- (6) 競りあっせん業者の遵守基準

12 台帳等の調製

- ・ 台帳の調製
- ・ 動物に関する帳簿
- ・ 5年間の保管 等

13 対面販売と販売時情報提供等の義務

14 犬猫のマイクロチップ装着と登録等の義務



1 動物取扱責任者について



(1) 動物取扱責任者の設置

第一種動物取扱業の業務の適正な実施を確保するため、第一種動物取扱業者に対し事業所ごとに1名以上の、常勤の職員で、当該事業所に専属の動物取扱責任者を選任することが義務付けられています。

動物の愛護及び管理に関する法律第22条第1項

第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。

(2) 動物取扱責任者研修の受講

第一種動物取扱業者は、動物取扱責任者に市長が行う研修を受講させることが義務付けられています。動物取扱責任者に研修を受けさせない場合、事業者の方が勧告等の対象となります。

動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項

第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受けさせなければならない。

動物の愛護及び管理に関する法律第23条第2項

都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第21条の4若しくは第22条第3項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫販売業者が第22条の5の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第23条第3項

都道府県知事は、前2項の規定による勧告を受けた者が前2項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

※ 動物取扱責任者の役割

動物取扱責任者は、動物が適正に取り扱われるよう、以下の事項を率先して実行してください。

- ① 第一種動物取扱業者に対して、日常の動物の取扱方法等の改善を進言する
- ② 事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う
- ③ 動物愛護監視員による指導の際の事業所ごとの窓口として責任を果たす

(3) 動物取扱責任者の要件

動物取扱責任者は、次の2つの要件を満たす職員のうちから専任してください。

ア 事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修で得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有する者であること。

イ 次の①～④のいずれかに該当する者であること。

① 獣医師
② 愛玩動物看護師
③ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに、対応した種別※に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職する者に限る）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験※※があり、かつ、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること（学校教育法による専門職大学であって、当該知識及び技術について1年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。）
④ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに、対応した種別※に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職する者に限る）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験※※があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

※対応する種別については、下の表のとおりです。

表 種別ごとの実務経験	
営もうとする種別	半年以上の実務経験と認められる対象種別
販売（飼養施設あり）	販売（飼養施設あり） 貸出し
販売（飼養施設なし）	販売（飼養施設あり・なし） 貸出し
保管（飼養施設あり）	販売（飼養施設あり） 保管（飼養施設あり） 貸出し 訓練（飼養施設あり） 展示 譲受飼養
保管（飼養施設なし）	販売（飼養施設あり・なし） 保管（飼養施設あり・なし） 貸出し 訓練（飼養施設あり・なし） 展示
貸出し	販売（飼養施設あり） 貸出し
訓練（飼養施設あり）	訓練（飼養施設あり）
訓練（飼養施設なし）	訓練（飼養施設あり・なし）
展示	展示
競りあっせん	販売（飼養施設あり・なし） 競りあっせん
譲受飼養	販売（飼養施設あり） 保管（飼養施設あり） 貸出し 訓練（飼養施設あり） 展示 譲受飼養

※※雇用関係が発生しない形（師弟関係やボランティア）や常勤ではない雇用形態等において実務経験と同等と認められる飼養に従事した経験のことを言います。ペットとしての飼養経験は認められません。

2 事業所の基準

動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして次のような基準が定められています。

(1) 権原

事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有していること。

※ 権原

ある行為を正当化する法律上の原因。他人の土地を使用するための地上権・賃借権の類

(2) 重要事項説明等を行う職員

ア 事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件①～③のいずれかに該当する者が配置されていること。

必ず置かなければいけません

イ 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員は、次に掲げる要件①～③のいずれかに該当する者であること。

ペットシッター、出張訓練業等の事業所外で業を行う場合が該当します

要件

① 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに次の表に定める種別に係る半年間以上の実務経験があること。

表 種別ごとの実務経験

営もうとする種別	半年以上の実務経験と認められる対象種別
販売（飼養施設あり）	販売（飼養施設あり） 貸出し
販売（飼養施設なし）	販売（飼養施設あり・なし） 貸出し
保管（飼養施設あり）	販売（飼養施設あり） 保管（飼養施設あり） 貸出し 訓練（飼養施設あり） 展示 譲受飼養
保管（飼養施設なし）	販売（飼養施設あり・なし） 保管（飼養施設あり・なし） 貸出し 訓練（飼養施設あり・なし） 展示
貸出し	販売（飼養施設あり） 貸出し
訓練（飼養施設あり）	訓練（飼養施設あり）
訓練（飼養施設なし）	訓練（飼養施設あり・なし）
展示	展示
競りあっせん	販売（飼養施設あり・なし） 競りあっせん
譲受飼養	販売（飼養施設あり） 保管（飼養施設あり） 貸出し 訓練（飼養施設あり） 展示 譲受飼養

② 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。

③ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

(3) 動物の適正な取扱いに必要な飼養施設

事業の内容及び実施の方法にかんがみ事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する見込みがあること。

(4) 標識の掲示

ア 標識

登録を受けた第一種動物取扱業者は、その事業所ごとに、顧客の出入口から見やすい位置に第一種動物取扱業者標識を自ら作成して、掲示すること。

なお、登録時に発行される登録証を、代わりに掲示することも可能。

登録業者が自分で作成し、掲示
※A4以上の大きさが必要

第一種動物取扱業者標識	
① 氏名又は名称	
② 事業所の名称	
③ 事業所の所在地	
④ 第一種動物取扱業の種別	
⑤ 登録番号	
⑥ 登録年月日	年 月 日
⑦ 有効期間の末日	年 月 日
⑧ 動物取扱責任者	

登録証を掲示してもよい

第一種動物取扱業登録証	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
住 所	
動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に基づき、上記の者を第一種動物取扱業者として登録する。	
名古屋市長 名古屋動物愛護センター所長	
登録の年月日	年 月 日
登録の更新の年月日	年 月 日
有効期間の末日	年 月 日
1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 登録に係る第一種動物取扱業の種別	
4 動物取扱責任者の氏名	
5 備 考	

登録の更新や変更届などで表示されている内容に変更があった場合、次のようにしてください

① 標識を掲示する場合

標識を書き換え、常に最新の情報を表示する。

② 登録証を掲示する場合

登録証の再交付を受け、表示内容を最新の状態にする。

イ 識別章

事業所以外の場所で営業をする場合は、顧客と接するすべての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に動物取扱業者識別章を掲示すること。

登録業者が自分で作成し、顧客から見やすい位置に掲示
※A7以上の大きさが必要

第一種動物取扱業者識別章	
氏名又は名称	
事業所の名称	
事業所の所在地	
第一種動物取扱業の種別	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
有効期間の末日	年 月 日

次のような場合に識別章が必要です

- 出張先で動物を扱うこととなるペットシッターや出張訓練業
- ペットホテル等での顧客の動物の送迎にあたる職員
- 動物の買付けに出かける職員
- その他事業所外で営業を行う職員

3 広告・取引の基準

(1) 広告の基準

ア 掲載事項

第一種動物取扱業の実施に係る広告については、以下の全ての項目を掲載することと定められています。

①氏名又は名称	⑤登録番号
②事業所の名称	⑥登録年月日
③事業所の所在地	⑦登録の有効期間の末日
④第一種動物取扱業の種別	⑧動物取扱責任者の氏名

イ 誇大広告の禁止

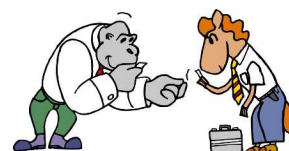
安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実に反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。

(2) 取引の基準

取引時に遵守すべき事項として以下のように定められています。

台帳へ記録が必要。

- ① 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。
- ② 動物の仕入れ、販売等動物の取引を行うに当たっては、その相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては動物の取引を行わないこと。
- ③ 競りあっせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。



○主なポイント

- ・ 販売等の取引を行う場合は、相手が登録が必要な業者である場合は、登録を受けているかどうかを確認してください。
- ・ ワシントン条約や外来生物法などの規制に違反する取引かどうか確認が必要です。

4 飼養施設、飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び

規模並びに当該設備の基準

(1) 飼養施設に必要な設備の基準

飼養施設に必要な設備として次の①～⑬が定められています。

- ① ケージ等（動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ。）
- ② 照明設備（営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く。）
- ③ 給水設備
- ④ 排水設備
- ⑤ 洗浄設備（飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。以下同じ。）
- ⑥ 消毒設備（飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう。以下同じ。）
- ⑦ 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備
- ⑧ 動物の死体の一時保管場所
- ⑨ 餌の保管設備
- ⑩ 清掃設備
- ⑪ 空調設備（屋外施設を除く。）
- ⑫ 遮光のため又は風雨を遮るための設備（ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。）
- ⑬ 訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業を営もうとする者に限る。）

(2) 飼養施設の構造の基準

(1) の設備に加えて次のような構造、規模であることが必要です。

- ① ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入を防止できる構造
- ② 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造
- ③ 飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度
- ④ 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模
- ⑤ 動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間
- ⑥ 取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでない構造及び規模
- ⑦ 犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区別する等の夜間（午後8時から午前8時まで）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること
- ⑧ 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。



(3) 飼養施設の管理基準

昨今の第一種動物取扱業者による動物の鳴き声、臭い等による周辺への生活環境保全上の問題の発生を踏まえ、飼養施設の管理方法等に関する遵守基準が次のように定められています。

台帳へ記録が必要

① 定期的な清掃

定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。

② 保守点検

1日1回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。

③ 出入口、窓等の管理

動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。

④ 鳴き声の対策

動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。

⑤ 逃走防止措置

動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施設設備を備えること。



○主なポイント

・周辺の生活環境の保全

第一種動物取扱業者は、飼養施設内を衛生的に保つことだけでなく、飼養施設の周囲に対しても、動物の鳴き声や、臭い、毛の飛散などにより生活環境を著しく損なわせることのないようにしなければならいとされています。(①③④⑤)

・台帳の調製

①と②については清掃、消毒及び保守点検の実施状況を記録した台帳の5年間の保管が義務付けられています。

(4) 飼養施設に備える動物を飼う設備（ケージ等）に必要な設備の基準
ケージ等に必要な設備として次の①～③が定められています。

- ① 給餌、給水のための器具（一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。）
- ② 動物の生態等に応じた設備（動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備。）
- ③ ふん尿等の受け皿（ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。）

(5) ケージ等の構造の基準

ケージ等の動物を飼う設備の大きさや、その床面の構造、強度について次のように定められています。

- ① 衛生管理上支障がある材質の使用禁止（耐水性がないため洗浄が容易でない等）
- ② ふん尿等が漏えいしない構造（床面）
- ③ 常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造（側面・天井）
※ 当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。
- ④ 衝撃による転倒を防止するための措置（飼養施設の床等に確実に固定する等）

⑤ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度

⑥ ケージの規模

（犬及び猫以外の動物の場合）

自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間の確保

※ 飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。

※ 傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

（犬又は猫の場合：飼養期間が短期間または運動スペース分離型飼養等）
〈寝床や休息場所となるケージ〉

犬：タテ（体長の2倍以上）×ヨコ（体長の1.5倍以上）×高さ（体高の2倍以上）

猫：タテ（体長の2倍以上）×ヨコ（体長の1.5倍以上）×高さ（体高の3倍以上）、

1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。

※ 複数飼養する場合：各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保。



〈分離型運動スペース〉

下記の運動スペース一体型飼養等と同一以上の広さを有する面積を確保し、常時運動に利用可能な状態で維持管理する。

（犬又は猫の場合：運動スペース一体型飼養等）

犬:床面積(分離型ケージサイズの6倍以上)×高さ(体高の2倍以上)

複数飼養する場合:床面積(分離型ケージサイズの3倍以上×頭数分)と最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保。

※ 床面積は、同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。

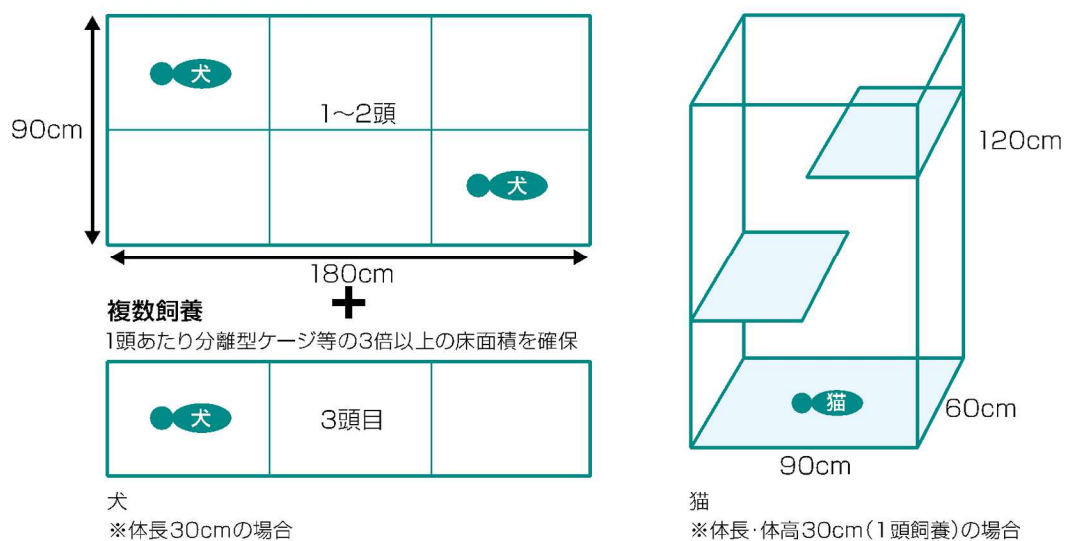
猫:床面積(分離型ケージサイズの2倍以上)×高さ(体高の4倍以上)、
2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。

複数飼養する場合:床面積(分離型ケージサイズの面積以上×頭数分)と最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保。

※ 床面積は、同時に飼養する猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。

※ 繁殖時:親子当たり上記の1頭分の面積を確保(親子以外の個体の同居は不可)。

図表4 運動スペース一体型におけるケージサイズのイメージ



(「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」より)

- ⑦ 突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質の使用(ケージ等・訓練場)

(犬又は猫の場合)

上記に加え、床材として金網の禁止(四肢の肉球が痛まないよう管理されている場合を除く。)とともに、錆、割れ、破れ等の破損のない状態

- ⑧ 清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質の使用(ケージ等・訓練場の床・内壁・天井及び付属設備)

- ⑨ 動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度（ケージ等・訓練場）

○主なポイント

- ・ケージは動物がストレスを受けないような構造でなければいけません。
- ・ケージ等は1日1回以上の清掃が義務付けられています。

（6）設備（ケージ等）の管理基準

① 清掃の実施

ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。



② 動物の搬出ごとの清掃・消毒

保管業者及び訓練業者にあっては、前号に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。

③ 逃走防止措置

動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施設設備を備えること。

④ 運動スペースの維持管理（犬又は猫の場合）

運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、分離型運動スペースは、常時、犬又は猫の運動のように供することができる状態で維持管理を行うこと。

5 動物の飼養又は保管に従事する従業員の員数の基準

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、遵守基準として以下のものが定められています。

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員（常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を職員数とする。）1人当たりの飼養又は保管をする頭数（親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）は除く。）の上限は、犬については20頭、猫については30頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については15頭、繁殖の用に供する猫については25頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、次ページの表のとおりとする。

〈犬と猫の両方を飼養保管する場合の上限頭数〉

犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員1人当たりの頭数の上限は、それぞれの上限の合計数ではなく、別途基準省令別表で定められている。

別表の読み方については、右の図表10で説明する。まず「犬の頭数」又は「猫の頭数」に着目する。犬・猫の頭数の組合せが複数ある場合は、最大値が上限となる。例えば、別表において犬の頭数が「11頭」の場合(①)は、表の同じ行のうち、猫の頭数は「14頭」又は「13頭」が該当するが、組合せの最大値を取るため猫の頭数は「14頭」となる(②)。犬と猫の上限頭数が確定した後、これに対応する犬・猫の「繁殖の用に供する頭数」の上限頭数の値が何頭かを確認する。犬が「11頭」の場合、このうち繁殖犬は「8頭」が上限頭数となり(③)、これに対応する猫の上限頭数「14頭」の場合、このうち繁殖猫は「12頭」が上限頭数となる(④)。

上の例では、まず「犬の頭数」に着目したが、逆に「猫の頭数」から見た場合、猫の上限頭数に対応する犬の上限頭数は1つに決まるため、繁殖の用に供する犬・猫の頭数も明確に1つに決まることとなる。

図表10 犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員1人当たりの飼養保管頭数の上限

飼養または保管する犬の頭数		飼養又は保管をする猫の頭数	
	うち繁殖の用に供する頭数		うち繁殖の用に供する頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
2	2	28	23
3		27	
4	3	26	22
5		25	
6	4	24	21
7		23	
8	5	22	20
9		21	
10	6	20	19
①11		19	
12	7	18	18
13		17	
14	8	16	17
15		15	
16	9	14	16
17		13	
18	10	12	15
19		11	
20	11	10	14
		9	
	12	8	13
		7	
	13	6	12
		5	
	14	4	11
		3	
	15	2	10
		1	
	16	0	9
		0	

※本表は基準省令本則別表(P95)を上限頭数の説明のために加工したもの。

(「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」より)

6 動物の飼養又は保管をする環境の管理の基準

動物を飼養又は保管する際の環境の管理には、遵守基準として以下のものが定められています。

- ① 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。。特に、販売業者が、夜間（午後8時から翌日午前8時までの間をいう。以下同じ。）に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。
- ② 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。
- ③ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第3条第3号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。
- ④ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。
- ⑤ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。

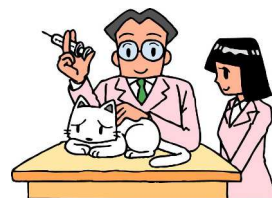


7 動物の疾病等に係る措置の遵守基準

第一種動物取扱業者は、取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせるなど、動物の感染症の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければなりません。

飼養施設において、動物が病気になったときなどの措置として以下のように定められています。

- ① 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。※
- ② 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。
- ③ 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年1回以上獣医師による健康診断（繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。）を受けさせ、その結果を記載した診断書を5年間保存すること。
- ④ 販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあっては、高齢猫（生後11年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。
- ⑤ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。
- ⑥ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。
- ⑦ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。
- ⑧ 販売業者にあっては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。



※ 競りあっせん業者が競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様です。

8 動物の展示又は輸送の遵守基準

(1) 動物の展示の遵守基準

動物を展示する場合の方法として以下のように定められています。

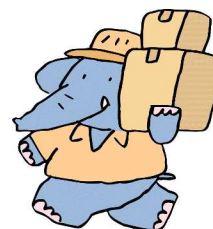
- ① 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間において行うこと。※
- ② 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあっては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

※ 特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前8時から午後10時までの間において行うことを妨げない。この場合において、1日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあっては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、12時間を超えてはならない。

(2) 動物の輸送の遵守基準

動物を輸送する場合の方法として以下のように定められています。

他者に委託する場合にあつてもこの事項が遵守されるようにしなければなりません。



- ① 輸送設備（動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。）は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。
- ② 輸送中は、常時、動物の状態を目視（監視カメラ等を利用して行うものを含む。）により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。
- ③ 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。
- ④ 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- ⑤ 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。
- ⑥ 必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- ⑦ 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための

特別な事情がある場合は、この限りでない。

- ⑧ 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。
- ⑨ 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること。
- ⑩ 販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

9 動物を繁殖させる場合の遵守基準

動物の販売、貸出し及び展示目的のために動物を繁殖させる場合の方法として以下のよう定められています。

台帳へ記録が必要

- ① 遺伝性疾患等に問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。
- ② みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。
- ③ 動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。
- ④ 犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を6回までとするとともに、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。
- ⑤ 猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。
- ⑥ 必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- ⑦ 帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを5年間保存すること。
- ⑧ 前述された健康診断（7－③）及び帝王切開の診断（9－⑦）その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

10 その他動物の愛護及び適正な飼養の遵守基準

動物の生命を尊重するため、第一種動物取扱業者として上記以外に行うべき適切な措置について、以下のような遵守基準が定められています。

(全般)

- ① 動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第26条第1項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあっては、当該特定動物の取引を行わないこと。
- ② ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあっては、この限りでない。
- ③ ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。
- ④ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。
- ⑤ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。
- ⑥ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。
- ⑦ 1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。
- ⑧ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。
- ⑨ 第一種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることに鑑み、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。
- ⑩ 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。
- ⑪ 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。
- ⑫ 動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。
- ⑬ 法第22条第3項の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得されるための措置を講じること。

(犬又は猫)

- ① 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。
 - ・被毛にふん尿等が固着した状態
 - ・体表が毛玉で覆われた状態
 - ・爪が異常に伸びている状態
 - ・その他犬又は猫の適正な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- ② 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。
- ③ 犬又は猫を飼養又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- ④ 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、飼養又は保管をする犬又は猫を、1日当たり3時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができ状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- ⑤ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

1 1 種別ごとの遵守基準

(1) 販売業者の遵守基準

①販売業者（全般）の遵守基準

ア 幼齢の動物の販売禁止（哺乳類の場合）

哺乳類については、離乳後成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売に供すること。



イ 十分に耐性が備わった動物の取扱い

飼養環境の変化や輸送に対して十分耐えられる動物を販売に供すること。

ウ 健康上問題がないことの確認

2日間以上、下痢、おう吐、四肢のマヒ等外見上異常がないか観察し、健康上問題がない動物を販売に供すること。



エ 夜間（午後8時から午前8時まで）展示の禁止

犬又は猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間において行うこと。

なお、夜間に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

オ 動物と顧客等の接触の取扱い

- ・ 夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。
- ・ 顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。
- ・ 飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

カ 高齢猫の取扱い

高齢猫（生後11年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

13 対面販売と販売時情報提供等の義務 参照
動物に関する帳簿へ記録が必要

キ 販売動物の情報に関する説明

販売する動物についてあらかじめ、その事業所において、販売しようとする動物の現在の状況を直接見せるとともに、次の表に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を、顧客に対して対面により書面又は電磁的記録を用いて説明するとともに、

この情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を実施すること。

②～⑩の事項に関しては、第一種動物取扱業者を相手として販売する場合は、必要に応じて説明すれば足りる。

- ① 品種等の名称
- ② 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- ③ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- ④ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ⑤ 適切な給餌及び給水の方法
- ⑥ 適切な運動及び休養の方法
- ⑦ 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- ⑧ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- ⑨ ⑧に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
- ⑩ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ⑪ 性別の判定結果
- ⑫ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ⑬ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- ⑭ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては、当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
- ⑮ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
- ⑯ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- ⑰ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
- ⑱ ①から⑰までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

ク 治療歴等の証明書の添付

飼養保管中の動物に治療、ワクチン接種を行った場合には、獣医師が発行した証明書を客に渡すこと（仕入先からこれらの証明書を受けとっている場合には、これらもあわせて客に渡すこと）。

ケ 販売動物の表示項目

販売に供しているすべての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的な記録を含む。）により表示すること。

- ① 品種等の名称
- ② 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報
- ③ 性別の判定結果
- ④ 生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ⑤ 生産地等
- ⑥ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

コ 夜間（午後 8 時から午前 8 時まで）営業

夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられないようにすること。特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に、見学者等が特定

成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

サ 長時間の展示の禁止

長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。

シ 野生由来動物の馴化措置

野生由来の動物を販売する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。

ス 取り扱う動物に関する帳簿の備え付け

取り扱う動物について（犬猫等販売業者については、個体ごとに）、所有した日、販売（引渡し）をした日等、次の事項を記載し、帳簿として5年間保存しなければならない。

12 台帳の調製 参照
参考様式 参照

- a 品種等の名称
- b 繁殖者の氏名又は名称、登録番号又は所在地（繁殖者が不明な場合、輸入者又は譲渡者。捕獲された動物の場合、捕獲者と捕獲場所）
- c 生年月日（不明な場合は推定される生年月日及び輸入年月日等）
- d 所有又は占有した日
- e 販売元又は譲渡元の氏名又は名称、登録番号又は所在地
- f 販売又は引渡しをした日
- g 販売先又は引渡し先の氏名又は名称、登録番号又は所在地
- h 販売又は引渡しの相手が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
- i 販売を行った者の氏名
- j 販売に際して キ の情報提供をしたことについての顧客による確認状況
- k 死亡（所有中に死亡した場合）した日
- l 死亡（所有中に死亡した場合）の原因

セ 動物を繁殖させるための取扱い

9 動物を繁殖させる場合の遵守基準を参照

ソ 動物に関する報告

毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間で、期間の最初に所有していた数、期間中に新しく所有した数、販売や死亡した数、期間の最後に所有している数を期間終了後60日以内に報告すること。

② 犬猫等販売業者の遵守基準

販売業者のうち、犬猫等販売業者に対してはさらに次のような遵守基準があります。

ア 犬猫等健康安全計画の遵守

各事業者で定めた犬猫等健康安全計画に従って業務を行うこと。

イ 獣医師等との連携の確保

飼養・保管をする犬猫等の健康、安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図ること。

ウ 終生飼養の確保

やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となった犬猫等についても、引き続きそれらの犬猫等の終生飼養の確保を図ること。

エ 幼齢の犬猫の販売の制限

繁殖を行った場合は、出生後 56 日※を経過しない犬猫について、販売のための引渡しや展示をしてはならない。

※専ら天然記念物として指定される犬（指定犬）の繁殖を行う業者が、犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合は「49 日」となります。

オ 検案書の提出

指定された期間内に死亡した犬猫の検案書又は死亡診断書の提出を命じられた場合は、その検案書等を提出すること。



カ マイクロチップの装着

14 犬猫のマイクロチップ装着と登録等の義務を参照

(2) 保管業者の遵守基準

ア 飼養施設に備える設備の管理

動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。

イ 疾病及び闘争発生の防止措置

動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。

(3) 貸出業者の遵守基準

ア 十分に耐性が備わった動物の取扱い

飼養環境の変化や輸送に対して十分耐えられる動物を貸出しに供すること。

イ 健康上問題がないことの確認

2 日間以上、下痢、おう吐、四肢のマヒ等外見上異常がないか観察し、健康上問題がない動物を貸出しに供すること。

ウ 夜間（午後 8 時から午前 8 時まで）展示の禁止

犬又は猫の展示を行う場合には、午前 8 時から午後 8 時までの間において行うこと。

エ 動物と顧客等の接触の取扱い

- ・ 夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。
- ・ 顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかること

のないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

- ・ 飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

オ 高齢猫の取扱い

高齢猫（生後11年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

13 対面販売と販売時情報提供等の義務 参照
動物に関する帳簿へ記録が必要

カ 貸出動物の情報提供

契約時に顧客に次の情報を提供すること。

- ① 品種等の名称
- ② 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ③ 適切な給餌及び給水の方法
- ④ 適切な運動及び休養の方法
- ⑤ 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- ⑥ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ⑦ 性別の判定結果
- ⑧ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- ⑨ 当該動物のワクチンの接種状況
- ⑩ ①から⑨までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

キ 夜間（午後8時から午前8時まで）営業

夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

ク 貸出先の環境の配慮

貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、貸出先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されるようにすること。

ケ 野生由来動物の馴化措置

野生由来の動物を貸出しに供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。

12 台帳の調製 参照
参考様式 参照

コ 取り扱う動物に関する帳簿の備え付け

取り扱う動物について、所有した日、引渡しをした日等、次の事項を記載し、帳簿として5年間保存しなければならない。

- a 品種等の名称
- b 繁殖者の氏名又は名称、登録番号又は所在地（繁殖者が不明な場合、輸入者又は譲渡者。

c	捕獲された動物の場合、捕獲者と捕獲場所
d	生年月日（不明な場合は推定される生年月日及び輸入年月日等）
e	所有又は占有した日
f	販売元又は譲渡元の氏名又は名称、登録番号又は所在地
g	引渡しをした日
h	引渡し先の氏名又は名称、登録番号又は所在地
i	引渡しの相手が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
j	エ の情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間
k	死亡（所有中に死亡した場合）した日
	死亡（所有中に死亡した場合）の原因

サ 動物を繁殖させるための取扱い

9 動物を繁殖させる場合の遵守基準を参照

シ 動物に関する報告

毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間で、期間の最初に所有していた数、期間中に新しく所有した数、死亡した数、期間の最後に所有している数を期間終了後60日以内に報告すること。

（4）訓練業者の遵守基準

ア 飼養施設に備える設備の管理

動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。

イ 疾病及び闘争発生の防止措置

飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。

ウ 過酷な訓練の禁止

動物に訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、訓練等が過酷なものとならないようにすること。



（5）展示業者の遵守基準

ア 夜間（午後8時から午前8時まで）展示の禁止

犬又は猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間において行うこと。

イ 動物と顧客等の接触の取扱い

- ・ 夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。
- ・ 顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。
- ・ 飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食

物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

ウ 高齢猫の取扱い

高齢猫（生後11年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

13 対面販売と販売時情報提供等の義務 参照
動物に関する帳簿へ記録が必要

エ 夜間（午後8時から午前8時まで）営業

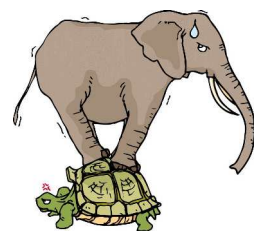
夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

オ 長時間の展示の禁止

長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。

カ 過酷な演芸の禁止

動物に演芸をさせる等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸等が過酷なものとならないようにすること。



キ 野生由来動物の馴化措置

野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。

12 台帳の調製 参照
参考様式 参照

ク 取り扱う動物に関する帳簿の備え付け

取り扱う動物について、所有した日、死亡した日等、次の事項を記載し、帳簿として5年間保存しなければならない。

- a 品種等の名称
- b 繁殖者の氏名又は名称、登録番号又は所在地（繁殖者が不明な場合、輸入者又は譲渡者。捕獲された動物の場合、捕獲者と捕獲場所）
- c 生年月日（不明な場合は推定される生年月日及び輸入年月日等）
- d 所有又は占有した日
- e 販売元又は譲渡元の氏名又は名称、登録番号又は所在地
- f 引渡しをした日
- g 引渡し先の氏名又は名称、登録番号又は所在地
- h 引渡しの相手が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
- i 死亡（所有中に死亡した場合）した日
- j 死亡（所有中に死亡した場合）の原因

ケ 動物に関する報告

毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間で、期間の最初に所有していた数、期間中に新しく所有した数、死亡した数、期間の最後に所有している数等を期間終了後60日以内に報告すること。

(6) 競りあっせん業者の遵守基準

ア 販売動物の情報に関する説明の確認及び文書の写しの保管

実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により(1)①キに掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。

実施した競りにおいて売買された動物について、(1)①キに掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写し*を、販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを5年間保管すること。

イ 疾病及び闘争発生の防止措置

競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合には、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。

ウ 実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。

※ 12 台帳の調整(2)①で示した台帳、13 対面販売と販売時情報提供等の義務(2)アで示した販売契約時の説明書類(顧客の署名と販売業者名等が記載されていること)等

(7) 譲受飼養業者の遵守基準

12 台帳の調製 参照
参考様式 参照

ア 取り扱う動物に関する帳簿の備え付け

取り扱う動物について、所有した日、死亡した日等、次の事項を記載し、帳簿として5年間保存しなければならない。

- a 品種等の名称
- b 繁殖者の氏名又は名称、登録番号又は所在地(繁殖者が不明な場合、輸入者又は譲渡者。捕獲された動物の場合、捕獲者と捕獲場所)
- c 生年月日(不明な場合は推定される生年月日及び輸入年月日等)
- d 所有又は占有した日
- e 販売元又は譲渡元の氏名又は名称、登録番号又は所在地
- f 引渡しをした日
- g 引渡し先の氏名又は名称、登録番号又は所在地
- h 引渡しの相手が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
- i 死亡(所有中に死亡した場合)した日
- j 死亡(所有中に死亡した場合)の原因

イ 動物に関する報告

毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間で、期間の最初に所有していた数、期間中に新しく所有した数、死亡した数、期間の最後に所有している数等を期間終了後60日以内に報告すること。

12 台帳等の調製

(1) 台帳等について

第一種動物取扱業者の動物の適正な取扱いの実施を確認するために、法令により最大4種類の台帳を調製し、5年間保存することが義務付けられています。これらは、動物愛護センターの動物愛護管理監視員が、施設への立入り監視の際に確認を行う場合があります。

動物販売業者等（販売・貸出し・展示・譲受飼養）については、取り扱う動物に関する帳簿（犬猫等販売業者については、個体ごと）を作成し、5年間保存することが義務付けられています。

(2) 台帳等の種類

調製すべき台帳等	対象	備考
① 飼養施設の清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳	飼養施設を有する業者	様式は自由
② 飼養施設を1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳	飼養施設を有する業者	様式は自由
③ 販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させるために動物を繁殖させる場合、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳	飼養施設を有し、繁殖を行う販売・貸出・展示業者	様式は自由
④ 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況について記録した台帳	全業者	様式は自由
⑤ 取り扱う動物に関する帳簿（犬猫等販売業者については個体ごと）	販売・貸出・展示・譲受飼養業者	様式は自由

台帳・帳簿については、様式は定められていないので、必要事項を分かりやすく記載したものを作成してください。第8章 各種様式を参考にしてください。

販売・貸出・展示・譲受飼養業者は、⑤の帳簿を作成することで、④の台帳を省略できます。

台帳以外にも5年間、保管すべき書類があります。

保管すべき書類	対象	備考
獣医師による健康診断書 （繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。）	犬又は猫を1年以上継続して飼養又は保管する者	年に1回以上
獣医師による出生証明書並びに母体の状	販売業者、貸出業者及	

態及び今後の繁殖の適否に関する診断書 (犬又は猫を繁殖させる場合であって、 帝王切開を行う場合)	び展示業者	
--	-------	--

また、販売をしようとする犬猫については、品種等の名称、標準体重・体長、適切な飼養施設の構造・規模、給餌・給水の方法、運動・休養の方法、遺棄の禁止などの関係規制、性別、生年月日、繁殖者の情報等の 18 項目の情報を書面で渡して説明し、顧客等に署名等をしてもらう必要があります。(第一種動物取扱業者に販売する場合は、品種等に共通する 9 項目の情報については、必要に応じて説明すれば足りる。) これらの書類も保管しておきましょう。



13 対面販売と販売時情報提供の義務

(1) 対面販売と販売時情報提供の義務について

販売された動物が、購入者によって適正に飼われるようにするため、及び動物が成長後の大きさや動物の性格を知らずに購入され、飼いきれなくなつて飼育放棄されたりすることなどを防ぐために、販売業者には、あらかじめ顧客に対してその事業所において動物を直接見せるとともに、顧客への情報提供を行う義務が定められています。また貸出し業者についても顧客への情報提供が義務付けられています。

(2) 説明の方法

ア 販売業者の方は、販売する動物について次の事項を、対面により顧客に文書等を渡して説明し、顧客からは文書等を受けとったことについて署名等による確認を受けてください。

貸出し業者の方は、貸出しする動物について次の事項を、契約の相手に情報提供してください。

「署名等による確認」は、相手の氏名、住所、及び登録番号（第一種動物取扱業者の場合）の確認をしてください（ウの帳簿への記載に必要になります）。

ただし、第一種動物取扱業者を相手として販売する場合には②～⑩の事項に関しては必要に応じて説明すれば足りるものとされています。

販売時 説明	貸出し時 情報提供	事項
○	○	① 品種等の名称
○		② 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
○		③ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
○	○	④ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
○	○	⑤ 適切な給餌及び給水の方法
○	○	⑥ 適切な運動及び休養の方法
○	○	⑦ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
○		⑧ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
○		⑨ ⑧に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
○	○	⑩ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
○	○	⑪ 性別の判定結果
○		⑫ 生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
○	○	⑬ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
○		⑭ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては、当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
○		⑮ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
○	○	⑯ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
○		⑰ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によつても知ることが困難であ

第4章 参照

第7章
参照

		るものを除く。)
○	○	⑱ ①から⑰までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

(3) 参照

イ 説明する文書等は、第一種動物取扱業者自らが作成する必要があります。

※ 犬及び猫の説明書については、見本（第9章 参考様式）が掲載してありますので複写してご自由にお使い下さい

ウ 「販売時情報提供と顧客による確認」、及び「貸出し時の情報提供の実施状況」については、取り扱う動物に関する帳簿に記録し、5年間保管してください。

(3) 適正な飼養又は保管に必要な事項

説明義務とされている項目中「⑱当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項」については、以下の環境省の告示等を参照してください。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置

14 犬猫のマイクロチップ装着と登録等の義務



(1) 犬猫のマイクロチップ装着と登録等の義務について

管理責任の明確化を通じて、犬や猫の適正飼養を推進するため、犬猫等販売業者には、販売される犬や猫へマイクロチップを装着し、環境大臣の登録を受ける義務が定められています。また登録を受けた犬や猫を取得した場合には、変更登録を受けることが義務付けられています。

(2) マイクロチップの装着時期

ア 取得した犬、猫が生後90日以内の場合

生後120日以内、又は販売（譲渡し）の日までのうち、いずれか早い方の日までに装着します。

イ 取得した犬、猫が生後91日以上の場合

取得した日から30日以内、又は販売（譲渡し）の日までのうち、いずれか早い方の日までに装着します。

(3) 環境大臣の登録等

公益社団法人日本獣医師会の以下サイト又は郵送にて登録等が行えます（登録・変更登録手数料 オンライン：400円、郵送：1,400円）。登録・変更登録時に発行される「登録証明書」は、その動物を販売する際や、登録内容の変更等の届出を行う際に必要になるので大切に保管してください。

犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト

<https://reg.mc.env.go.jp>



ア 登録

① マイクロチップを装着したら、30日以内、又は販売（譲渡し）の日までのうち、いずれか早い方の日までに、環境大臣の登録を受けてください。

② 登録する内容

a	氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号並びに登録を受けようとする犬又は猫の所在地
b	登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号
c	申請日
d	個人又は法人の別
e	登録を受けようとする者の電子メールアドレス
f	犬又は猫の名
g	犬又は猫の別
h	犬又は猫の品種
i	犬又は猫の毛色
j	犬又は猫の生年月日
k	犬又は猫の性別
l	f～k に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項
m	狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第四条の登録年月日及び登録番号
n	登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合は、申請書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、担当者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号

o	登録を受けようとする者が動物取扱業者である場合、第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者の別
p	登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者である場合、その業種
q	登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者である場合、第一種業種別登録番号
r	登録を受けようとする犬又は猫の親の雌犬又は雌猫にマイクロチップが装着されている場合、当該親の雌犬又は雌猫に装着されているマイクロチップの識別番号

イ 変更登録

① 購入（譲受け）の場合

その犬、猫に装着されているマイクロチップの「登録証明書」を受け取り、30日以内に所有者情報の変更登録を行い、新たな「登録証明書」を受け取ります。

② 販売（譲渡し）の場合

その犬、猫に装着されているマイクロチップの「登録証明書」を一緒に渡し、30日以内に所有者情報の変更登録を行う義務があることを伝えてください。

ウ 登録事項の変更の届出

住所や電話番号などの登録事項に変更があった場合は、30日以内に届出が必要です。（手数料無料）

エ 死亡等の届出

犬や猫が死亡した場合又は獣医師が犬や猫のマイクロチップを取り外したときは、速やかに届出が必要です。（手数料無料）

（4）令和4年6月1日より前から所有している犬・猫について

ア マイクロチップを装着している場合

令和4年6月30日まで、又は販売（譲渡し）の日までのうち、いずれか早い方の日までに、環境大臣の登録を受けてください。（義務）

イ マイクロチップを装着していない場合

その犬、猫から生まれた子の販売（譲渡し）の日までに、マイクロチップを装着し、登録を受けるよう努めてください。（努力義務）

（5）その他マイクロチップに関して定められた事項

ア マイクロチップを装着できるのは獣医師、獣医師の指示を受けた愛玩動物看護師です。

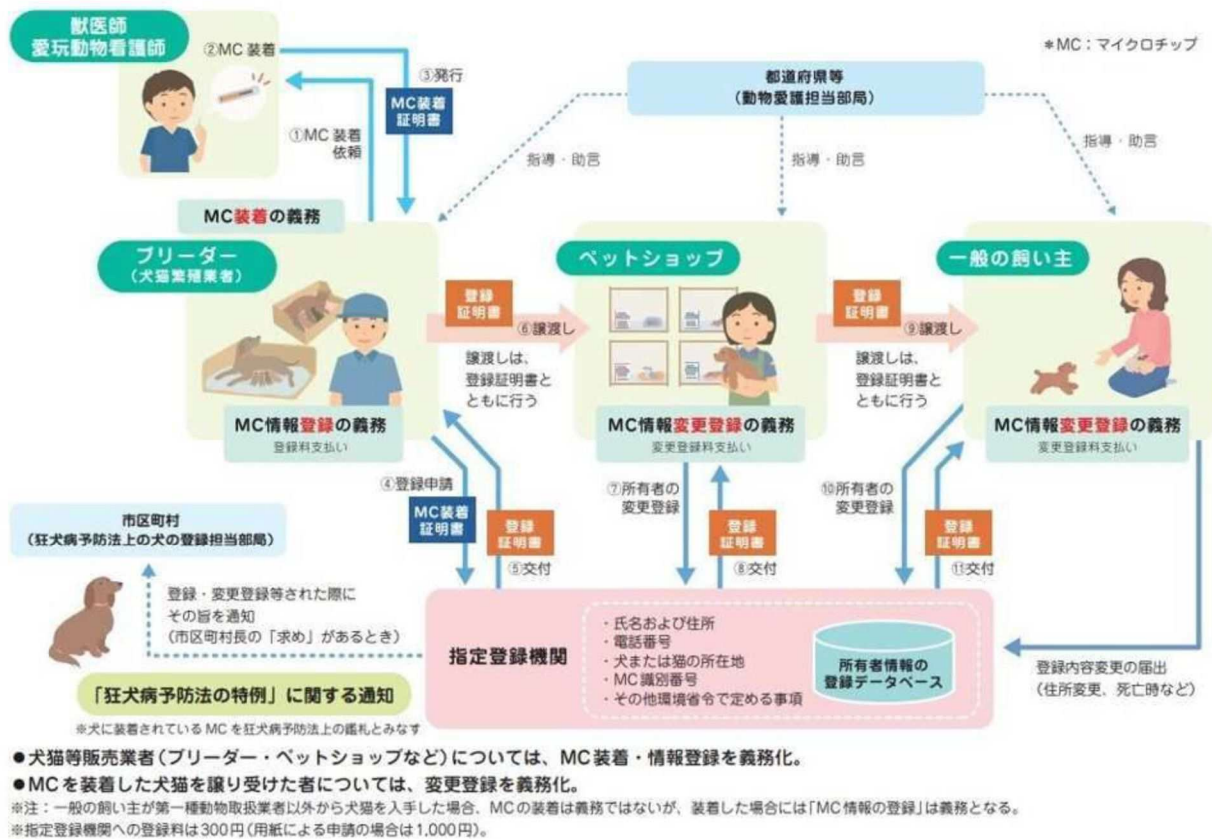
イ 国際標準化機構(ISO)規格第11784号、第11785号に適合するマイクロチップを使用します。

ウ 犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合を除き、装着されたマイクロチップを取り外してはならないこととされています。

エ 狂犬病予防法上の特例（犬の登録手続の簡略化について）

本制度に沿ってマイクロチップの登録等を行った場合、狂犬病予防法上の登録等の手続が不要となることがあります。犬の登録等が別途必要かどうかは自治体によって異なるため、お住まいの区市町村にお問合せください。

犬猫所有者のマイクロチップ装着・登録の全体像



犬猫所有者のマイクロチップ装着・登録の全体像

原案：環境省

制作：公益社団法人日本愛玩動物協会

第4章

人獣共通感染症

- 1 人獣共通感染症（動物由来感染症）とは？
- 2 人獣共通感染症の病原体
- 3 主な人獣共通感染症
- 4 人獣共通感染症の予防

1 人獣共通感染症（動物由来感染症）とは？

- (1)「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染」と定義されています。
「zoonosis（ズーノーシス）」・「人畜共通感染症」・「人獣共通感染症」・「動物由来感染症」・「人と動物の共通感染症」などいくつかの呼称があります。
- (2)「人獣共通感染症」には、人も動物も重症になるもの、動物は無症状で人が重症になるもの、その逆で人は軽症でも動物は重症になるものなど、病原体によって様々なものがあります。

2 人獣共通感染症の病原体

人獣共通感染症の原因となる病原体には、大きいものでは何 cm もある寄生虫から、電子顕微鏡を用いなければみることのできないウイルスまで、様々な病原体があります。また、BSE の病因物質とされるプリオン（＝異常プリオン蛋白質）も、人獣共通感染症の原因となることが疑われています。

病原体	引き起こされる感染症
ウイルス	狂犬病・重症熱性血小板減少症候群（SFTS）・日本脳炎・高病原性鳥インフルエンザ・ウエストナイル熱
リケッチア クラミジア	つつか虫病・オウム病
細菌	ペスト・野兔病・サルモネラ症・パスツレラ症・レプトスピラ症・猫ひっかき病・リステリア症・カンピロバクター症・細菌性赤痢・仮性結核・ブルセラ症・Q 熱
真菌（カビ）	皮膚糸状菌症・クリプトコッカス症
寄生虫	トキソプラズマ症・回虫症・エキノコックス症・かいせん（疥癬）
プリオン	牛海綿状脳症（BSE）

3 主な人獣共通感染症

病原 体	病 名	関係する主な動物				動物の主な症状	主な感染経路	人の主な症状
		犬	猫	小鳥	その他			
ウイルス	(1)狂犬病	●	●	●	●	狂躁又は麻痺、昏睡して死亡	感染した動物に咬まれる	神経症状、発症した場合、昏睡死亡
	(2)重症熱性血小板減少症候群(SFTS)	●	●		●	元気・食欲消失、黄疸、発熱など	病原体をもつマダニに刺される、感染した猫の体液による	発熱、全身性倦怠感、消化器症状など
クラミジア	(3)オウム病			●		下痢、元気消失	ふん中の病原体の吸入	風邪に似た症状
細菌	(4)レプトスピラ症	●			●	腎炎	感染動物の尿に接触	発熱、肝臓や腎臓の障害
	(5)パスツレラ症	●	●			多くは無症状	かみ傷、引っかき傷による	傷口が腫れて痛む
	(6)猫ひっかき病(バルネラ感染症)		●			多くは無症状	かみ傷、引っかき傷による	リンパ節が腫れる
	(7)サルモネラ症	●	●	●	●	多くは無症状	同 上	胃腸炎、敗血症
	(8)仮性結核	●	●	●	●	多くは無症状	同 上	胃腸炎、虫垂炎
	(9)細菌性赤痢				●	発熱、下痢、急性大腸炎	ふん中の菌が口の中へ入る	発熱、下痢、急性大腸炎
	(10)イヌブルセラ症	●				オスで精巣炎メスで流産等	流産胎児との接触	風邪に似た症状
	(11)Q 熱	●	●		●	多くは無症状	ふん・尿・獣皮などから経気道感染	インフルエンザ様症状など
真菌	(12)皮膚糸状菌症	●	●		●	脱毛、フケ	感染した動物との濃厚な接触	脱毛等の皮膚障害、かゆみを伴う
寄生虫	(13)トキソプラズマ症	●	●		●	猫で肺炎、脳炎犬で下痢	ふん中の病原体が口の中へ入る	流産、胎児に先天性障害
	(14)回虫幼虫移行症	●	●			食欲不振、下痢、嘔吐	同 上	幼児で肝臓、脳、目等に障害
	(15)エキノкокス症	●			●	多くは無症状	同 上	肝機能障害
	(16)かいせん	●	●			皮膚の強いかゆみ、脱毛	感染した動物との濃厚な接触	皮膚の強いかゆみ、脱毛

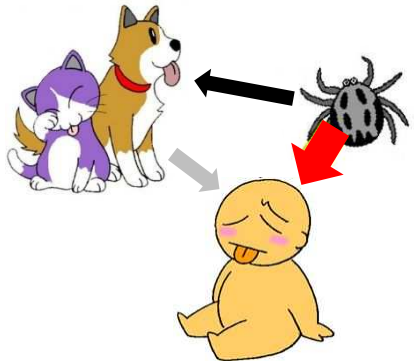
(1) 狂犬病 (4 類感染症※)

ア 病原体	狂犬病ウイルス (<i>Rabies virus</i>)
イ 関係する動物	全てのほ乳類、鳥類
ウ 感染経路	狂犬病にかかった動物によるかみ傷や、唾液から感染する。
エ 動物の症状	狂躁型 (狂暴性を示し、みさかいなくかみつく) と、麻痺型 (頭や頸の筋肉が麻痺する) があるが、いずれも昏睡して死亡する。
オ 人の症状	発症すると、様々な神経症状が現れ、昏睡に陥り死亡する。
カ 予防法	世界では年間 3~5 万人が死亡しており、その 50%以上がアジアである。日本への侵入に備え、犬の登録・年 1 回の狂犬病予防注射は必ず受けなければならない。また、発生地域を旅行する場合は、あらかじめワクチンを接種しておいた方がよい。 
キ 感染例	日本国内において、ヒトでは昭和 29 年の 1 例、犬では昭和 31 年の 6 例、そして昭和 32 年のネコを最後に国内での発生はない。しかし、輸入狂犬病として、昭和 45 年にネパールでサイクリング中に犬に足をかまれた大学生が、帰国後 1 ヶ月で発症して死亡、平成 18 年 8 月にフィリピンで犬にかまれた男性が同年 11 月に帰国後発症し死亡、さらに令和元年 9 月頃フィリピンで犬にかまれた男性が来日後、翌年 5 月に発症し死亡した。

※ 感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的として定められた法律『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号) (感染症法)』のなかで、感染症の感染力や罹患した場合の重篤性等に基づいて、1 類感染症から 5 類感染症の感染症を分類指定しています。

1 類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が極めて高い感染症
2 類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が高い感染症
3 類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起こし得る感染症
4 類感染症	動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症 (人から人への伝染はない) として定められている感染症
5 類感染症	国が感染症の発生動向の調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に情報提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症

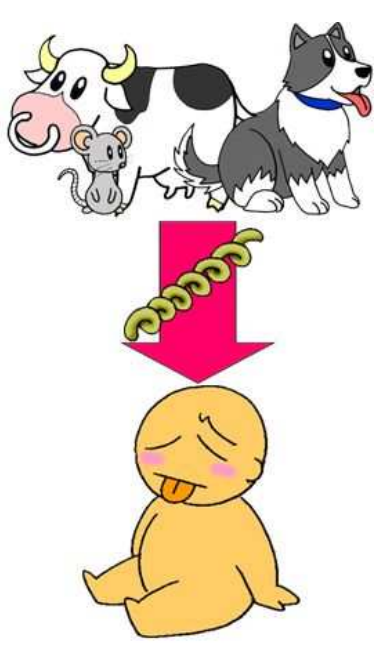
(2) 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）（4 類感染症）

ア 病原体	SFTS ウイルス (<i>Buyavirales, Phenuiviridae, Banyangvirus</i>)
イ 関係する動物	犬・猫などのほ乳類
ウ 感染経路	多くはウイルスを保有するマダニに刺されて感染する。感染した動物の体液等との接触により感染したと考えられる症例も報告されている。 
エ 動物の症状	動物が SFTS ウイルスに感染した場合、多くは症状を示さない（不顕性感染）と考えられているが、発症すると、猫や犬では発熱・元気消失・嘔吐・黄疸（黄疸は猫のみ）などの症状を示し、猫は約6割、犬は約4割が死亡する。
オ 人の症状	主な初期症状は発熱、全身倦怠感、消化器症状（食欲不振、嘔気、嘔吐、下痢、腹痛）で、重症化し、死亡することもある。
カ 予防法	草むらに入る時は肌の露出を少なくするなど、マダニに刺されないようにする。 ペットがマダニに刺されないようにする。また、付いているマダニは適切に駆除する。 動物との過剰な触れ合い（口移しでエサを与える、動物を布団に入れて寝たりすることなど）は控える。
キ 感染例	2021 年以降は、毎年 100 名を超える患者が報告されており、2025 年は過去最高の 183 名の患者が報告されている。 日本でこれまで確認された SFTS 患者の約 90%は 60 歳以上。

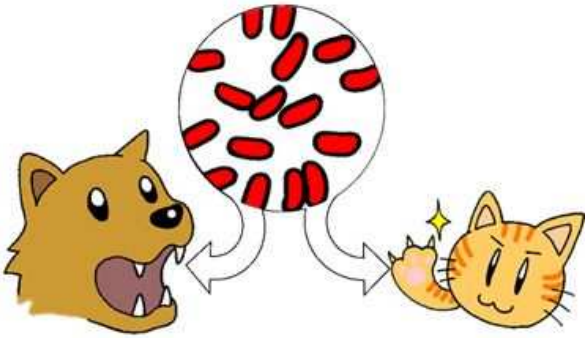
(3) オウム病（4 類感染症）

ア 病原体	オウム病クラミジア (<i>Chlamydophila psittaci</i>)
イ 関係する動物	鳥類
ウ 感染経路	鳥類を自然宿主とし、世界に広く分布している。オウム・インコ・カナリヤ・鳩などの排泄物に含まれる病原体を吸入して感染する。また、口移しで餌を与えることによっても感染する。
エ 動物の症状	5%ほどの鳥が病原体を持っており、ストレスなどで発症する。元気消失・食欲不振・下痢・呼吸困難を起こし、1～2 週間で死亡する。致死率は 50～90%に達する場合がある。
オ 人の症状	潜伏期間は 1～2 週間で、突然の発熱（38℃以上）で発症し、せきが必ず出て、痰を伴う。インフルエンザ様症状を呈する。重症化すると呼吸困難・髄膜炎をおこし、高齢者では、まれに死亡することもある。
カ 予防法	口移しで餌を与えない。換気を良くする。乾燥したふんは空中を漂い、吸入しやすいため、速やかに処理する。信頼のおけるペットショップで健康な鳥を購入する。治療には、テトラサイクリン系の抗生物質が有効で、45～60 日間の投与が必要。 
キ 感染例	年間数十名程度の患者が報告されているが、届出されていない患者がかなりいるものと推定されている。平成 13 年から 17 年にかけて日本の動物展示施設で 3 件の集団感染があった。

(4) レプトスピラ症（4 類感染症）

ア 病原体	レプトスピラ(<i>Leptospira interrogans</i> など)
イ 関係する動物	犬・牛・ネズミなどのげっ歯類・野生動物
ウ 感染経路	動物の腎臓に入り込んだ菌が尿中に出て、この尿により、あるいは尿で汚れた水により、皮膚から菌が感染する。経皮感染。経口感染もある。 
エ 動物の症状	犬に対して腎炎などを起こす。げっ歯類はほとんど無症状で不顕性感染。
オ 人の症状	5～14 日の潜伏期の後に、発熱・頭痛・筋肉痛など。重症の場合は、発症後 5～8 日目に出血・黄疸・腎障害など。
カ 予防法	犬にワクチン接種を行う（俗にいう、7 種以上の混合ワクチンには含まれている）。また、この菌は乾燥に弱いので、動物の周囲を清潔にし、乾燥させる。
キ 感染例	平成 17 年には輸入動物のアメリカモモンガから、動物取扱業者従業員 1 名が感染した事例があった。一部の輸入げっ歯類が病原体を保有していること、病原体感染を防ぐための適切な動物の取り扱いが必要なこと、専門的な知識が必要なことが改めて示された。

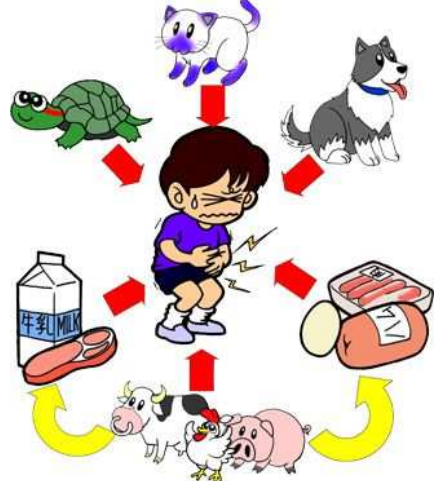
(5) パスツレラ症

ア 病原体	パスツレラ (<i>Pasteurella multocida</i>)
イ 関係する動物	犬・猫
ウ 感染経路	犬や猫の口の中や、爪に高率に菌が存在するので、人が感染する場合の約半数は、かみ傷・引っかき傷で感染。最近の調査によると、鼻や口などからの経口・経気道感染も報告されている。 
エ 動物の症状	まれに気管支炎などを起こすが、ほとんど無症状で不顕性感染。
オ 人の症状	傷口が熱をもち、腫れて痛むが、ふつうは限局性で、周囲に広がっていくことは少ない。傷が深い場合には、骨髓炎になることもある。
カ 予防法	犬や猫から、かみ傷・引っかき傷を受けないようにする。また、犬や猫の爪を切る。傷を受けた場合は、石けんでよく洗う。
キ 感染例	厚生労働省の調査では、犬の75%・猫の97%の口腔内に常在菌として存在し、また、猫の爪の20%にも保菌がみられる。

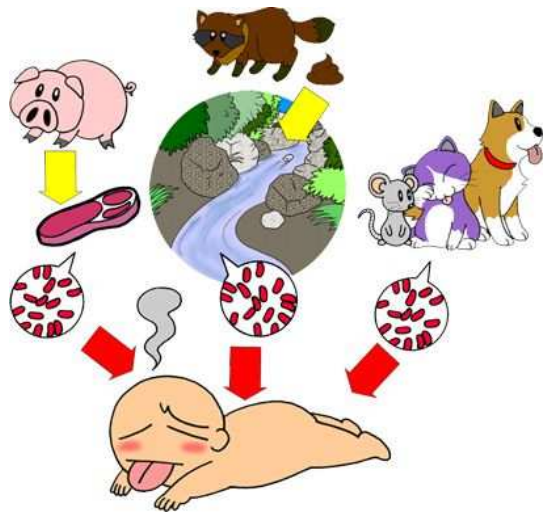
(6) 猫ひっかき病（バルトネラ感染症）

ア 病原体	バルトネラ (<i>Bartonella henselae</i>)
イ 関係する動物	猫（特に子猫）
ウ 感染経路	引っかき傷・かみ傷で感染。猫同士の感染にはネコノミが関与していると考えられている。 
エ 動物の症状	無症状で不顕性感染。
オ 人の症状	子どもや免疫力の低下した高齢者などが発症することが多い。傷口に近いリンパ節の腫れが続き、まれに化膿するが、ほとんどが軽症。発熱やだるさなどの全身症状があっても軽い場合が多いが、視力低下や脳症の発症報告もある。
カ 予防法	猫から、かみ傷・引っかき傷を受けないようにする。猫の爪を切る。受傷時には、傷口を石けんなどで良く洗い、ヨード系の消毒剤を使って十分消毒する。
キ 感染例	国内の飼育猫の保菌率は、地域により 0～20%で、温暖地域で高い傾向がある。

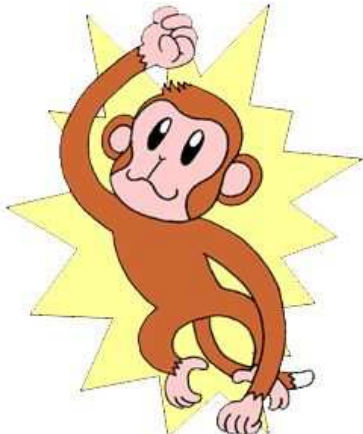
(7) サルモネラ症

ア 病原体	サルモネラ (<i>Salmonella</i> spp.)
イ 関係する動物	犬・猫・サル・ウサギ・げっ歯類・鳥類・爬虫類（ヘビ・カメなど）
ウ 感染経路	飲食物（特に食肉・卵）を介しての感染が主だが、動物のふんが感染源になる場合がある。 
エ 動物の症状	幼獣は下痢や嘔吐などを起こすが、成獣は無症状で不顕性感染であることが多い。
オ 人の症状	発熱・下痢・嘔吐などの急性胃腸炎を起こす。特に、抵抗力のない乳幼児が感染・発症することが多い。健康な人の便から菌が検出されることもある。
カ 予防法	特にカメの保菌率が高いので、カメの水槽の水を替える時などにはゴム手袋をはめて行き、水槽を塩素系漂白剤で消毒する。水替えは、食品や食器を扱う流し台は避け、周囲を汚染しないように十分注意することが大切。動物を触った後は、手洗いをしっかり行う。
キ 感染例	日本では昭和 50 年以降、平成 17 年までに爬虫類が原因と判明したものが 7 例あり、原因動物はミドリガメ・ゼニガメで、症状は胃腸炎が殆どであり、いずれも 7 歳以下の子どもと高齢者の感染であった。
ク その他	カメ販売時には、飼育時の注意説明を行うこと。特に乳幼児・高齢者のいる家庭では、飼育するかどうかを含めて、飼育方法の十分な検討が必要。国内のペット用爬虫類のふん便中から、50～90%でサルモネラが検出されている。爬虫類からサルモネラを除菌することは難しいとされている。

(8) 仮性結核 (*Yersinia pseudotuberculosis* 感染症)

ア 病原体	仮性結核菌 (<i>Yersinia pseudotuberculosis</i>)
イ 関係する動物	豚・犬・猫・サル・タヌキ・げっ歯類・鳥類
ウ 感染経路	菌で汚染された沢水からの水系感染が多い。飲食物（特に豚肉）あるいは動物のふんが感染源にもなる。 
エ 動物の症状	豚・犬・猫・タヌキには無症状で不顕性感染。ただし、サル・ウサギ・モルモット・鳥類には腸炎や敗血症を起こして死亡する例が報告されている。特にサルでは、毎年展示動物施設で、リスザルなどのサル類に死亡事例が多発し、問題となっている。
オ 人の症状	エルシニア・エンテロコリチカ感染症と似ているが、こちらの方が重い。虫垂炎など。肝機能低下・腎不全・敗血症を呈し、重篤な症状となる場合もある。
カ 予防法	沢水などの生水を飲まない。

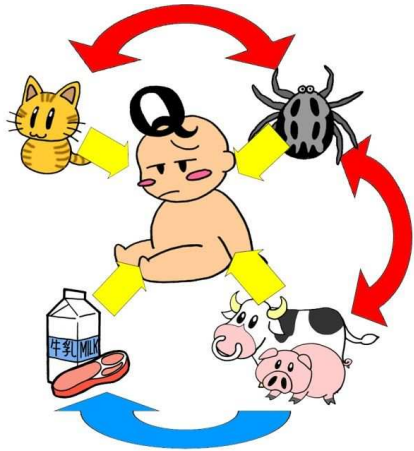
(9) 細菌性赤痢 (3 類感染症)

ア 病原体	赤痢菌 (<i>Shigella dysenteriae</i> など)
イ 関係する動物	サル (特に輸入されたもの)
ウ 感染経路	発症または保菌している人やサルのふん中の菌から経口感染する。 
エ 動物の症状	発熱・下痢・粘血便を伴う急性大腸炎。無症状の場合もある。
オ 人の症状	動物と同じ症状。
カ 予防法	下痢に注意する。また、人の場合、インドや東南アジアなどから帰国した人の発症例が多いので、気をつける。
キ 感染例	日本で 1993 年、アフリカ産のハナジログエノンと飼育者・その家族・来訪者が発症し、サルおよび飼育ケージ・各患者から同一血清型の赤痢菌が分離された。

(10) イヌブルセラ症（4 類感染症）

ア 病原体	ブルセラ菌 (<i>Brucella canis</i>)
イ 関係する動物	犬
ウ 感染経路	犬の流産胎児や体液等との接触により感染する。
エ 動物の症状	著しい症状はほとんどない。 オスで精巣炎、メスで流産や胎盤炎など。
オ 人の症状	発熱など風邪様症状。重篤例はまれ。
カ 予防法	感染動物の隔離および飼育ケージの消毒。 流産胎児や体液、尿などに直接触れない。 犬と接触したあとは手を洗う。
キ 感染例	2008 年に市内でも発生。

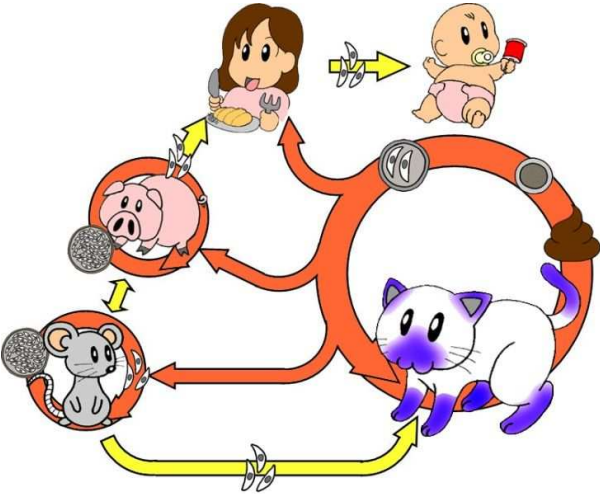
(11) Q 熱 (4 類感染症)

ア 病原体	<i>Coxiella burnetii</i>
イ 関係する動物	猫・野生動物・家畜・犬
ウ 感染経路	日本において感染源として最も重要な動物は猫。感染した動物の尿やふん・胎盤・羊水・獣皮や毛皮類などに含まれる病原体を吸い込んで、経気道感染することが最も多い。また、殺菌されていない牛乳を飲んだり、感染した動物の肉を食べることで経口感染する。ダニが病原体を媒介することもある。 
エ 動物の症状	ほとんどが症状を示さない不顕性感染。
オ 人の症状	感染者の半数は無症状。軽度の呼吸器症状で治ることも多いが、急性型では、インフルエンザ様症状で、悪寒を伴う急激な発熱（38～40℃）、頭痛、眼球後部痛、筋肉痛、食欲不振、全身倦怠感など。肺炎症状、肝機能障害なども見られ、心内膜炎に移行すると死亡率が高くなる。多くは2週間程度で自然治癒する。
カ 予防法	野山では長袖を着用するなど、肌の露出を避け、虫除け剤を塗る。未殺菌牛乳を飲まない。急性Q熱には、テトラサイクリン系・クロラムフェニコールの抗生物質が有効。

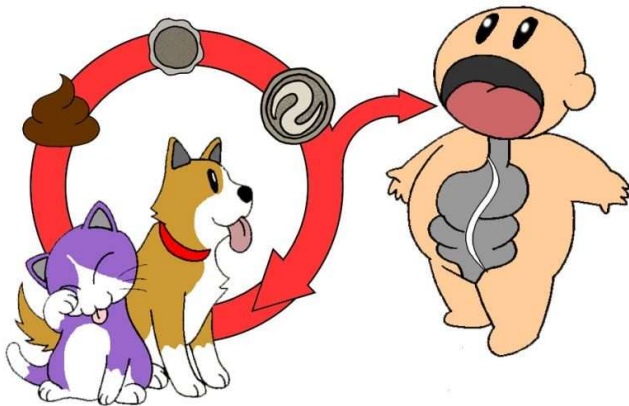
(12) 皮膚糸状菌症

ア 病原体	糸状菌（カビの一種）（ <i>Trichophyton spp.</i> など）
イ 関係する動物	犬・猫・牛・ウサギ・げっ歯類
ウ 感染経路	感染動物との接触や、家の中のほこりが原因の場合もある。 
エ 動物の症状	脱毛したり、表皮がはがれたりする。また、皮膚が厚くなったりするなど症状は多様だが、無症状のことも多い。
オ 人の症状	動物の症状と似て多様だが、その他、円形・不整形の白っぽい輪ができてたり、小さい水胞ができてたりし、かゆみを伴う。
カ 予防法	感染動物の早期発見・隔離・治療。部屋の掃除を念入りに行う。

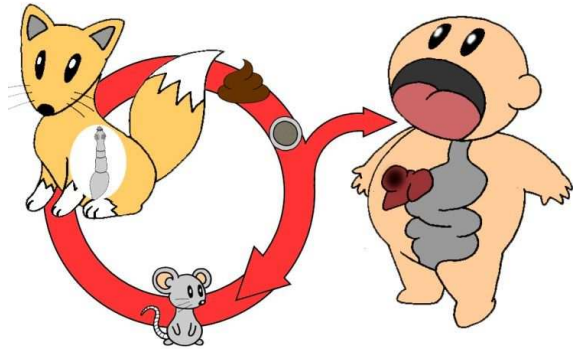
(13) トキソプラズマ症

ア 病原体	トキソプラズマ原虫 (<i>Toxoplasma gondii</i>)
イ 関係する動物	ネコ科動物（犬や他の動物にも感染するが、人の感染源として重要なものは猫）
ウ 感染経路	トキソプラズマに感染している猫ふん中のオーシスト（トキソプラズマ原虫の発育形の一つ）が口に入ることで経口感染。 
エ 動物の症状	幼齢動物に症状が出ることが多く、猫では、腸炎・脳炎など。犬では、呼吸器症状や下痢を起こす。
オ 人の症状	人の感受性はそれほど高くないが、妊婦が初感染した場合、母体には殆ど影響はないものの、虫体が胎盤を通過して胎児に移行し（経胎盤感染）、流産や先天性トキソプラズマ症（脈絡網膜炎・脳水腫・水頭症・発育障害など）をまれに起こすことがある。実際の感染例は日本では極めて稀。成人では感染しても無症状であることが多い。
カ 予防法	猫ふんは 24 時間以内に速やかに処理する。ふんを放置することで、ふん中に排出されたトキソプラズマの未成熟卵が、感染力を持つ成熟卵に変化する。猫のトイレは毎日掃除し、手洗いを励行する。猫には検便を行う。

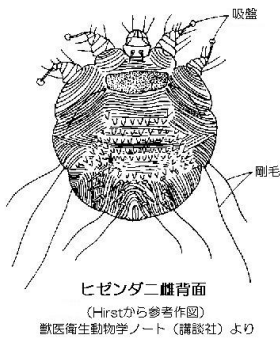
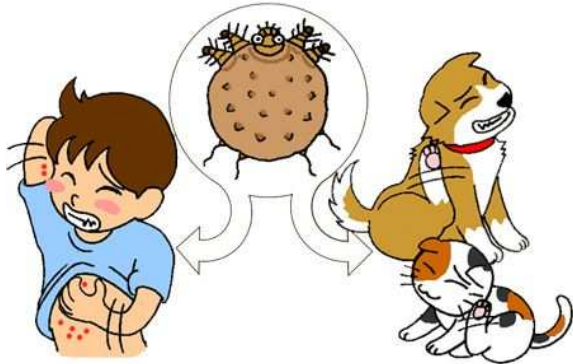
(14) 回虫幼虫移行症

ア 病原体	犬回虫(<i>Toxocara canis</i>)・猫回虫(<i>Toxocara cati</i>)
イ 関係する動物	犬・猫
ウ 感染経路	犬・猫への感染は、経胎盤感染(猫回虫には無い)・経乳汁感染・経口感染と多岐に渡る。ヒトへの感染は、犬・猫のふん中に排出された回虫卵が人の口から入ることで経口感染する。回虫卵は人の腸内でふ化し、幼虫がごくまれに体内の各所に迷入することがある。虫卵は、極めて抵抗性が強い。 
エ 動物の症状	子犬・子猫では食欲不振・下痢・嘔吐があり痩せてくるが、成犬・成猫は無症状が多い。
オ 人の症状	回虫にとって、ヒトは本来の宿主(終宿主)ではない。そのため、回虫の生活環が成立せず成虫になれず、幼虫のままヒト体内を迷走する。幼虫の迷入により、肝臓・脳・目などに障害を起こすことがある。幼児では、まれに軽度の貧血・食欲不振・微熱などの症状が認められる。
カ 予防法	犬・猫の検便・駆虫を必ず行う(特に子犬・授乳中の母犬)。ふんに排出される虫卵は未熟であり感染性がないが、気温 25～30℃の条件では約 2 週間(猫回虫では 4～5 週間)で虫卵内に感染子虫を形成し、感染性を持つため、ふんはすぐに始末し、動物を砂場などに連れ込まない。幼児が犬や猫に触ったり、砂場で遊んだあとには必ず手を洗う。

(15) エキノコックス症＝包虫症（4 類感染症）

ア 病原体	多包条虫 (<i>Echinococcus multilocularis</i>) ←北海道で流行 単包条虫 (<i>Echinococcus granulosus</i>)
イ 関係する動物	キツネ・犬・げっ歯類（中間宿主として）
ウ 感染経路	エキノコックスに感染した犬・キツネ等（終宿主）の腸管には成虫が寄生し、ふん便中に虫卵が排出される。この虫卵をネズミ等（中間宿主）・人が経口摂取すると、腸管でふ化した幼虫（多包虫）が肝臓などで増殖する。感染ネズミを、犬・キツネ等が捕食すると感染し、腸管で幼虫が成虫に発育する。北海道でのキツネの感染率は約 40%とされる。 
エ 動物の症状	終宿主に対する病原性はほとんどないが、下痢をすることもある。
オ 人の症状	感染後、数年～数十年たって自覚症状が現れる。初期には上腹部の不快感・膨満感の症状で、さらに進行すると腹痛・肝機能障害・腹水などを呈し、全身症状の悪化により死亡する。
カ 予防法	流行地では、生水を飲まない。野菜・果物・キノコなどはよく水洗いする。むやみにキツネや野犬に近寄らない。飼い犬の放し飼い防止を徹底し、犬がネズミを食べないように注意を払う。犬連れで北海道を旅行する場合も同様の注意が必要。
キ 感染例	日本で最初の流行がみられたのは、北海道の礼文島で、昭和 12～40 年にかけて島民 8,200 名中、114 名が感染した。
ク その他	日本では北海道に多包虫症が存在する。2000 年以降、毎年 10～20 数名の新規患者の報告がある。

(16) かいせん（疥癬）

ア 病原体	疥癬虫（ヒゼンダニ科・キュウセンヒゼンダニ科）  ヒゼンダニ雌背面 (Hirstから参考作図) 獣医衛生動物学ノート（講談社）より
イ 関係する動物	犬・猫
ウ 感染経路	感染動物との接触または落下した表皮・痂皮（かさぶた）により感染。 
エ 動物の症状	表皮内にダニがトンネル（カイセントンネル）を掘るため、非常にかゆく、脱毛や皮膚の肥厚・痂皮ができたりする。引っかいて化膿することもある。
オ 人の症状	動物と同じ症状。
カ 予防法	感染動物の隔離および飼育ケージの消毒。
キ その他	ヒゼンダニの雌成ダニは体長約 0.4mm、雄成ダニは体長約 0.3mm。

4 人獣共通感染症の予防

(1) 毎日の飼育管理

ア 飼養保管施設の適切な管理

- ・施設は良く清掃し、清潔に保つ（必要に応じて消毒）。
- ・タオルや敷物、水槽などは細菌が繁殖しやすいので、こまめな洗浄が必要。
- ・清掃時には、専用の前掛けや手袋などを着用し、動物の排泄物や汚物を直接扱わないようにマスクを着用する。
- ・消毒は、飼養施設の材質や動物の状況に応じて、熱湯消毒・日光消毒・消毒薬を用いた消毒から選択する。
- ・飼育動物はブラッシングや爪切りなど、こまめに手入れして清潔にする。
- ・動物の排泄物や汚物等の処理は速やかに行う（時間が経過するとふんが乾燥して空中に漂い、吸い込みやすくなったり、トキソプラズマ症や回虫症の場合は、ふんを放置することで、未成熟卵が、感染力を持つ成熟卵に変化）。

イ 飼料・水の適切な管理

- ・飼料・水は新鮮なものを与え、飼料は適切に管理する。

(2) 動物の健康管理

ア 動物のチェック

動物は、人獣共通感染症にかかっているにもかかわらず、はっきりとした症状を示さない場合もあるので、常に飼育動物の健康状態を観察することが必要（特に、幼齢動物や、施設に新しく来た動物は、環境変化からストレスを受けやすく、病気を発症しやすいため、より注意深く観察することが大切）。

イ 異常を発見した場合

動物の異常を発見したら、その動物を隔離し、必要に応じて獣医師の診察を受けさせる（その際、人から感染する病気があることを考慮し、動物取り扱い者の体調についても告げる）。

(3) 適正な動物の取扱い等

ア 過剰なふれあいは控える

細菌やウイルスが、口の中や爪にいる場合があるので、口移しで餌を与えたり、スプーンや箸の共用はやめる。動物と布団を共にすることも、濃厚な接触となるので要注意。

イ 手洗い・うがい

動物にさわる前後・砂場や公園（砂場は動物が排泄を行いやすい場所）で遊んだあとには、必ず手を洗う（うがいも効果的）。

ウ 体調が悪い時は動物をさわらない

動物から日和見感染したり、逆に、人の病気を動物にうつしてしまうこともある。

エ 動物に咬まれたり、ひっかかれた時の適切な処置

速やかに傷口を十分に洗浄した後消毒し、必要に応じて医師の診断を受ける。

飼養施設を訪れた人が飼養動物から危害を受けないように、施設を管理することも重要。

オ ネズミ・昆虫の侵入を防止する

野鳥やネズミ・昆虫などが人獣共通感染症を媒介することがあるので、これらの動物の侵入を防ぎ、必要に応じてネズミ等の駆除を行う。

カ 野生動物の飼育は避ける

人獣共通感染症防止のためにも、また、動物資源保護の観点からも、輸入および国内にいる野生動物いずれの飼育も避ける。

サル類は成長につれ凶暴性を増すことや、ヒトに近縁なため、多くの感染症がヒトとサルの間で感染する可能性があることなどから、十分な知識が無い人がペットとして飼育することは避ける。

参考文献

- ・ 動物取扱主任者講習会テキスト（東京都衛生局）
- ・ 動物由来感染症ハンドブック 2013（厚生労働省 健康局 結核感染症課）
- ・ 病原微生物検出情報月報 Vol.26 No.8 (No.306) 2005 年 8 月発行
（国立感染症研究所・厚生労働省 健康局 結核感染症課）
- ・ *Yersinia pseudotuberculosis* 感染症（仮性結核）
（モダンメディア 51 巻 9 号 2005）
- ・ 獣医衛生動物学ノート（講談社）

第5章

適切な消毒方法

- 1 消毒薬の種類
- 2 消毒薬の効果
- 3 その他の注意点

適切な消毒方法

動物は、様々な病原体を持っている可能性があります。それらの動物同士や人への感染を防ぐため、飼養施設、設備等は適正に消毒を行い、清潔に保つ必要があります。ここでは、消毒方法についての注意点を簡単に説明します。

1 消毒液の種類

分類	一般名	商品名	使用濃度	消毒対象	備考
塩素系	次亜塩素酸ナトリウム ・有機物等（ふん、尿等汚物、血液等）の混入は効果を減弱させる。 ・刺激臭あり ・ウイルスの消毒に有効	クレンテ、 ピューラックス、 ハイター5% （次亜塩素酸ナトリウム含有）	0.01～0.0125% (100～125ppm)	哺乳瓶	洗浄後 1 時間浸漬
			0.01～0.02% (100～200ppm)	食器類、衣類	洗浄後に 5 分以上の浸漬、その後水洗
			0.05～0.1% (500～1000ppm)	ウイルス汚染の器具、衣類	洗浄後に 30 分以上の浸漬
				ウイルス汚染の環境	清拭。痛みやすい材質の場合は後で水拭き
アルコール系	消毒用エタノール	消毒用エタノール	原液	手指、皮膚、機材器具、ドアノブ	・汚れのある手指は水洗後、ペーパータオルなどでよく乾燥してから使用する。 ・引火に注意 ・一部のウイルスに無効
	0.5%クロルヘキシジン含有の消毒用エタノール	ヒビテンアルコール			
ピグアナイド系	クロルヘキシジン	5%ヒビテン液、 マスキン	0.1～0.5%	手指、皮膚、機材器具、環境（床など）	・動物の傷の消毒 ・犬舎の消毒 ・手の消毒 ・消臭にも効果あり ・ウイルスに無効
		ヒビスクラブ、 マスキンスクラブ、 マイクロシールド	原液（4%）	手指	
第4級アンモニウム塩	逆性石鹼製剤 塩化ベンザルコニウム ・無色、無臭で使いやすい	オスバン、 パコマ、 エグクリーン、 オスバン、 くみあいクリーン、 アストップ、 クリアキル等	0.1～0.5%	機材器具、環境（床など）	・普通の石けんが混ざると作用が弱くなるため注意が必要。 ・ウイルスに無効
			0.1%	手指、皮膚	
両性界面活性剤	ポリアルキルポリアミノエチルグリシン	テゴール51、 ウスノン、 ハイパール、 ファスターⅠ、 サテニジン	0.1～0.2%	機材器具、環境（床など）	
			0.05～0.2%	手指、皮膚	
フェノール誘導体	クレゾール石けん ・有機物の混入に強い ・においが強い	クレゾール	20～30 倍希釈	ふん便、喀痰	・高濃度液（原液・5%希釈液）の付着に注意 ・ウイルスに無効
			50 倍希釈	環境（床など）	
その他（複合系）	アンテックビルコンS ・ウイルスの消毒に有効 ・におわない ・濃厚液が皮膚に付着しないように注意 ・有機物等（ふん、尿等汚物、血液等）の混入は効果を減弱させる。		500 倍希釈	環境（犬舎・床など）	・適量を散布
			1000 倍希釈	機材器具	・2～5 分浸漬

2 消毒薬の効果

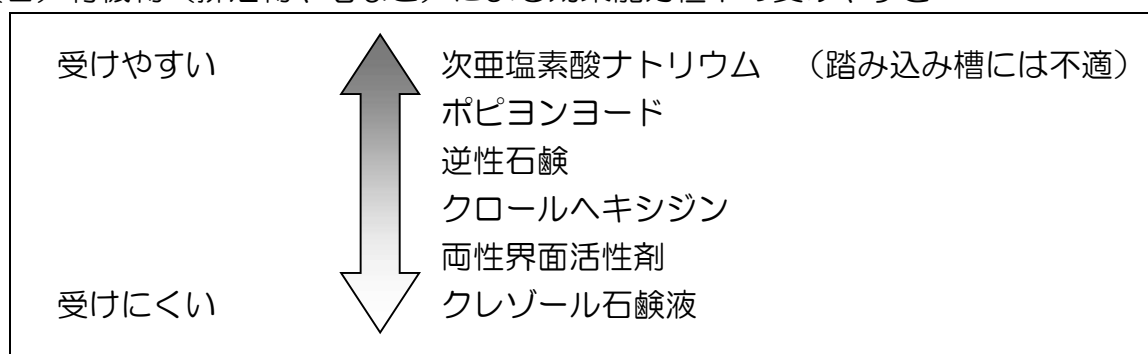
消毒薬は、その種類によって下表のように効果のある病原体が異なります。また使用する環境によっても消毒効果が減じやすい場合があります。これらの特性を考慮し、適正な消毒薬を使用してください。

(1) 効果のある病原体

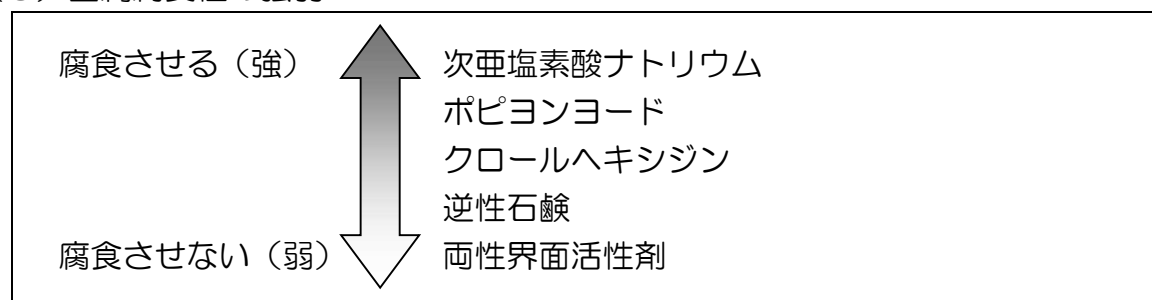
	一般細菌	MRSA (黄色ブドウ球菌)	真菌	芽胞 (一部の細菌が形成する非常に耐久性の高い構造物 破傷風菌 炭疽菌など)	ウイルス	
					エンベロープ有	エンベロープ無
					狂犬病ウイルス、犬ジステンパーウイルス、パラインフルエンザウイルスなど	アデノウイルス(犬伝染性肝炎・犬アデノウイルス2型)、パルボウイルスなど
塩化ベンザルコニウム	○	△	△	×	×	×
両性界面活性剤	○	△	△	×	×	×
クロルヘキシジン	○	△	△	×	×	×
クレゾール石けん	○	○	○	×	×	×
消毒用エタノール	○	○	○	×	○	△
次亜塩素酸ナトリウム	○	○	○	○	○	○
アンテックビルコンS	○	○	○	○	○	○

※ ○：有効、△効果がない場合がある、×無効

(2) 有機物（排泄物や毛など）による効果能力低下の受けやすさ



(3) 金属腐食性の強弱



3 その他の注意点

(1) 使用時の濃度

消毒薬は、記載されている表示どおりの濃度で使用する事が重要です。濃度が薄すぎると効果が得られませんが、濃すぎても効果が減じることがあります。

(参考)

ペットボトルを利用した液体消毒薬剤の簡単な希釈方法

ペットボトルのキャップ 1杯の薬剤（ほとんどのキャップで7～8mlの容量）

→ 500ml ペットボトルに量り入れ、水道水を注ぐ

→ 約 100 倍に希釈できる

※ キャップの容量が 5ml よりも多いので、薬剤の効果が多少低下していたり、水道水を多めに注いってしまった場合における安全率も含んでいる

※ 「〇倍希釈」についても、この方法が利用できる

(2) 使用時の量

噴霧の場合、十分な量を均一に散布することが必要です。

（施設は 3.3 m²当たり 3 リットル、1 時間以上）

(3) 消毒の時間

浸漬の場合、一定時間きちんと浸漬されるように使用してください。

(4) 他剤との混合禁止

(5) 濡れている場所での使用

水などで濡れていると薬剤の濃度が薄くなる為効力が低下することがあります。

(6) 汚れを取り除いてから使用

汚れている（有機物が付着している）と効力が激減する消毒薬があります。

(7) 必要に応じて薬液を交換

有機物の混入や直射日光により効力は低下します。

第6章

その他遵守しなければならない法令等

- 1 狂犬病予防法
- 2 化製場等に関する法律
- 3 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例
- 4 家畜伝染病予防法
- 5 ペットフード安全法
- 6 鳥獣法
- 7 ワシントン条約・種の保存法
- 8 外来生物法
- 9 犬等の輸出入検疫規則
- 10 動物の輸入届出制度

その他遵守しなければならない法令等

第一種動物取扱業者の方は、動物の愛護及び管理に関する法律以外にも、以下の法令等の規制を受ける場合があります。法律は、改正されたり、新しい規制が定められたりしていますので、常に最新の情報を収集し、これらの基準を遵守してください。

1 狂犬病予防法

狂犬病は、人や犬など全ての哺乳類に感染し、発病するとほぼ 100%死亡する病気です。狂犬病のまん延を防ぐため、飼犬の登録、狂犬病注射が義務付けられています。これらの情報は、動物を販売するときなどに、顧客にも伝えてください。

(1) 犬の登録

犬を取得した日から 30 日以内（犬が生後 90 日以内の場合は、生後 90 日を経過した日から 30 日以内）に登録しなければなりません。

登録の手続きは、保健センターまたはオンラインで行うことができ、登録した犬には「鑑札」が交付されます。

(2) 予防注射

登録した犬には、毎年 1 回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

予防注射は、動物病院または集合注射会場で受けることができます。

(3) 注射済票

予防注射後に動物病院で発行される「狂犬病予防注射済証」により、保健センターまたはオンラインで手続きを行うことで「注射済票」の交付を受けることができます。

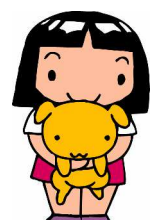
※集合注射会場や名古屋市の委託を受けた動物病院では、狂犬病予防注射と同時に鑑札及び注射済票の交付を受けることができます。

(4) 鑑札・注射済票の装着

鑑札・注射済票は、犬の首輪などに装着しなければなりません。

(5) 問合せ先

犬の登録、注射済票交付の手続き等に関しては、保健センターにお問合せください。



2 化製場等に関する法律

化製場や多数の動物飼育による周辺環境の悪化を防ぐため、これらの施設の設置についての規制が定められています。

(1) 保健所長の許可

許可が必要になる動物を定められた数以上飼養又は収容しようとする場合は、保健所長の許可が必要です。許可には施設の基準を満たしていることが必要です（手数料が必要）。

許可が必要になる動物と頭数

動物	牛	馬	豚	めん羊	やぎ	犬	鶏	あひる
頭数	1 頭	1 頭	1 頭	4 頭	4 頭	10 頭	100 羽	50 羽

犬も対象になっている
ので注意してください

30 日未満のひなを除
きます

(2) 問合せ先

許可等の手続きについては動物愛護センターにお問合せください。

3 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例

平成 16 年 11 月 1 日に施行された「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」では、動物の飼主等の責務として次のように定められています。

- ① 何人も、犬、ねこその他の動物による危害及び迷惑の発生の防止に努めなければならない。
- ② 犬の飼主は、飼犬が市民に危害及び迷惑を及ぼさないよう、適正な方法によりしつけを行うよう努めなければならない。

4 家畜伝染病予防法

家畜伝染病予防法は、家畜の伝染病の発生予防とまん延防止により、畜産の振興を図ることを目的とする法律です。

家畜の伝染病を早期に発見するため、家畜の所有者は、家畜の飼養に係る衛生管理の状況について、都道府県へ報告する必要があります。

(1) 対象家畜

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

(2) 問合せ先

詳しくは、農林水産省ホームページをご覧ください。また、名古屋市内で対象家畜を飼養している方は、次にお問合せください。

【問合】 愛知県西部家畜保健衛生所尾張支所 TEL0568-81-1874

5 ペットフード安全法

正式には「愛がん動物用飼料の安全性を確保する法律」といい、ペットフードの安全性の確保を図り、ペットの健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的としており、犬用及び猫用のペットフードの製造、輸入、販売について規制が定められています。

(1) 届出の義務

ペットフードの供給元となる製造業者と輸入業者には届出の義務があります。(個人、法人を問わず事業を始める前に届出が必要です。)

(2) 帳簿の備え付けの義務

ペットフード輸入・製造・販売をする事業者は、輸入・製造・販売の記録を帳簿に記載しなければなりません。(消費者に直接販売する場合は義務ではない。)

(3) 問合せ先

詳しくは、次にお問い合わせください。

【問合】 農林水産省東海農政局 TEL052-223-4670

6 鳥獣法

正式には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」といい、野生動物である鳥類、哺乳類の保護を目的としています。国内の野鳥等の捕獲や売買等の禁止を定めています。

詳しくは、次にお問合せください。

【問合】 愛知県自然環境課 TEL052-954-6230



7 ワシントン条約・種の保存法

○ワシントン条約

正式には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」といい、保護が必要と考えられる野生動植物の輸出入等の過度の国際取引を規制して、これら野生動植物を絶滅から保護することを目的とする国際条約です。

○種の保存法

正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」といい、国内外の絶滅のおそれのある野生生物を保護するために、平成5年4月に施行されました。

これらの条約、法律に定められている動物を輸入しようとする場合、許可が必要になる場合がありますので、事前に名古屋税関へお問合せください。

【問合】 名古屋税関 TEL052-654-4198

8 外来生物法

正式には「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」といい、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

特定外来生物とは

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系などに被害を及ぼすもの等が特定外来生物として指定されます。指定された生物の取り扱いについては、輸入、放出、飼育等、譲渡し等の禁止といった厳しい規制がかかります。

特定外来生物には、カニクイザル、アライグマ、カミツキガメなどが指定されています。

特定外来生物のうちアカミミガメとアメリカザリガニについては、規制の一部を適用除外とする「条件付特定外来生物（通称）」に指定されています。



詳しくは、次にお問合せください。

【問合】 中部地方環境事務所 TEL052-955-2139

9 犬等の輸出入検疫規則

外国から犬又は猫を連れてくるときは、狂犬病とレプトスピラ病（犬のみ）についての検疫のため、一定期間の係留検査を受けなければなりません。係留検査は、動物を人やその他の動物と隔離して病気の有無を調べるために、動物検疫所の係留施設で行います。

（１）輸入の届出

犬又は猫を輸入しようとする場合は、日本到着の 40 日前までに時期、頭数などの輸入予定を到着する空港（港）の所在地を管轄する動物検疫所に届け出なければなりません。

（２）係留期間

係留期間は原則 180 日間ですが、狂犬病の発生のない国・地域として指定される「指定地域」からの輸入で、マイクロチップなどによる個体識別が行われているなどの必要な条件を満たした場合は、12 時間以内の係留となります。

（３）問合せ先

具体的な手続き方法等については、事前に動物検疫所にご相談ください。

【問合】 農林水産省動物検疫所(中部空港支所) Tel0569-38-8577

10 動物の輸入届出制度

輸入動物を原因とする人の感染症の発生を防ぐため、輸入動物の届出制度が平成 17 年 9 月 1 日から始まりました。

届出対象になっている動物を輸入するためには、厚生労働省検疫所に輸入の届出をしなければなりません。

（１）届出対象

ハムスター、リス、チンチラなどの齧歯目、フェレットなどの哺乳類、インコなどの鳥類が届出の対象となります。

また、これらの動物の死体も対象になっています。

（２）届出先

輸入の届出は、厚生労働省検疫所に行います。輸入に際しては、輸出国政府機関発行の衛生証明書等の添付書類を提出し、感染症のおそれがないと判断され受理証を交付された場合のみ、輸入が可能となります。

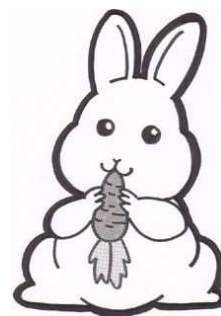
（３）輸入禁止動物

コウモリ、タヌキ、ハクビシン、プレーリードッグ、サル等は原則として輸入が禁止されています。

（４）問合せ先

輸入届出制度の届出対象、届出等、輸入禁止動物等について詳しくは、次にお問合せください。

【問合】 厚生労働省中部空港検疫所支所 Tel0569-38-8192



第7章

関係法令等

名称	URL
動物の愛護及び管理に関する法律	法令・基準等の詳細は環境省のウェブサイト「動物の愛護と適切な管理」からダウンロードし、確認してください。 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/rule.html 
動物の愛護及び管理に関する法律施行令	
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	
第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令	
特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目	
特定動物の飼養又は保管の方法の細目	
家庭動物等の飼養及び保管に関する基準	
展示動物の飼養及び保管に関する基準	
実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準	
産業動物の飼養及び保管に関する基準	
動物の殺処分方法に関する指針	
動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置	

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例	本市条例等の詳細は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードし、確認してください。 https://www.city.nagoya.jp/kurashi/pet/1015199/1034046/1015224.html
名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則	

第8章

各種様式

- 第一種動物取扱業登録申請書
- 別記 第一種動物取扱業の実施の方法
- 別記2 犬猫等健康安全計画
- 第一種動物取扱業者標識
- 第一種動物取扱業者識別章
- 第一種動物取扱業登録更新申請書
- 業務内容・実施方法変更届出書
- 飼養施設設置届出書
- 犬猫等販売業開始届出書
- 第一種動物取扱業変更届出書
- 第一種動物取扱業登録証再交付申請書
- 第一種動物取扱業登録証返納届出書
- 第一種動物取扱業登録証亡失届出書
- 犬猫等販売業廃止届出書
- 廃業等届出書
- 動物販売業者等定期報告届出書
- 動物取扱責任者研修申込書
- 動物取扱責任者研修受講届出書
- 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類
- 飼養施設の平面図
- 飼養施設の付近の見取図
- 第一種動物取扱業実務従事証明書
- 第一種動物取扱業飼養経験等証明書
- 1年間以上の飼養従事経験の記録書類
- 第一種動物取扱業の事業実施に係る場所使用権限自認書
- 第一種動物取扱業の事業実施に係る場所使用承諾証明書
- 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳
- 繁殖実施状況記録台帳
- 取引状況記録台帳
- 犬猫等の個体に関する帳簿
- 取り扱う動物に関する帳簿
- マイクロチップ装着証明書
- 登録事項変更届出書（マイクロチップ）
- 死亡等の届出書（マイクロチップ）

(宛先) 名古屋市動物愛護センター所長

申請者 氏 名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 住 所 〒
 電話番号

第一種動物取扱業登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の申請をします。

記

1 事業所の名称			
2 事業所の所在地			電話番号
3 動物取扱責任者			(1)氏名 (2)要件 ☐ 獣医師 ☐ 愛玩動物看護師 ☐ 実務経験 (年、経験場所:) ☐ 飼養経験 (年、経験場所:) ☐ 教 育 (教育機関等:) ☐ 資 格 (団体等:)
4 第一種動物取扱業の種別			☐ 販売/ ☐ 保管/ ☐ 貸出し/ ☐ 訓練/ ☐ 展示 ☐ その他 () (飼養施設の有無: ☐ 有 ☐ 無)
5 業務の内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容		
	(2)実施の方法	別記のとおり (販売及び貸出しの場合に限る。)	
6 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類		
	(2)鳥 類		
	(3)爬虫類		
7 飼養施設 (施設を有する場合)	(1)所 在 地		
	(2)構 造 及 び 規 模	①建 築 構 造	☐ 木造/ ☐ 木造モルタル造/ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造/ ☐ 鉄筋コンクリート造/ ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他 ()
		②延 床 面 積	m ²
		③敷 地 面 積	m ²
		④ 床 面 材 質	
		④ 壁 面	
	⑤設備の種類	☐ ケージ等 (個) ☐ 照明設備/ ☐ 給水設備/ ☐ 排水設備/ ☐ 洗浄設備/ ☐ 消毒設備/ ☐ 廃棄物の集積設備/ ☐ 動物の死体の一時保管場所/ ☐ 餌の保管設備/ ☐ 清掃設備/ ☐ 空調設備/ ☐ 遮光等の設備/ ☐ 訓練場	
(3)管 理 の 方 法			

8 営業の開始年月日		年 月 日	
9 権原の有無	①事業所	☐ 有	☐ 無
	②飼養施設	☐ 有	☐ 無
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）		(1)氏名	
		(2)要件	☐ 実務経験（ 年、経験場所： ） ☐ 教 育（教育機関等： ） ☐ 資 格（団体等： ）
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員		(1)氏名	
		(2)要件	☐ 実務経験（ 年、経験場所： ） ☐ 教 育（教育機関等： ） ☐ 資 格（団体等： ）
12 事業所に配置される職員の最低数			
13 営業時間等		時から 時までの間（うち特定成猫の展示時間： ～： ）	
14 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画		別記2のとおり（犬猫等販売業者に限る。）	
15 添付書類		☐ 登記事項証明書／ ☐ 申請者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 業務の実施の方法／ ☐ 飼養施設の平面図／ ☐ ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／ ☐ 飼養施設の付近の見取図／ ☐ 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／ ☐ 役員の氏名及び住所／ ☐ 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） ☐ その他（ ）	
16 備考			

- 注1 「3 要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入してください。また、飼養経験にチェックを入れた場合は、それを示す具体的な書類を添付してください。
- 2 「5 業務の具体的な内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入してください。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付してください。
- 3 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入してください。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入してください。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入してください。
- 4 「7 ⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入してください。
- 5 「7 管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入してください。
- 6 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをしてください。「9②飼養施設」欄は、飼養施設を有する場合にチェックをしてください。
- 7 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付してください。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付してください。
- 8 「12 事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間から除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を最低数に合計して記載すること。
- 9 「13 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入してください。
- 10 「15 添付資料」欄は、添付する書類にチェックをすること。
- 11 「16 備考」欄には、次に掲げる事項を記入してください。
- (1) 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号の2、第6号又は第7号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
- (3) 申請の際、事業所又は飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日
- (4) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 12 この様式による登録の申請は、第一種動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行ってください。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとします。
- 備考 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とする。

第一種動物取扱業の実施の方法

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電 話 番 号

第一種動物取扱業の種別 ☐ 販売業 ☐ 貸出業

項 目	実 施 方 法
1 販売に供する動物の生育段階	☐ 哺乳類に属する動物について、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売（ただし、犬又は猫については、出生後56日（動物の愛護及び管理に関する法律附則第2項を適用する場合は49日）を経過した犬又は猫を販売） ☐ その他（ ）
2 販売又は貸出しをしようとする動物の状態	☐ 飼育環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出し ☐ その他（ ）
3 販売又は貸出しをしようとする動物の健康状態の確認の方法	☐ 2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出し ☐ その他（ ）
4 販売をしようとする動物の現在の状況を見せること並びに対面による当該動物の適正な飼養又は保管に必要な情報の提供及び顧客による確認方法	☐ 販売の契約に当たって、あらかじめ、当該販売に係る動物の現在の状況を直接見せるとともに、裏面①に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を、顧客に対して対面により書面又は電磁的記録を用いて説明するとともに、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を実施（第一種動物取扱業者を相手方とする販売の場合は、一部の情報について必要に応じて説明） ☐ その他（ ）
5 動物の治療、ワクチン接種等に係る証明書の交付の方法	☐ 販売の契約に当たって、飼養・保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付 ☐ 販売の契約に当たって、動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合に、これを顧客に交付 ☐ その他（ ）
6 貸出しをしようとする動物の特性及び状態に関する情報の提供の方法	☐ 貸出しの契約に当たって、あらかじめ、裏面②に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を提供 ☐ その他（ ）
7 4の販売に係る契約時の情報提供及び顧客による確認並びに6の貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況に係る記録台帳の保管の方法	☐ 5年間保管 ☐ 帳簿に記載 ☐ その他（ ）
備 考	

注 「その他」の場合は、内容を詳細に記入すること。

備考 この書類の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- ① イ 品種等の名称
ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
ホ 適切な給餌及び給水の方法
ヘ 適切な運動及び休養の方法
ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
ル 性別の判定結果
ヲ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
カ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
ヨ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
タ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
レ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
ソ イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
- ② イ 品種等の名称
ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
ハ 適切な給餌及び給水の方法
ニ 適切な運動及び休養の方法
ホ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
ヘ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
ト 性別の判定結果
チ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
リ 当該動物のワクチンの接種状況
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

年 月 日

犬猫等健康安全計画

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電 話 番 号

犬猫等の繁殖を行うどうか ☐ 繁殖を行う ☐ 繁殖を行わない

項 目	計 画 の 内 容
1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	
2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	
3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	

備 考 この書類の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第一種動物取扱業者標識

① 氏 名 又 は 名 称	
② 事 業 所 の 名 称	
③ 事 業 所 の 所 在 地	
④ 第一種動物取扱業の種別	
⑤ 登 録 番 号	
⑥ 登 録 年 月 日	年 月 日
⑦ 有 効 期 間 の 末 日	年 月 日
⑧ 動 物 取 扱 責 任 者	

第一種動物取扱業者識別章	
氏 名 又 は 名 称	
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	
第一種動物取扱業の種別	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
有 効 期 間 の 末 日	年 月 日

備 考 この識別章の大きさは、日本産業規格 A 7 以上とする。

年 月 日

(宛先) 名古屋市動物愛護センター所長

申請者 氏 名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 住 所 〒
 電話番号

第一種動物取扱業登録更新申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、
 下記のとおり第一種動物取扱業の登録の更新の申請をします。

記

1 事業所の名称				
2 事業所の所在地		電話番号		
3 動物取扱責任者		(1)氏名		
		(2)要件	☐ 獣医師 ☐ 愛玩動物看護師 ☐ 実務経験 (年、経験場所：) ☐ 飼養経験 (年、経験場所：) ☐ 教 育 (教育機関等：) ☐ 資 格 (団体等：)	
4 第一種動物取扱業の種別		☐ 販売／ ☐ 保管／ ☐ 貸出し／ ☐ 訓練／ ☐ 展示／ ☐ その他 () (飼養施設の有無： ☐ 有 ☐ 無)		
5 業務の内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容			
	(2)実施の方法	様式第1別記のとおり（販売及び貸出しの場合に限る。）		
6 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類			
	(2)鳥 類			
	(3)爬虫類			
飼養施設 (施設を有する場合)	(1)所 在 地			
	(2)構 造 及 び 規 模	①建 築 構 造	☐ 木造／ ☐ 木造モルタル造／ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造／ ☐ 鉄筋コンクリート造／ ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他 ()	
		②延 床 面 積	m ²	
		③敷 地 面 積	m ²	
		④材 質	床 面	
			壁 面	
	⑤設 備 の 種 類	☐ ケージ等 (個) ☐ 照明設備／ ☐ 給水設備／ ☐ 排水設備／ ☐ 洗浄設備／ ☐ 消毒設備／ ☐ 廃棄物の集積設備／ ☐ 動物の死体の一時保管場所／ ☐ 餌の保管設備／ ☐ 清掃設備／ ☐ 空調設備／ ☐ 遮光等の設備／ ☐ 訓練場		
	(3)管 理 の 方 法			
8 営業の開始年月日		年 月 日 (これまでの営業年数： 年)		

9 権原の有無	①事業所	☐ 有 ☐ 無
	②飼養施設	☐ 有 ☐ 無
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員(事業所の外で業務を行う場合)	(1)氏名	
	(2)要件	☐ 実務経験 (年、経験場所：) ☐ 教 育 (教育機関等：) ☐ 資 格 (団体等：)
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1)氏名	
	(2)要件	☐ 実務経験 (年、経験場所：) ☐ 教 育 (教育機関等：) ☐ 資 格 (団体等：)
12 事業所に配置される職員の最低数		
13 営業時間等	時から 時までの間(うち特定成猫の展示時間 : ~ :)	
14 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	様式第1別記2のとおり(犬猫等販売業者に限る。)	
15 添付書類	☐ 登記事項証明書／ ☐ 申請者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 業務の実施の方法／ ☐ 飼養施設の平面図／ ☐ ケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。)／ ☐ 飼養施設の付近の見取図／ ☐ 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／ ☐ 役員の氏名及び住所／ ☐ 犬猫等健康安全計画(犬猫等販売業者に限る。)	
16 登録番号及び登録年月日	年 月 日	
17 備考		

- 注1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容(教育機関及び専攻コースの名称、資格名等)を記入してください。また、飼養経験にチェックを入れた場合は、それを示す具体的な書類を添付してください。
- 2 「5(1)業務の具体的内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入してください。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について様式第1別記により明らかにした書類を添付してください。
- 3 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類(種名)をすべて記入してください。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入してください。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入してください。
- 4 「7(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等の該当欄にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入してください。
- 5 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入してください。
- 6 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをしてください。「9②飼養施設」欄は、飼養施設を有する場合にチェックをしてください。
- 7 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容(教育機関及び専攻コースの名称、資格名等)を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付してください。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付してください。
- 8 「12 事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間で除した数値(整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。)を最低数に合計して記載すること。
- 9 「13 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入してください。
- 10 「15 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをしてください。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項及び第2項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができます。
- 11 「17 備考」欄には、次に掲げる事項を記入してください。
- (1) 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号の2、第6号又は第7号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
 - (3) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 12 この様式による登録の申請は、第一種動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行ってください。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとします。
- 備考 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とする。

年 月 日

(宛先) 名古屋市動物愛護センター所長

届出者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒

電話番号

業 務 内 容 ・ 実 施 方 法 変 更 届 出 書

第一種動物取扱業の業務の内容及び実施の方法（繁殖を行うかどうかの別を含む。）を変更するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称		
2 事業所の所在地		
3 登録年月日	年 月 日	
4 登録番号		
5 第一種動物取扱業の種別	☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ その他（ ）	
6 変更内容	(1) 変更前	
	(2) 変更後	
7 変更予定年月日	年 月 日	
8 変更理由		
9 備考		

注1 業務の実施方法を変更する場合は、様式第1別記により業務の実施の方法を明らかにした書類を添付してください。

2 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

備考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(宛先) 名古屋市動物愛護センター所長

届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

飼 養 施 設 設 置 届 出 書

飼養施設を設置するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称				
2 事業所の所在地				
3 登録年月日		年 月 日		
4 登録番号				
飼 養 施 設	(1)所在地			
	(2)構造及び規模	①建築構造	☐ 木造／ ☐ 木造モルタル造／ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造／ ☐ 鉄筋コンクリート造／ ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他 ()	
		②延床面積	m ²	
		③敷地面積	m ²	
		④材質	床 面	
			壁 面	
	⑤設備の種類	☐ ケージ等 (個) ☐ 照明設備／ ☐ 給水設備／ ☐ 排水設備／ ☐ 洗浄設備／ ☐ 消毒設備／ ☐ 廃棄物の集積設備／ ☐ 動物の死体の一時保管場所／ ☐ 餌の保管設備／ ☐ 清掃設備／ ☐ 空調設備／ ☐ 遮光等の設備／ ☐ 訓練場		
(3)管理の方法				
6 権原の有無		☐ 有 ☐ 無		
7 飼養保管開始年月日		年 月 日		
8 添付書類等		☐ 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／ ☐ 飼養施設の平面図／ ☐ ケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。)／ ☐ 飼養施設の付近の見取図 ☐ その他 ()		
9 備考				

注1 「5(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入してください。

2 「6 権原の有無」欄には、所有権、賃借権等事業の実施に必要な設置しようとする飼養施設に係る権原の有無についてチェックをしてください。

3 「8 添付書類等」欄は、添付する書類にチェックしてください。

4 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

備考 この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

年 月 日

(宛先) 名古屋市動物愛護センター所長

届出者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒

電話番号

犬猫等販売業開始届出書

犬猫等販売業を開始するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	登録年月日	年 月 日
4	登録番号	
5	犬猫等の繁殖を行うかどうか	☐ 繁殖を行う ☐ 繁殖を行わない
6 犬猫等健康安全計画	(1) 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	
	(2) 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	
	(3) 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	
7	営業開始予定年月日	年 月 日
8	備考	

注 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

備考 この届出書の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

(宛先) 名古屋市動物愛護センター所長

届出者 氏

名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏

名)

住 所 〒

電話番号

第一種動物取扱業変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名
事業所の名称・所在地
動物取扱責任者の氏名
主として取り扱う動物の種類及び数
飼養施設の所在地・構造及び規模
飼養施設に備える設備の構造、規模等(犬、又は猫に限る)
役員の氏名・住所
事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員
事業所に配置される職員の最低数
営業時間
犬猫等健康安全計画

を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 登 録 年 月 日	年 月 日
2 登 録 番 号	
3 第一種動物取扱業の種別	☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ その他 ()
4 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
5 変 更 年 月 日	年 月 日
6 変 更 理 由	
7 添 付 書 類	☐ 登記事項証明書／ ☐ 役員が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 飼養施設の平面図／ ☐ ケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。)／ ☐ 飼養施設の付近の見取図／ ☐ その他 ()
8 備 考	

注1 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

備考 この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とする。

年 月 日

(宛先) 名古屋市動物愛護センター所長

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

第一種動物取扱業登録証再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業登録証の再交付を申請します。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	電話番号
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 第一種動物取扱業の種別	☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ その他 ()
6 再交付を申請する理由	☐ 登録証の亡失 ☐ 登録証の滅失 ☐ 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の届出による記載事項の変更 (届出日 年 月 日)
7 備考	

注1 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の変更の届出による記載事項の変更に該当する場合は、「6 再交付を申請する理由」欄に当該届出日を記入してください。

2 この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

備考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

(宛先) 名古屋市動物愛護センター所長

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

第一種動物取扱業登録証返納届出書

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第9項の規定に基づき、第一種動物取扱業登録証を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 返納の理由	☐ 登録の取消し ☐ 法第16条第1項各号のいずれかに該当 ☐ 登録証の再交付を受けた後において、亡失した登録証を発見又は回復
6 備考	

注1 「5 返納の理由」の欄で「法第16条第1項各号のいずれかに該当」にチェックをした場合は、備考欄に該当する事由を記入してください。

2 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「6 備考」に事務担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

(宛先) 名古屋市動物愛護センター所長

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

第一種動物取扱業登録証亡失届出書

第一種動物取扱業登録証を亡失したので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第8項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 亡失の理由	
6 備考	

注 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「6 備考」に事務担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

(宛先) 名古屋市動物愛護センター所長

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

犬 猫 等 販 売 業 廃 止 届 出 書

犬猫等販売業を廃止したので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 第一種動物取扱業者 の氏名又は名称	
6 廃止した年月日	年 月 日
7 備 考	

注1 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

2 第一種動物取扱業を廃止した場合には、廃業等届出書を提出してください。

備考 この届出書の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

(宛先) 名古屋市動物愛護センター所長

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

廃業等届出書

第一種動物取扱業者が死亡
法人が合併により消滅
法人が破産手続開始の決定により解散
法人が上記以外の理由により解散
第一種動物取扱業を廃止

したので、動物の愛護及び管理に関する法律第16条

第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 第一種動物取扱業者 の氏名又は名称	
6 廃業年月日	年 月 日
7 備考	

注1 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」に事務担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

2 有効期間内にある登録に係る登録証を有している場合は、当該登録証を添付してください。

備考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(表面)

年 月 日

(宛先) 名古屋市動物愛護センター所長

届出者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

動物販売業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称							
2 事業所の所在地							
3 登録年月日	年 月 日						
4 登録番号							
5 年度当初に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、 その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 頭						
6 年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
7 年度中に販売若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
鳥類							
爬虫類							

(裏面)

8 年度中に死亡の事実が生じた動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
9 年度末に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 頭						
10 犬猫以外の動物に含まれる品種等							
11 備 考							

注1 年度途中に登録を受けた場合には、5については登録を受けた時点の頭数を、6から8までについては、登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記載してください。

2 令和2年6月1日現在で、既に第一種動物取扱業の登録を受けている方は、令和2年度に係る報告については、5については令和2年6月1日時点の頭数、6から8までについては令和2年6月以降の月ごとの合計数を記載してください。

3 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「11 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

備考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

動物取扱責任者研修申込書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

事業所の所在地 〒

事業所の名称・連絡先
(又は申込者の連絡先)

電話 ー

営 業 者 氏 名

1 受講者

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

3 研修希望日等

	開催年月日	開催場所
第1希望		
第2希望		

動物愛護センター記載欄

受付番号	受講者	
	研修 受講歴の有無	備考
	有 ・ 無	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

(宛先) 名古屋市動物愛護センター所長

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

動物取扱責任者研修受講届出書

動物取扱責任者に動物取扱者責任者研修を受講させましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称		
2 登録番号		
3 受講した動物取扱責任者		
4 受講した動物取扱責任者研修	開催した都道府県 (又は市)	
	受講日	
5 添付書類	受講を証明する書類 (別紙)	
6 備考		

注 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「6 備考」に事務担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第1号から第7号の2までに
該当しないことを示す書類

申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

以下の者は、下記事項のいずれにも該当しません。

- ☐ 申請者
- ☐ 当該法人の役員
- ☐ 使用人
- ☐ 動物取扱責任者

事 項	
1	精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
2	破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
3	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から5年を経過しない者
4	法第10条第1項の登録を受けた者で法人であるものが法第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から5年を経過しないもの
5	法第19条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
5の2	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
6	この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第10条第2号（同法第9条第5項において準用する同法第7条に係る部分に限る。）若しくは第3号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第69条の7第1項第4号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第5号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第70条第1項第36号（同法第48条第3項又は第52条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第72条第1項第3号（同法第69条の7第1項第4号及び第5号に係る部分に限る。）若しくは第5号（同法第70条第1項第36号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第27条第1号若しくは第2号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
7	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
7の2	第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者

備 考

この書類の大きさは、日本産業規格A4とする。

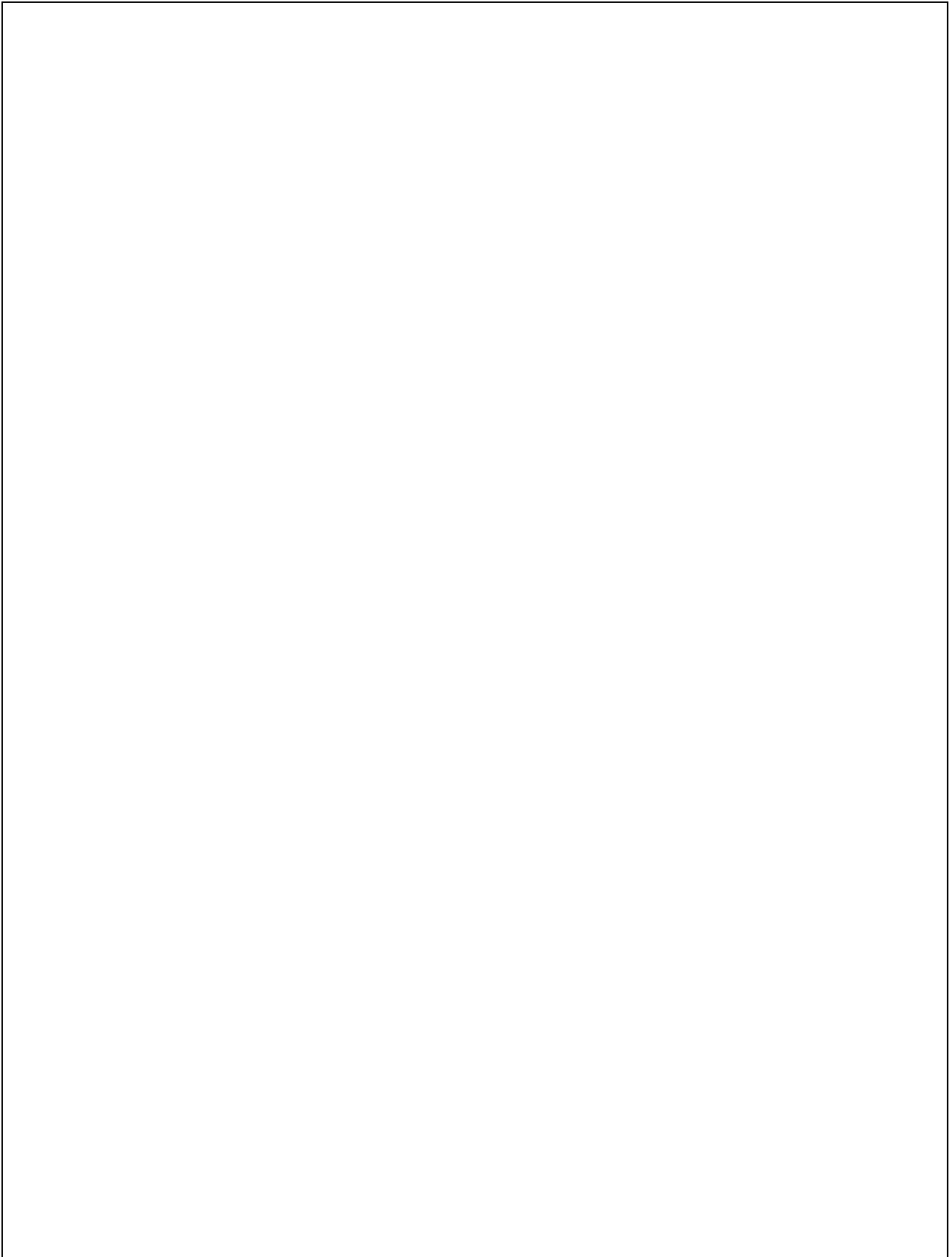
飼養施設の平面図

[illegible]

注 下の項目のうち有する設備を全て記載してください。

①ケージ等（動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。）	⑧動物の死体の一時保管場所
②照明設備（営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く。）	⑨餌の保管設備
③給水設備	⑩清掃設備
④排水設備	⑪空調設備（屋外施設を除く。）
⑤洗浄設備（飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。）	⑫遮光のため又は風雨を遮るための設備（ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。）
⑥消毒設備（飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう。）	⑬訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業を営もうとする者に限る。）
⑦汚物、残さ等の廃棄物の集積設備	

飼養施設の付近の見取図



注1 事業所を中心に記載してください。

注2 駅、学校、公園等目標となるものを記載してください。

第一種動物取扱業実務従事証明書		
実務従事者	氏名	
	生年月日	年 月 日
実務に従事した事業所	所在地	
	名称	電話番号
	登録番号	
	飼養施設	☐ 有 ☐ 無
実務に従事した種別	☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ その他 ()	
実務に従事した期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月	
上記のとおり第一種動物取扱業の実務に常勤で携わったことを証明します。 年 月 日 証 明 者 住 所 証明者職・氏名 ㊟ 電 話 番 号		

- 注 1 「実務に従事した種別」欄は該当するものを全てチェックしてください。
- 2 「実務に従事した期間」欄は1ヶ月未満は切り捨ててください。

1 年間以上の飼養従事経験の記録書類

○飼養に従事した動物に関する事項：

- 一 当該動物の品種等の名称
- 二 当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地等
- 三 当該動物の生年月日等
- 四 当該動物を所有し、又は占有するに至った日

○飼養施設の所在地：

○記録詳細：

年月日	点検時間	飼養施設の点検等の状況			動物の数及び状態の点検		備考
		清掃	消毒	保守点検	数	状態	
		済・否	済・否	済・否	異常無・異常有	異常無・異常有	

備考

- 1 動物の飼養に従事した日ごとに、清掃、消毒及び保守点検の実施状況並びに動物の数及び状態の点検状況を記録すること。
- 2 「動物の数及び状態の点検」欄の「異常有」に該当した場合には、「備考」欄にその詳細を記入すること。
- 3 飼養に従事した動物の管理状態がわかるような書類（写真等）を添付すること。
- 4 本参考例はあくまで確認事項の記録の一例を示したものである。

第一種動物取扱業の事業実施に係る場所使用権限自認書	
□事業所住所	
□飼養施設住所	□ 事業所と同じ
第一種動物取扱業に係る事業の実施場所である上記の土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。 年 月 日 証 明 者 住 所 証明者職・氏名 ⑩ 電 話 番 号	

- 注 1 土地・建物を自己で所有していて、登記事項証明書等の提出が困難な場合に提出してください。
- 2 共有の場合は、共有者全員の住所及び氏名が記入され、押印をしてある「第一種動物取扱業の実施に係る場所飼養承諾証明書」を併せて提出してください。

年 月 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 ☐販売 ☐保管 ☐貸出し ☐訓練 ☐展示
☐その他 ()

飼養施設の所在地

日	点検 時間	飼養施設の点検等の状況			動物の数及び状態の点検		点検担当者 氏 名	備 考
		清掃	消毒	保守点検	数	状 態		
1	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
2	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
3	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
4	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
5	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
6	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
7	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
8	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
9	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
10	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
11	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
12	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
13	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
14	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
15	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
16	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
17	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
18	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
19	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
20	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
21	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
22	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
23	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
24	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
25	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
26	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
27	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
28	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
29	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
30	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		
31	:	済・否	済・否	済・否	異常有・異常無	異常有・異常無		

注 「動物の数及び状態の点検」欄にて、「異常有」の場合は「備考」欄にその詳細を記入してください。
備考 この台帳の大きさは、日本産業規格A4とする。

繁殖実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種類

☐販売

☐貸出し

☐展示

動物の種類

交配等年月日	雌 (個体識別番号、名称等)	雄 (個体識別番号、名称等)	出産・産卵 予定日	出産・産卵 年月日	出産・ 産卵数	出産・産卵後の 雌の状態 (注3：犬猫で帝王切 開を行った場合は獣医 師の診断結果も記載)	新生子・卵の 状 態	犬又は猫に係る記入欄			備 考	
								雌の交配時 の年齢	雌の生涯出 産回数	今後繁殖の用に供すること 可能性(繁殖に供すること をやめた年月日)		
										雌		雄
						[健 ・ 否]	健康： 疾病等： 死亡等：	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	
						[健 ・ 否]	健康： 疾病等： 死亡等：	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	
						[健 ・ 否]	健康： 疾病等： 死亡等：	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	
						[健 ・ 否]	健康： 疾病等： 死亡等：	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	
						[健 ・ 否]	健康： 疾病等： 死亡等：	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	
						[健 ・ 否]	健康： 疾病等： 死亡等：	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	
						[健 ・ 否]	健康： 疾病等： 死亡等：	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	

- 注1 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入してください。
- 2 「交配等年月日」欄には、交配年月日(交配年月日が明確でない場合は同居開始年月日)等を記録してください。
- 3 犬猫において、帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果(次回の繁殖に対する指導・助言内容等)を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること。
- 4 「新生子・卵の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「疾病等」「死亡等」の個体数を記入してください。
- 5 卵の場合にあつては、孵化年月日又は期間を併記してください。
- この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

取引状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別		□販売	□保管	□貸出し	□訓練	□展示	□その他 ()
年月日	取引の相手方	取引内容			相手方の関係法令 遵守の状況	担当者 氏名	備考
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)			遵守・違反		
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)			遵守・違反		
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)			遵守・違反		
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)			遵守・違反		
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)			遵守・違反		
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)			遵守・違反		
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)			遵守・違反		
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)			遵守・違反		
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)			遵守・違反		
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)			遵守・違反		
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)			遵守・違反		
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)			遵守・違反		
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)			遵守・違反		

注1 「取引の相手方」欄には、相手方が第一種動物取扱業者である場合に登録番号を記入してください。

注2 「取引内容」欄には、仕入れ、販売等の取引の区分を記入してください。

注3 「取引方の関係法令遵守の状況」欄には、動物の取引に関する関係法令について違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取した
場合、特に特定動物の取引に当たっては、相手方が法第26条第1項の許可を受けていることを許可証等により確認した場合に「遵守」を○で囲
んでください。また、聴取により違反が確認された場合は「違反」を○で囲んでください。

犬猫等の個体に関する帳簿

No.

動物種	☐ 犬 ☐ 猫 ☐ 他 ()		
品種			
名前・番号等			
性別	☐ おす ・ ☐ めす		
生年月日	年 月 日		
所有した日	年 月 日 ☐ 生年月日と同じ		
繁殖者 (☐ 輸入者 ☐ 譲渡者)	氏名 (名称)		
	所在地		
	登録番号		
販売 (譲渡し) 元	氏名 (名称)	☐ 繁殖者と同じ	
	所在地		
	登録番号		
販売 (引渡し) 年月日	年 月 日		
販売 (引渡し) 先	氏名 (名称)		
	所在地		
	登録番号		
	関係法令に違反していないことの確認	☐ 済み	
販売を行った者の氏名			
販売時情報提供	情報提供	☐ 済み	
	顧客による確認	☐ 済み	
死亡した日	年 月 日		
死亡の原因			

備 考

- 1 「生年月日」欄には、輸入等された動物で、生年月日が明らかなでない場合は、推定される生年月日と輸入年月日等を記載してください。
- 2 「繁殖者」欄には、輸入された動物で繁殖者が明らかなでない場合は、輸出した者の氏名等を記載し、譲渡された動物で繁殖者がわからない場合は、譲渡した者の氏名等を記載してください。
- 3 「死亡した日」及び「死亡の原因」欄には、自身が飼養又は保管している間に動物が死亡した場合に記載してください。

(表面)

取り扱う動物に関する帳簿

No.

動物種			
品種			
仕入れ番号等			
性別	☐ おす ・ ☐ めす		
生年月日 (□輸入日)	(□推定)	年	月 日
所有(占有)した日		年	月 日 □生年月日と同じ
繁殖者 □輸入者 □譲渡者 □捕獲者	氏名 (名称)		
	所在地		
	登録番号		
販売 (譲渡し) 元	氏名 (名称)	□繁殖者と同じ	
	所在地		
	登録番号		

	販売 (引渡し) 年月日	頭数	販売先			情報 提供 確認	販売者 氏名	備考
			氏名 (名称)	登録番号 (所在 地)	法令順 守確認			
1					☐	☐		
2					☐	☐		
3					☐	☐		
4					☐	☐		
5					☐	☐		
6					☐	☐		
7					☐	☐		
8					☐	☐		
9					☐	☐		
10					☐	☐		
	死亡日	死亡 数	死亡の原因					備考

備 考

- 1 「生年月日」欄には、輸入等された動物で、生年月日が明らかなでない場合は、推定される生年月日と輸入年月日等を記載してください。
- 2 「繁殖者」欄には、輸入された動物で繁殖者が明らかなでない場合は、輸出した者の氏名等を、譲渡された動物で繁殖者がわからない場合は、譲渡した者の氏名等を、捕獲された動物の場合は、捕獲した者の氏名等を記載してください。
- 3 貸出業の場合は、備考欄に貸出期間と目的を記載してください。
- 4 「死亡日」及び「死亡の原因」欄には、自身が飼養又は保管している間に動物が死亡した場合に記載してください。

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

1 マイクロチップの識別番号	マイクロチップに付属のバーコードシールを貼付けてください
2 犬又は猫の名	
3 犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年 月 日
7 犬又は猫の性別	☐ 雄（オス） ☐ 雌（メス）
8 2 から 7 までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
9 マイクロチップの装着日	年 月 日
10 マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあっては獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号に規定する開設の場所）	〒
11 マイクロチップを装着した施設の電話番号	

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

マイクロチップの登録先 犬と猫のマイクロチップ情報登録 環境大臣指定登録機関 公益社団法人日本獣医師会	 https://reg.mc.env.go.jp
---	--

備 考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

環境大臣（指定登録機関） 殿

届出者 ^{フリガナ}氏 名
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 住 所 〒
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 電話番号

登録事項変更届出書

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 電話番号
 犬又は猫の所在地
 電子メールアドレス
 犬又は猫の名
 犬又は猫の毛色
 犬又は猫の名若しくは毛色のほか特徴となるべき事項

を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 5 第 8 項（同法第 39 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2	狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録	年度
3	狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録	
4 変更内容	(1) 変更前	
	(2) 変更後	

備 考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

環境大臣（指定登録機関） 殿

届出者 フリガナ 氏 名
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 住 所 〒
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 電話番号

死亡等の届出書

犬又は猫が死亡した
 獣医師がマイクロチップを取り外した
 登録されているマイクロチップの識別番号により
 犬又は猫の個体を識別することができなくなった

ので、

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 8 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 届出事由の発生日	年 月 日
3 狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録年度	年度
4 狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録番号	

備 考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第9章

参 考 資 料

- 1 特定動物の飼養又は保管について
- 2 犬の特性について
- 3 犬・猫の販売時説明書
- 4 小鳥のオウム病対策について
- 5 動物関係機関問合せ先一覧

1 特定動物の飼養又は保管について

動物の愛護及び管理に関する法律では、特定動物（交雑種を含む）の飼養又は保管は、原則禁止されています。ただし、特定目的に限り、許可を受けて飼養又は保管することができます。法律では特定動物を飼う場合等に必要な事項（飼養施設や取扱い等）が定められています。

名古屋市内での特定動物の飼養又は保管の許可申請の窓口は、名古屋市動物愛護センターです。

（１）特定動物を飼養又は保管する目的（特定目的）

次のいずれかの目的に限り、特定動物の飼養又は保管の許可を受けることができます。

- ア 動物園その他これに類する施設における展示
- イ 試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用
- ウ 生業の維持
- エ 令和元年改正法以前から許可を受けて飼養保管している個体の継続飼養
- オ 飼養者が死亡した場合の相続
- カ 動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することその他公益上の必要があると認められる目的

（２）特定動物を飼養又は保管する施設（飼養施設）

法では、人などへの危害を防止するため、飼養施設の設備や構造等の基準が定められています。また、飼養施設は基準に適合するよう維持しなければなりません。

※ 基準は飼養施設の形態ごとに異なります。詳しくは動物愛護センターまでお問い合わせください。

（３）特定動物を飼養又は保管するための手続き

ア 飼養施設を作る

基準に適合した飼養施設が必要です。事前に、動物愛護センターに相談してください。

イ 飼養許可の申請

飼養施設ができたなら、動物愛護センターへ許可の申請をしてください。申請に必要な書類は次のとおりです（すべて正本に写しを添えて提出してください。）。

- ・ 特定動物飼養・保管許可申請書
- ・ 飼養又は保管の目的に関する説明資料、構造及び規模を示す図面、施設の写真、付近の見取図、申請者が法第 27 条第 1 項第 2 号イ～ハに該当しないことを説明する書類、識別番号に係る獣医師の証明書（既に識別措置を実施している場合）、管理体制を記載した書類（管理責任者以外に特定動物の飼養又は保管を行う者がいる場合）、飼養施設の保守点検に係る計画

ウ 識別措置実施届出書

許可証を受けとったら、飼養開始後 30 日以内にマイクロチップ等による識別措置を実施し「識別措置実施届出書」を動物愛護センターに提出してください。（申請時に既に証明書を提出している場合を除く。）

エ 許可の期間

飼養・保管の許可の有効期間は5年です。継続して飼養・保管する場合は、有効期間の末日までに、再度許可申請を行う必要があります。

オ 変更の許可等

飼養施設の改造等の変更は、あらかじめ、動物愛護センターへ申請し、許可を取得する必要があります。申請者の住所等、軽微な変更の場合は変更後30日以内に届け出ます。

(4) 飼主が守らなければならないこと

- 特定動物を飼養施設の外に出さない。
- 特定動物の習性・生理及び生態を理解して、適正に飼養する。
- 特定動物が人などに危害を加えないような措置を講ずる。
- 逃走・事故等に備えておく（捕獲用器材の常備、関係機関への通報の方法）。
- 飼養施設を常に点検し、戸は必ず施錠する。
- 特定動物と同室にならないよう注意する。
- 標識を掲示して、特定動物を飼っていることを知らせ第三者が触れないよう知らせる。
- 逃げた時には、直ちに動物愛護センターに通報し、捕獲・危害防止措置をとる。
- 人などに危害を加えた場合には、24時間以内に動物愛護センターへ届け出る。



(5) 展示などのために特定動物を外に出すとき（届出が必要！）

特定動物は、原則として飼養施設の外へ出してはいけません。ただし、清掃、修繕等の目的で取扱者が立会い、1時間未満であり引き綱等で適切な逸走防止措置を講じている場合は、この限りではありません。

（手続き）

1時間以上等、展示等のために出す場合はあらかじめ届けなければなりません。動物愛護センターに施設外飼養・保管届出書を提出してください。

(6) 飼養・保管の許可がいる動物 (特定動物)

綱	目	科名	種名
哺乳綱	霊長目	アテリダエ科	アロウアタ属(ホエザル属)全種、アテレス属(クモザル属)全種、ブラキウテレス属(ウーリークモザル属)全種、ラゴトリクス属(ウーリーモンキー属)全種、オレオナクス・フラヴィカウダ(ヘンディーウーリーモンキー)
		おながざる科	ケルコケプス属(マンガベイ属)全種、ケルコピテクス属(オナガザル属)全種、クロコケプス属全種、コロプス属全種、エリュトロケプス・パタス(パタスモンキー)、ロフォケプス属全種、マカカ属(マカク属)全種、マンドリル属(マンドリル属)全種、ナサリス・ラルヴァトゥス(テングザル)、パピオ属(ヒビ属)全種、ピリオコロプス属(アカコロプス属)全種、プレスビュティス属(リーフモンキー属)全種、プロコロプス・ヴェルス(オリーブコロプス)、ピュガトリクス属(ドックモンキー属)全種、リノピテクス属全種、センノピテクス属全種、シミアス・コンコロール(メンタウェーコバナテングザル)、テロピテクス・グラダ(グラダヒビ)、トラキウピテクス属全種
		てながざる科	てながざる科全種
		ひと科	ゴリルラ属(ゴリラ属)全種、パン属(チンパンジー属)全種、ポンゴ属(オランウータン属)全種
	食肉目	いぬ科	カニス・アドゥストゥス(ヨコスジジャッカル)、カニス・アウレウス(キンイロジャッカル)、カニス・ラトランス(コヨーテ)、カニス・ルプス(オオカミ)のうちカニス・ルプス・ディンゴ(ディンゴ)及びカニス・ルプス・ファミリアリス(犬)以外のもの、カニス・メソメラス(セグロジャッカル)、カニス・シメンシス(アビシニアジャッカル)、クリュソキュオン・ブラキウリス(タテガミオオカミ)、クオン・アルピヌス(ドール)、リュカオン・ピクトゥス(リカオン)
		くま科	くま科全種
		ハイエナ科	ハイエナ科全種
		ねこ科	アキノニクス・ユバトゥス(チーター)、カラカル・カラカル(カラカル)、カトプマ・テンミンキ(アジアゴールデンキャット)、フェリス・カウス(ジャングルキャット)、レオバルドゥス・バルダリス(オセロット)、レプタイルス・セルヴァル(サーバル)、リュンクス属(オオヤマネコ属)全種、ネオフェリス・ネプロサ(ウンピョウ)、パンテラ属(ヒョウ属)全種、プリオナイルス・ヴィヴェルリヌス(スナドリネコ)、プロフェリス・アウラタ(アフリカゴールデンキャット)、プマ属(ピューマ属)全種、ウンキア・ウンキア(ユキヒョウ)
	長鼻目	そう科	そう科全種
	奇蹄目	さい科	さい科全種
	偶蹄目	かば科	かば科全種
		きりん科	ギラファ・カメロパルダリス(キリン)
		うし科	ビソン属(バイソン属)全種、スュンケルス・カフェル(アフリカスイギュウ)
鳥綱	だちょう目	ひくいどり科	ひくいどり科全種
	たか目	コンドル科	ギンノギユプス・カリフォルニアヌス(カリフォルニアコンドル)、サルコランフス・パパ(トキイロコンドル)、ウルトゥル・グリュフス(コンドル)
		たか科	アエギュピウス・モナクス(クロハゲワシ)、アクイラ・アウダクス(オナガイヌワシ)、アクイラ・クリュサエトス(イヌワシ)、アクイラ・ファスキアタ(ボネリークマタカ)、アクイラ・ニパレンシス(ソウゲンワシ)、アクイラ・スピロガステル(モモジロクマタカ)、アクイラ・ヴェルレアウクスィイ(コシジロイヌワシ)、ギユバエトゥス・バルバトゥス(ヒゲワシ)、ギユプス・アフリカヌス(コシジロハゲワシ)、ギユプス・ルエベルリイ(マダラハゲワシ)、ハリアエエトゥス・アルピキルラ(オジロワシ)、ハリアエエトゥス・レウコケファルス(ハクトウワシ)、ハリアエエトゥス・ペラギクス(オオワシ)、ハリアエエトゥス・ヴォキフェル(サンショクウミワシ)、ハルピア・ハルピュヤ(オウギワシ)、ハルピュオプシス・ノヴァエグイネアエ(パプアオウギワシ)、モルフヌス・グイアネンシス(ヒメオウギワシ)、ニサエトゥス・ニパレンシス(クマタカ)、ピテコファガ・イエフェリユイ(フィリピンワシ)、ポレマエトゥス・ベルリコス(ゴマバラワシ)、ステファノアエトゥス・コロナトゥス(カンムリクマタカ)、トルゴス・トラケリオトス(ミミヒダハゲワシ)

爬虫綱	かめ目	かみつきがめ科	かみつきがめ科全種（カミツキガメを除く）
	とかげ目	どくとかげ科	どくとかげ科全種
		おおとかげ科	ヴァラヌス・コモドエンシス（コモドオオトカゲ）、ヴァラヌス・サルヴァドレイ（ハナブトオオトカゲ）
		にしきへび科	モレリア・アメティスティヌス（アメジストニシキヘビ）、モレリア・キングホルニ（オーストラリアヤブニシキヘビ）、ピュトン・モルルス（インドニシキヘビ）、ピュトン・レティクラトゥス（アミメニシキヘビ）、ピュトン・セバエ（アフリカニシキヘビ）
		ボア科	ボア・コンストリクトル（ボアコンストリクター）、エウネクテス・ムリヌス（オオアナコンダ）
		なみへび科	ディスフォリドゥス属（ブームスラング属）全種、ラウドフィス属（ヤマカガシ属）全種、タキュメニス属全種、テロトルニス属（アフリカツルヘビ属）全種
		コブラ科	コブラ科全種
		くさりへび科	くさりへび科全種（タイワンハブを除く）
	ワニ目	アリゲーター科	アリゲーター科全種
		クロコダイル科	クロコダイル科全種
		ガビアル科	ガビアル科全種



2 犬の特性について

※ 環境省編 「ペット動物販売業者用説明マニュアル（哺乳類）」参照

（１）犬種によりかかりやすい病気 （例）

	大型犬	小型犬
特徴	肘関節、股関節の形成不全、首の椎間板ヘルニアなど、骨や関節の成長に関係した病気が多い。	水頭症、膝蓋骨の脱臼が多い。頭骨の合わせ目（泉門）が開いている犬種は、頭部への衝撃を避けなければならない。老齢になったら、歯肉炎、心臓病に注意。
かかりやすい病気	○ ゴールデンレトリバー 股関節形成不全、白内障や進行性網膜萎縮症などの眼疾患、心臓病が３大遺伝病。長毛種のため皮膚疾患も発生しやすい。 ○ 秋田犬 皮膚病にかかりやすい。フォクト・小柳・原田様症候群（ブドウ膜髄膜炎）という免疫に関連のある目の遺伝病もある。 ○ イングリッシュ・セター 尾を傷つけやすく、出血すると長引く場合もある。老犬は白内障や難聴、鼓腸（腸内にガスが充満する）になることが多い。 ○ コリー 寒冷地原産のため、夏の強い紫外線に弱く、鼻すじや目の周囲に炎症が広がる日光性皮膚炎に要注意。コリーアイという目の先天性疾患が原因で、眼内出血や緑内障になることもある。失明する網膜の病気も警告されている。	○ シー・ズー 顔が扁平で目が大きいため、角膜炎など目の病気が多い。目の周りの皮膚を引っ張ると、目が飛び出してしまうことがある。喉頭・呼吸器疾患や、皮膚が脂っぽくベタベタした脂漏性の皮膚病になりやすい犬もいる。 ○ チワワ 呼吸器疾患、眼疾患の他、先天性のものとして脳神経疾患（水頭症、後頭骨形成不全）になりやすい。 ○ マルチーズ 中には血小板減少性紫斑病の報告も多い。老犬になると心臓病をおこしやすい犬もいる。運動時に出る咳や疲れが見えたら要注意。外耳炎にも注意。 ○ ヨークシャー・テリア アレルギーや膿皮症などの皮膚病になるケースが多い。目の周りの被毛も結膜炎の原因に。歯周病にも注意。

体高：犬が立ち上がった状態で、首の付け根の肩甲骨上端から地面までの高さ（右図①）

No	犬 種 名	大きさ (成犬)		被毛 短:ショート 長:ロング ワ:ワイアー	適正・性格				
		体重 (kg)	体高 (cm)		興奮性 騒がしさ	攻撃的 性格	運動要 求が多い	訓練性	
1	チ ワ ワ	1~3	16~23	短長	高	高		中	
2	ポ メ ラ ニ ア ン	2~5	13~30	長	高	中		低	
3	ヨ ー ク シャ ー ・ テ リ ア	2~4	18~23	長	高	中		低	
4	パ ピ ヨ ン	2~5	20~30	長	高	中		中	
5	マ ル チ ー ズ	2~4	20~30	長	高	中		低	
6	狆 (チ ン)	2~4	17~30	長	中	中		低	
7	ミニチュア・ピンシャー	2~5	25~32	短	高	中		中	
8	イタリアン・グレーハウンド	3~5	32~38	短	中	中	○	中	
9	ブリュッセル・グリフォン	3~6	21~28	ワ	高	中		中	
10	ト イ ・ プ ー ド ル	3~7	25~28	長	高	中		高	
11	ミニチュア・ダックス・フンド	3~5	12~23	短長ワ	高	高		中	
12	日 本 テ リ ア	3~5	25~35	短	高	中		中	
13	ビ シ ョ ン ・ フ リ ー ゼ	3~5	23~31	長	高	中		中	
14	ペ キ ニ ー ズ	3~7	15~25	長	中	中		低	
15	シ ー ・ ズ ー	4~9	20~28	長	中	中		中	
16	ラ サ ・ ア プ ソ	5~7	25~28	長	中	中		中	
17	パ グ	6~9	25~35	短	中	中		低	
18	日 本 ス ピ ッ ツ	5~8	25~38	長	高	中		中	
19	ミニチュア・シュナウザー	6~8	30~36	ワ	高	高	○	中	
20	ウ ィ ペ ッ ト	5~13	43~55	短	中	高	○	高	
21	ケ ア ー ン ・ テ リ ア	6~8	20~30	ワ	高	高		中	
22	ウエスト・ハイランド・ホワイト・テリア	5~9	20~30	ワ	高	高		中	
23	ジャック・ラッセル・テリア	6~9	22~38	短 ワ	中	中	○	中	
24	ボ ス ト ン ・ テ リ ア	5~12	35~45	短	高	中		低	
25	キャバリア・キング・チャールズ・スパニエル	5~10	30~40	長	中	低		高	
26	フ オ ッ ク ス ・ テ リ ア	6~10	35~40	短 ワ	高	高	○	中	
27	柴 犬	6~10	35~42	短	高	高	○	中	
28	シェットランド・シープドッグ	6~13	33~41	長	高	中	○	高	
29	ビ グ ル	7~14	30~43	短	高	中	○	低	
30	アメリカン・コッカー・スパニエル	7~13	33~40	長	高	中	○	低	
31	スコティッシュ・テリア	8~11	20~30	ワ	高	高		中	
32	バ セ ン シ ー	9~11	40~43	短	中	中	○	中	

No	犬 種 名	大 き さ (成 犬)		被 毛	適 正 ・ 性 格			
		体 重 (kg)	体 高 (cm)		騒 興 さ が 奮 し 性	攻 撃 格 の 性	多 い 求 量 が 運 動 要	訓 練 性
33	ミニチュア・ブル・テリア	9~15	25~35	短	高	高		低
34	ウェルシュ・コーギー	8~14	23~35	短	高	中		高
35	フレンチ・ブルドッグ	8~17	25~40	短	高	高		中
36	甲 斐 犬	11~23	39~53	短	高	高	○	中
37	イングリッシュ・コッカー・スパニエル	12~15	36~41	短長	高	中	○	低
38	サ ル ー キ	13~30	56~71	短	低	中	○	低
39	ボ ー ダ ー ・ コ リ ー	14~23	45~56	短長	高	中	○	高
40	アイリッシュ・セター	15~32	52~69	長	高	中	○	中
41	シ ャ ー ・ ペ イ	16~25	41~51	短	中	高	○	低
42	シベリアン・ハスキー	16~28	51~60	短	中	高	○	低
43	バセット・ハウンド	18~30	28~38	短	低	低	○	低
44	エアデール・テリア	18~27	55~65	ワ	高	高	○	中
45	チャウ・チャウ	18~32	46~60	長	低	高		低
46	ブルドッグ	22~25	30~36	短	低	低	○	低
47	イングリッシュ・スプリンガー・スパニエル	20~24	48~51	長	高	中	○	高
48	ピアデッド・コリー	18~30	50~57	長	低	低	○	高
49	コ リ ー	20~34	51~66	短長	低	低	○	高
50	ダルメシアン	20~30	48~61	短	中	高	○	中
51	アフガン・ハウンド	23~35	61~75	長	低	中	○	低
52	ドーベルマン	23~40	61~71	短	中	高	○	高
53	サ モ エ ド	23~30	46~60	長	低	高	○	低
54	ブル・テリア	20~30	50~56	短	高	高	○	低
55	ボ ク サ ー	25~36	53~64	短	高	中	○	中
56	フラットコーテッド・レトリバー	25~36	56~61	長	低	低	○	高
57	ラブラドル・レトリバー	25~35	52~65	短	低	低	○	高
58	ゴールデン・レトリバー	25~36	51~61	長	低	低	○	高
59	ジャーマン・シェパード・ドッグ	26~42	51~70	短	低	高	○	高
60	ワ イ マ ラ ナ ー	23~40	55~70	短	中	中	○	中
61	秋 田 犬	31~50	57~71	短	中	高	○	中
62	オールド・イングリッシュ・シープドッグ	30~41	53~65	長	低	低	○	低
63	ポ ル ソ イ	34~48	66~85	長	低	中	○	中
64	アラスカン・マラミュート	34~57	58~71	短	低	高	○	低
65	バーニーズ・マウンテン・ドッグ	35~50	58~74	長	中	低	○	中
66	ロ ッ ト ワ イ ラ ー	41~50	58~69	短	低	高	○	中
67	グレート・ピレニーズ	41~57	61~82	長	低	高	○	中
68	グ レ ー ト ・ デ ー ン	45~77	70~90	短	低	高	○	中
69	ニューファンドランド	50~68	66~71	長	低	低	○	高
70	セント・バーナード	50~90	63~85	短長	低	高		低

参考文献：「SELECTING A SUITABLE DOG FOR AN OWNER」

VSAVA（飼い主に合った犬種の選択について：世界獣医学会）（1995）茂木利夫

3 犬・猫の販売時説明書

次ページからの販売時説明書は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条の2の規定により、販売契約時に販売業者が、動物の特性・状態・適正な飼養方法などの情報を顧客に説明するためのものです。ご自由に複写してお使い下さい。

本説明書は、犬の飼い方、しつけ方などの解説書ではありませんので、詳しくは専門書などをご参照ください。

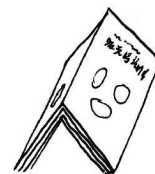
○販売時説明書の使い方の例

- 1 犬の場合はP157～168、猫の場合はP169～180を取り外す。
(ページ番号が付いていないので、ご注意ください。)

- 2 そのまま両面コピーする。

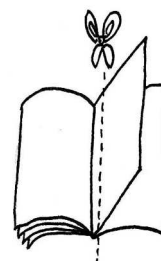


- 3 順番はそのまま、表紙になる面を外側にして二つ折りにする（ホッチキスでとめるとバラバラにならずに便利）。



- 4 出来た冊子を使って販売時に説明を行う（このとき「購入される犬（猫）について」のページは、販売する動物についての情報を記入しておくこと）。

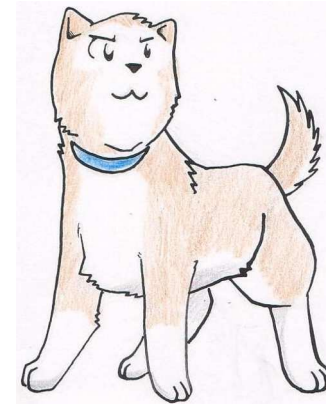
- 5 「確認書」の住所、氏名欄を顧客に記入してもらい、割印（店の印やサインでも可）を押して、ハサミ等で切り取る。



- 6 販売時説明書は顧客が受け取り、確認書は販売店で保管する。

犬のご購入にあたっての 販売時説明書

販売店



名古屋市



購入される犬について

1 品 種	
2 性 別	オス ・ メス
3 生年月日	年 月 日 (生年月日が不明の場合 推定生年月日 年 月 日 輸入年月日 年 月 日)
4 マイクロチップ の識別番号	
5 繁殖者氏名等 ＜不明な場合＞ 輸入者・譲渡者	氏名(名称) : 登録番号 : (又は所在地)
6 不妊去勢措置	実施済み ・ 未実施
7 ワクチン接種	接種済み ・ 未接種 (接種済みの場合) ワクチン・薬等の接種年月日及び種類 ① 年 月 日() ② 年 月 日() ③ 年 月 日() ④ 年 月 日()
8 病 歴	なし あり (病名:)
9 親や同腹子における 遺伝性疾患の発生状況	なし あり 不明 (病名:)
10 動物の所有者	当該店舗の自己所有 その他 (その他の場合 所有者氏名)
11 この品種に 関する情報	平均寿命 年 標準体重 kg 標準体長 cm
12 備 考	

この冊子は、動物の愛護及び管理に関する法律第21条の4の規定により、販売業者が、動物の特性・状態・適正な飼養方法などの情報を顧客に提供するためのものです。犬の飼い方、しつけ方などの解説書ではありませんので、詳しくは専門書をご参照ください。

参考資料：環境省 ペット動物販売業者用説明マニュアル（哺乳類）
編集：名古屋市健康福祉局 動物愛護センター



目次

	ページ
I 犬の飼い方	
1 犬の一生	1
2 必要な設備と環境	3
3 食事と水	4
4 運動と休養	5
5 しつけ	11
6 手入れ	9
7 病気	10
8 不妊・去勢措置等	13
9 マイクロチップの登録	14
9 その他	11
II 犬を飼ううえで知っておきたい法律・手続き等	
1 動物の愛護及び管理に関する法律	15
2 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例	11
3 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例	16
4 狂犬病予防法	17
5 化製場等に関する法律	11
6 犬の輸出入検疫規制	11
7 飼犬が行方不明になったら	11
8 万が一、飼犬が飼えなくなったら	11



I 犬の飼い方

1 犬の一生

犬の寿命は飼主の愛情、動物医療の進歩、ワクチン・フィラリア予防薬などの普及によって着実に延び、最近では 14 歳、15 歳以上の犬も珍しくありません。

しかし一方では甘やかしすぎによる権勢症候群や肥満などが新たな問題となっています。

犬の年齢に応じた上手なつきあい方をすることが大切です。



505050

印刷

505050

日
月
年

確認書

私は、貴店からの動物（種類： 数： ）購入契約にあたり、あらかじめ購入する動物の特性及び状態等に関する情報提供を受けただけことを確認します。

住 所

(電話)

氏 名

(自書又は押印)

店名

説明者

(この確認書の受領は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 8 条第 6 号の規定により、動物の販売業者に義務付けられているものです。)

4 狂犬病予防法 <問合せ先：保健所>

次の規制を遵守することが定められています。

- (1) 犬を取得した日から 30 日以内（犬が生後 90 日以内の場合は、生後 90 日を経過した日から 30 日以内）に登録（名古屋市は保健所で）を行うこと。
- (2) 生後 91 日以上の子には、毎年 1 回の狂犬病予防注射を受けさせること。
- (3) 鑑札・注射済票を犬に付けておくこと。
- (4) 犬が死亡したとき、登録内容に変更があった場合は、30 日以内に届け出ること（名古屋市は保健センターに）。

狂犬病

人や犬など哺乳類に脳炎をおこす感染症。狂犬病の動物にかまれることで感染し、発病するとほぼ 100% 死にいたる恐ろしい病気です。日本では、昭和 33 年以降発生していませんが、現在も多く国々で発生しています。動物の輸入検疫とあわせて、飼犬に狂犬病予防注射を実施することで、万が一狂犬病が国内に入ってきて蔓延しないようにすることが大切です。

5 化製場等に関する法律 <問合せ先：動物愛護センター>

名古屋市では、一部の地域を除いて、犬を 10 頭以上飼う場合には、保健所長の許可が必要です。許可には、施設の基準を満たしていることが必要です。

6 犬の輸出入検疫規則

<問合せ先：農林水産省動物検疫所（中部空港支所）Tel0569-38-8577>

海外旅行などで犬を海外へ連れ出したり、連れ帰るときは、狂犬病とレプトスピラ病についての検疫のため、一定期間の係留検査を受けなければなりません。

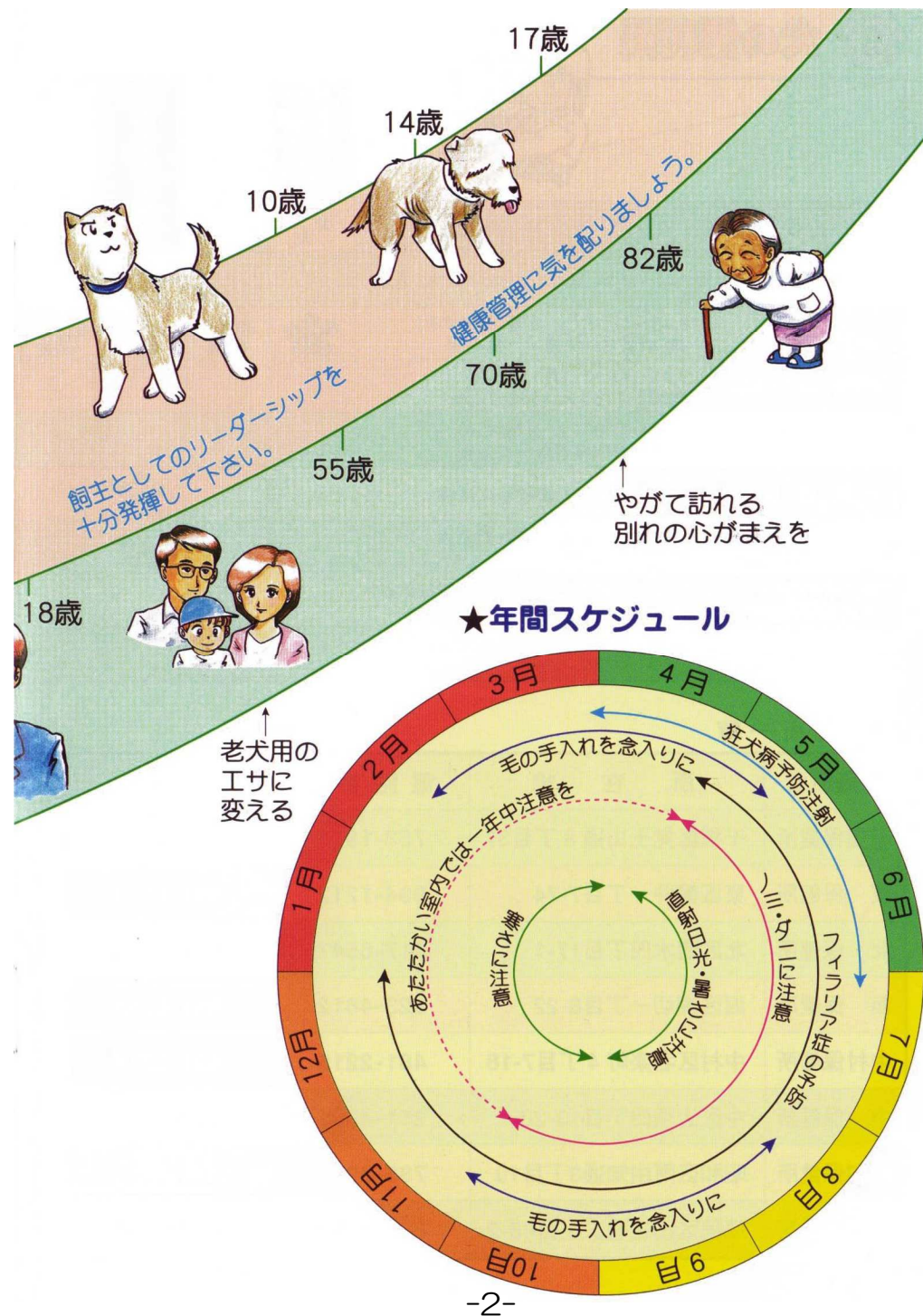
7 飼犬が行方不明になったら（市内在住の方）

動物愛護センター（Tel 762-0380）又は近くの保健センター・警察署に、保護されていないかを問い合わせてください。

8 万が一、飼犬が飼えなくなったら（市内在住の方）

どうしても飼主が見つからないときは、動物愛護センターで引き取ります。

〔動物愛護センター 月～土 午前 8 時 45 分～午後 4 時〕



2 必要な設備と環境

(1) 飼養施設、用具（準備するもの）

ア 犬小屋（屋外飼育）・ケージ・サークル等（屋内飼育）

清掃等が容易で、突起物等により犬がケガをするおそれがなく、体の大きさに応じた広さを備えたものを選びましょう。

イ 首輪・リード

ウ 食器類

安定感のあるものを選びましょう。

エ おもちゃ

犬のストレス解消に役立ちます。おもちゃを使って、犬とコミュニケーションを取りましょう。

オ ブラシ

カ トイレ（市販のもの、新聞紙、トイレシート等）

庭の一角等をトイレとする場合は不要です。

(2) 清掃等

定期的に清掃や消毒を行いましょう。

（トイレの掃除は1日1回以上行いましょう。）

(3) 環境

ア 屋外で飼う場合

- ・道路側など人通りの多い場所はさけ、夏は日陰になり涼しい場所に、冬は北風があたらない暖かい場所で飼いましょう。
- ・犬は、ひとりでいることが嫌いなので、できるだけ家族がいる近くで飼いましょう。
- ・鳴き声やふん尿により迷惑にならない場所を選びましょう。
- ・つないで飼う場合は、なるべく動きを制限しないように工夫しましょう。

イ 室内で飼う場合

- ・室内飼いであっても、犬専用の寝床やケージ内で寝かせる「しつけ」は犬をゆっくり休養させる上で大切です。

- ・汚物・汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を清潔に保つこと。
- ・公共の場所・他人の土地や物件を不潔にし、又は破損させないこと。
- ・異常な鳴き声・臭気、飛散する毛や羽毛、発生する多数のねずみやはえなどの害虫により人に迷惑をかけないこと。
- ・動物が逃走した場合は、自ら搜索し、収容すること。
- ・飼主は、可能な限り終生にわたり飼養するよう努めること。

(2) 名古屋市では、飼犬等の規制として次のことが定められています。

- ・犬の飼主は、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法で、飼犬を常につないでおくこと。（放し飼いの禁止）
- ・犬の飼主は、飼犬が人をかんだときは、速やかに保健所長に届け出で指示を受けるとともに、獣医師の検診を受けさせること。

(3) 名古屋市では犬・猫を合わせて10頭以上飼養する場合には、保健センターへ届出が必要です。



3 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例〈問合せ先：保健センター〉 名古屋市では、動物の飼主の責務等として次のことが定められています。

- ・何人も、犬、ねこその他の動物による危害及び迷惑の発生の防止に努めなければならないこと。
- ・犬の飼主は、飼犬が市民に危害及び迷惑を及ぼさないように、適正な方法によりしつけを行うよう努めなければならないこと。



Ⅱ 犬を飼ううえで知っておきたい法律・手続き等

〔主に名古屋市内在住の場合の規制・問合せ先を掲載しています。名古屋市外の方は
在住自治体での規制・問合せ先を確認してください。〕

1 動物の愛護及び管理に関する法律 <問合せ先：動物愛護センター・保健センター>

(1) 次の規制を守ることが義務付けられています。守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

- ・愛護動物のみだりな殺傷、虐待、遺棄の禁止。
- ・第一種動物取扱業（販売・貸出・保管・訓練・展示・競りあっせん・譲受飼養）を行う場合は、動物愛護センターで登録をすること。

(2) 飼主の責務等として次のことを守るように努めることとされています。

- ・動物を命あるものと認識し、みだりに殺し、傷つけ、苦しめないこと。
- ・動物の種類・習性等に依りて適正に飼養保管し、動物の健康及び安全を確保すること。
- ・動物が人の生命・身体・財産に害を加え、人に迷惑をかけないようにすること。
- ・動物に起因する感染症についての正しい知識を持ち、予防に必要な注意を払うこと。
- ・動物の所有者を明らかにするため、マイクロチップ等による個体識別措置をすること。
- ・「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を遵守すること。
- ・みだりな繁殖により、適正飼養が困難にならないように、必要に応じて、不妊去勢手術を実施すること。

2 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例 <問合せ先：保健センター>

(1) 名古屋市では、飼主の遵守事項として次のことが定められています。

- ・適正にえさ及び水を与えること。
- ・寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病・負傷した場合は適切な措置を講じること。
- ・適正な飼養施設を設け、その構造・規模に応じた種類・数の動物を飼養すること。

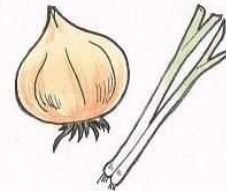
- ・犬の手入れと清掃で抜け毛で室内が不衛生にならないように注意が必要です。

3 食事と水

- ・飼主の与える食事が犬の健康を左右します。犬にとって必要な栄養素をバランスよく与えることが必要です。犬は必要な栄養素が人と違います。ドッグフードを利用すれば、犬の栄養に関する知識がなくても、簡単にバランスのとれた食事を与えることができ便利です。
- ・子犬には一日3回～5回程度、成犬には一日2回程度規則正しく適量を与えます。
- ・新鮮な水がいつでも飲めるようにしておきましょう。
- ・甘いお菓子や肉などの与えすぎによる肥満が様々な病気の原因になっています。おやつや食事を欲しがるがままに与えることはやめましょう。

こんなメニューには要注意

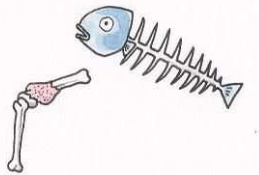
タマネギ・ネギ・ニンニク
(中毒をおこす場合もある)



甘いお菓子
(偏食・肥満・虫歯の原因に)



大ぶりの魚や鶏の骨
(胃や腸を傷つける)



人用に味付けされたもの
(塩分の取りすぎや刺激物を与えることになる)



牛乳
(下痢することがある)



肉ばかりの食事
(栄養バランスがくずれる)



4 運動と休養

- 犬のストレス解消と社会性を身につけさせるため、散歩をしましょう。
- 散歩は、しつけや飼主とコミュニケーションをとる良い機会にもなります。
- 必要な運動量は、品種・年齢によってなどによって異なります。おおまかな目安として、小型犬で朝夕 10～20 分、中型犬で朝夕 20～30 分、大型犬で朝夕 30～40 分程度です。子犬や老犬には、無理をさせないでください。
- 散歩は、必ずリードでつないで行ってください（放し飼いは条例で禁止されています）。
- 散歩の前に自宅のトイレで排せつさせ、「散歩中に排せつさせないしつけ」をしましょう。

5 しつけ

周囲に迷惑をかけないように、飼育場所や飼主のライフスタイルにあわせて飼いやすくするためにしつけをしましょう。

(1) しつけで大切なこと

• 飼主は頼れるやさしいリーダーに

犬は、元来、群れで暮らす動物なので、リーダーの命令に従います。

• 「しかる」よりも「ほめる」こと

イタズラや失敗をしかるよりも、飼主の言うことをことをきいたときにたくさんなでてあげたり、ごほうび（好きな食べ物やおもちゃ）を与え、ほめるようにしてください。

• 毎日練習することが大切

「オスワリ」、「フセ」、「マテ」、「コイ」、「ツケ」などを毎日練習することで飼主への服従心を養います。食事や散歩を上手に利用して練習すると効果的です。



9 その他

- (1) 離乳食を食べ始めれば、子犬は母犬から独立して生活でき、譲渡可能にはなりますが、同胎の「きょうだい犬」ともうしばらくは一緒に過ごしながら犬特有の社会生活のルールを学習して、いわゆる「社会化」を身につけることが大切です。

社会化期

社会化というのは、相手を社会的存在として受け入れて、付き合っていけるような正常な行動がとれることをいいます。

生後 3 週齢～12 週齢までを社会化期といい、子犬の初期の発達段階の中でも特に重要な時期といわれています。

- (2) 飼っている動物の所有の明示は、飼主の義務です。犬には、名札、マイクロチップなどを装着してください。また、狂犬病予防法に基づく登録や鑑札
・狂犬病予防注射済票の装着も必ず実施してください。

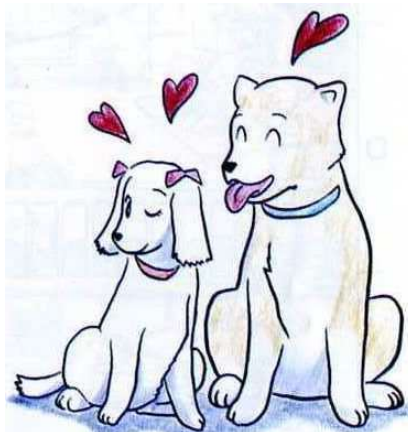
⇒登録については 17 ページ「狂犬病予防法」の項目を参照してください。



- (3) 家族の一員として大切に、終生責任を持って飼ってください。

8 不妊・去勢措置等

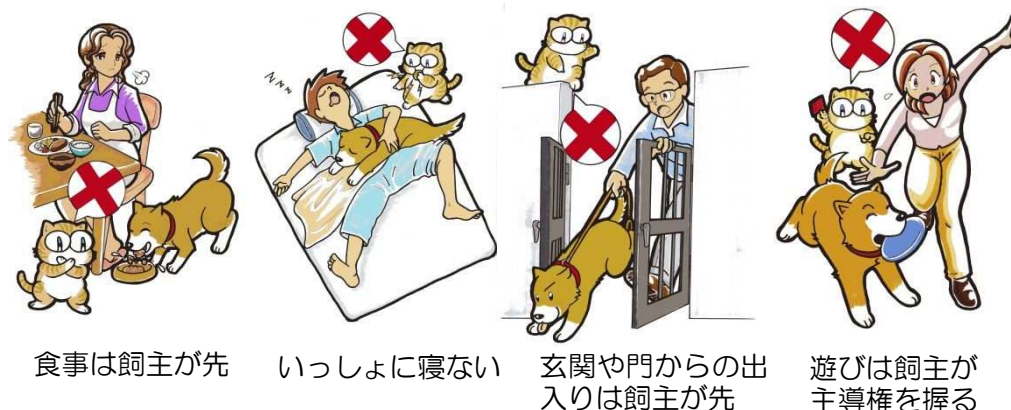
法に基づいて定められた「家庭動物等の飼養又は保管に関する基準」では、自らの責任において終生飼養又は確実に譲渡が可能である場合を除いて、原則として不妊去勢等の繁殖制限措置をとるよう努めるべきとしています。また、オス・メスともに次のようなメリットがあるので、繁殖を望まないときは不妊手術（数万円）又は去勢手術（数千円～数万円）を実施しましょう。



※ 名古屋市では、不妊又は去勢手術費用の一部を補助しています（名古屋市在住の方に限ります）。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

	メ ス	オ ス
メリ ット	●長生きする確率が高くなる。 ●雌雄一緒に飼養が可能になる。	
	●望まない妊娠が避けられる。 ●生理や発情時のわずらわしさとともに、発情のストレスもなくなる。 ●子宮の病気や乳がんの予防に効果がある。	●性的欲求に対するストレスから解放される。 ●攻撃性が抑えられ、温和になる。 ●前立腺の病気や、精巣や肛門周囲の腫瘍などの予防になる。 ●無駄吠えやマーキングが減り、落ち着く
デ メ リ ット	●繁殖させたくなくても不可能。 ●栄養管理等によっては肥満になりがち。 ●ホルモン欠乏症による皮膚病がおこる場合がある。	

(2) 飼主がリーダーとなるために気をつけたいこと



食事は飼主が先 いっしょに寝ない 玄関や門からの出入りは飼主が先 遊びは飼主が主導権を握る

(3) こんな犬に育てましょう！

・飼主のことが大好きな犬

犬は食事を与えてくれたり、散歩や遊びをしてくれる飼主が大好きです。犬とふれあう時間を十分とって、信頼関係を築きましょう。気まぐれにしかったり、体罰を与えてはいけません。

・どこをさわられても平気な犬

鼻先、シッポ、お腹、足先など体中どこをさわられても平気でいられるように、毎日さわって慣れさせておきましょう。

・社会性のある犬

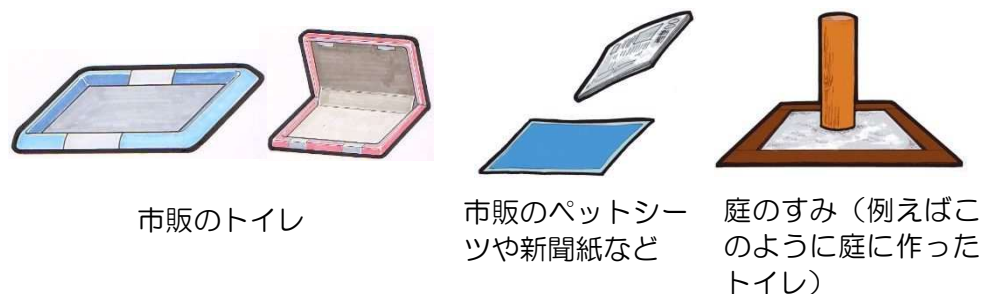
家の中ばかりで育てられた犬は、初めての環境や知らない人を必要以上にこわがったり、攻撃性の高い犬になることがあります。いろいろなコースで散歩をしたり、家族以外の人と出会う機会を持つなどして、経験豊かな犬に育てましょう。猫や他の動物にも日ごろから接していれば、仲良くすることもできます。



(4) トイレのしつけ

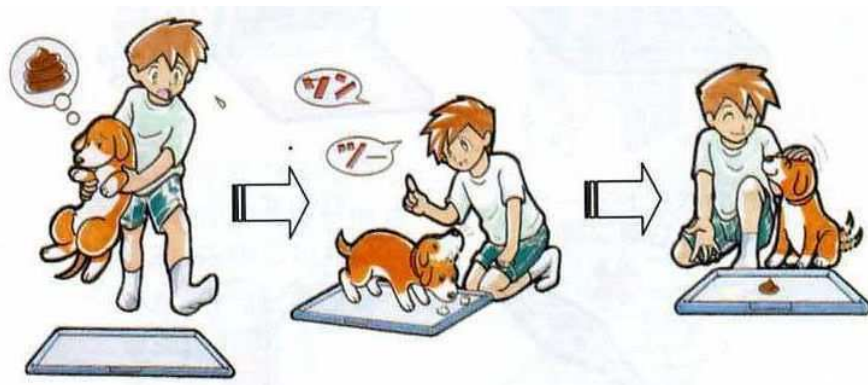
自宅の一定の場所にトイレを決め、トイレで排せつさせるようにしつけをします。

ア トイレ（どこで排せつさせるか）を決めてください。



イ トイレのしつけ方法

- ・排せつのそぶり（においをかく、ソワソワする、うろうろ動き回る等）があったらトイレに連れて行きます。
- ・「シー」「ワンツー」「トイレ」などの声をかけながら、排せつを促します。
- ・排せつできたらほめます。
- ・失敗してもしかりません。



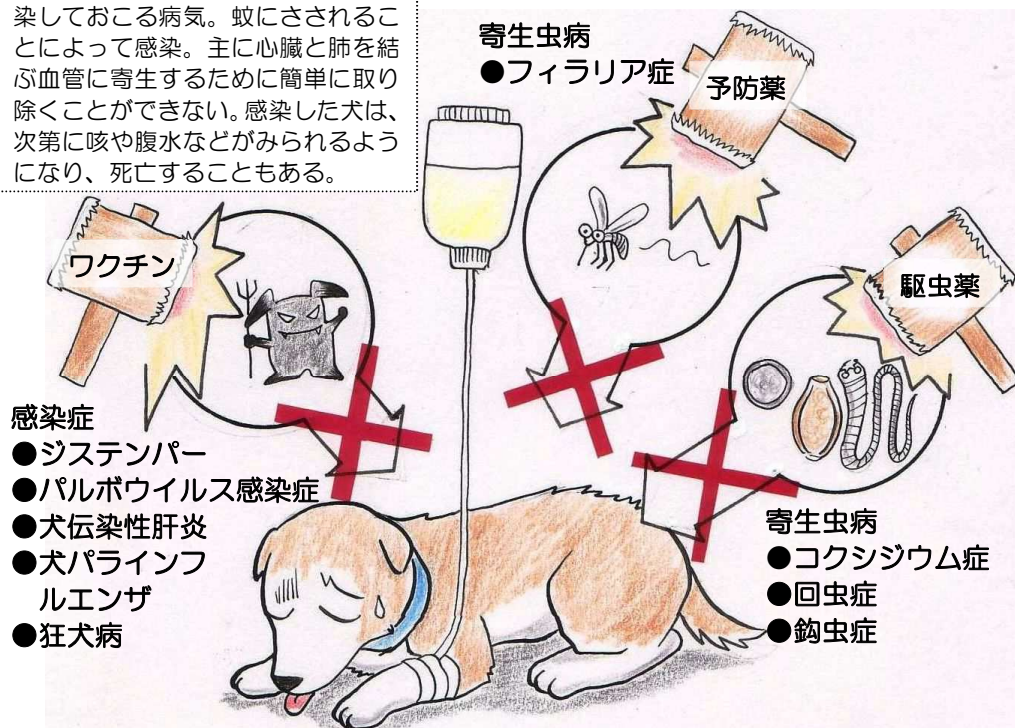
(3) 人と動物の共通感染症

動物から人へ、人から動物に感染する病気を人と動物の共通感染症といい、200 種以上あるといわれています。犬と共に暮らすためには、犬からうつる病気について正しい知識を持って、一定のルールを持って接することが大切です。



フィラリア症って？

フィラリア（そうめん状の虫）が感染しておこる病気。蚊にさされることによって感染。主に心臓と肺を結ぶ血管に寄生するために簡単に取り除くことができない。感染した犬は、次第に咳や腹水などがみられるようになり、死亡することもある。



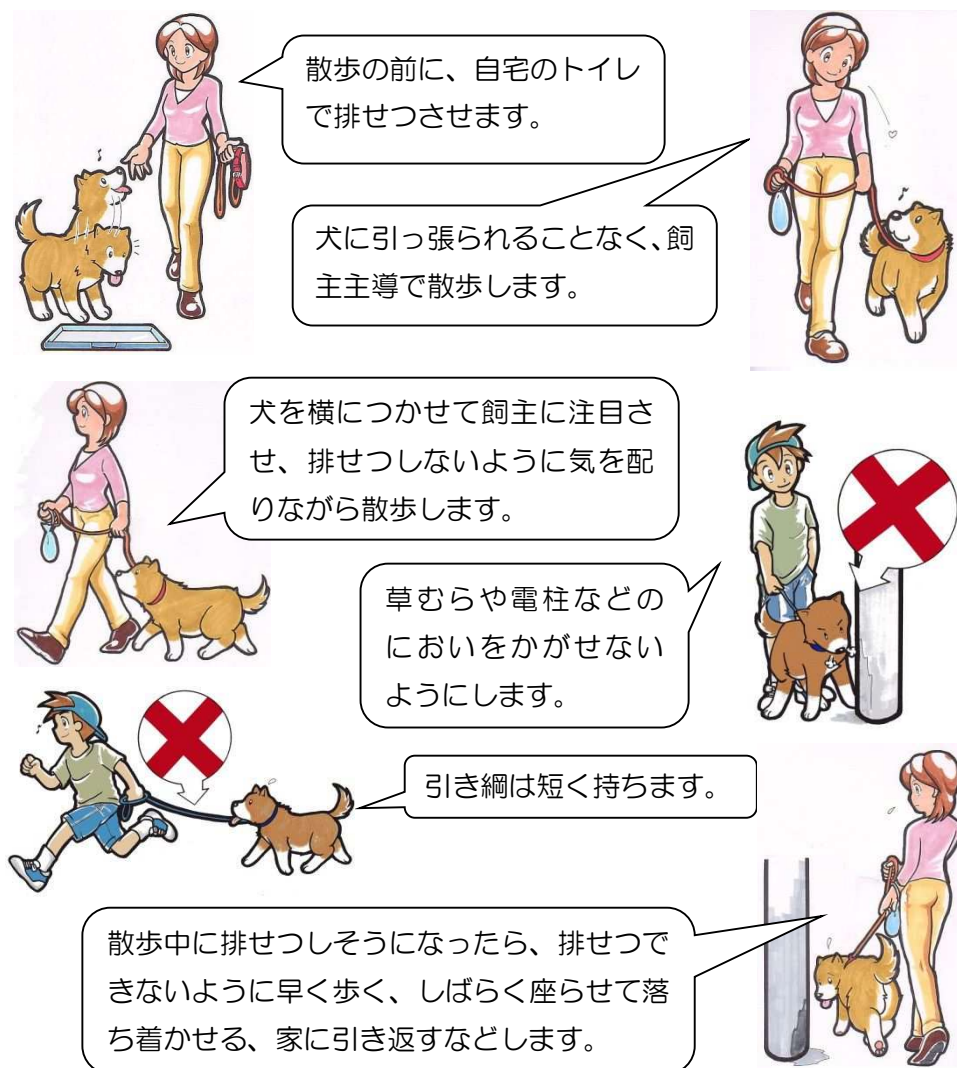
おもな予防薬等の種類	接種・服用の時期の目安
狂犬病予防接種 ※ 犬の登録と予防接種は法律による飼主の義務	生後 90 日が過ぎたら第 1 回目接種 ↓ 以後年 1 回追加接種
5 種（7 種、8 種）混合ワクチン ※ 動物病院により種類は異なる （犬パルボウイルス感染症には単体のワクチンも有る） ※ 5 種 犬ジステンパー 犬伝染性肝炎 犬アデノウイルス 2 型感染症 犬パラインフルエンザ 犬パルボウイルス感染症 ※ 7 種（5 種にレプトスピラの 2 種類の株を加えたもの） ※ 8 種（7 種に犬コロナウイルス感染症を加えたもの）	生後 50 日前後に第 1 回目接種 ↓ その後 3, 4 週間隔で 1 回以上接種 ↓ 以後 1 年に 1 回接種
フィラリア症予防薬 ※ 飲み薬タイプと注射タイプがある	飲み薬：毎年 5 月～11 月（地域や気候によって異なる）に月 1 回ペースで服用 注射：年 1 回
駆虫薬（コクシジウム・回虫・鉤虫など）	対象によって異なる

(5) 散歩中に排せつさせないしつけ

散歩の前に自宅で排せつさせるようにしつけをすれば、ふん尿の始末を心配することなく散歩することができます。

万が一散歩中に排せつしてしまったためのために、ふんを処理する道具を携行して、ふんをした場合は、必ず自宅に持ち帰ってください。

●散歩中に排せつさせないために大切なこと



●散歩中に排せつさせないしつけをすれば・・・

自宅で排せつさせて、「散歩中に排せつさせないしつけ」をすれば、外出が困難な場合でも、犬に排せつを我慢させることがなくなります。

○猛暑や雨天の日



○飼主がケガや病気になる



○犬が病気になったり、年をとったりして外出が困難になった



6 手入れ

シャンプーやブラッシングにより、犬の体を清潔に保ちましょう。普段は気がつかない体の異常を発見する良い機会となります。爪、耳、歯などをよく観察してください。飼主との良いコミュニケーションの場にもなります。

(1) ブラッシング

ブラッシングする習慣をつけましょう。汚れや抜け毛を取り除き、皮膚の血行をよくします。犬種によっては、春から夏のはじめにかけて、大量に冬毛が抜け落ちるので、念入りのブラッシングが必要です。



飼主との良いコミュニケーションの場にもなります。

(2) シャンプー

回数は、毛の長さや飼う場所で異なりますが、一般的には1ヶ月に1回程度は行いましょう。

(3) 爪・耳・歯の点検

爪：爪が伸びすぎると、ひっかけて折るなどしてケガの原因になるので注意してください。

耳：健康な犬の耳垢は、少量でほとんど臭いしません。臭いがきつかったり、耳垢が異常に多い場合は獣医師に相談が必要です。

歯：指にガーゼなどをまいて歯と歯肉をこすってあげてください。犬用の歯ブラシを使用するのも良い方法です。奥歯の外側が歯石がつきやすいので注意が必要です。歯石を放置すると、歯肉炎や歯槽膿漏に進行し、口臭の原因にもなります。犬用ガムなど硬いものをかじらせることで歯磨きの効果があります。

7 病気

(1) 健康管理

犬は体の不調を訴えることができないので、飼主が犬の異常をいち早く発見することが大切です。

こんな症状のときは早めに動物病院へ

- ・ 元気・食欲がない、おう吐する。
- ・ 便に異常がある（色・下痢・便秘・寄生虫）。
- ・ セキ・クシャミ・鼻水・目やニが出る。
- ・ 体をしきりにかく、異常な脱毛、ふけが多い。
- ・ 頭をさかんにふって耳をかく。
- ・ 口が臭い、よだれが出る。
- ・ 水をよく飲む、おなかが大きくなってきた。
- ・ 尿の異常（色・量・回数）がある。
- ・ お尻をゆかにこすりつける。

(2) 主な病気（感染症）と予防

犬の感染症の中には、一度発症すると命にかかわる危険な病気もあります。こうした感染症を防ぐため、ワクチン接種や予防薬の服用が効果的です。感染症は予防が肝心です。検便（寄生虫検査）も定期的の実施することをお勧めします。

猫のご購入にあたっての 販売時説明書

販売店



名古屋市



購入される猫について

1 品 種	
2 性 別	オス ・ メス
3 生年月日	年 月 日 (生年月日が不明の場合 推定生年月日 年 月 日 輸入年月日 年 月 日)
4 繁殖者氏名等 ＜不明な場合＞ 輸入者・譲渡者	氏名(名称) : 登録番号 : (又は所在地)
5 不妊去勢措置	実施済み ・ 未実施
6 ワクチン接種	接種済み ・ 未接種 (接種済みの場合) ワクチン・薬等の接種年月日及び種類 ① 年 月 日() ② 年 月 日() ③ 年 月 日() ④ 年 月 日()
7 病 歴	なし あり(病名:)
8 親や同腹子における 遺伝性疾患の発生状況	なし あり 不明 (病名:)
9 動物の所有者	当該店舗の自己所有 その他 (その他の場合 所有者氏名)
10 この品種に に関する情報	平均寿命 年 標準体重 kg 標準体長 cm
11 備 考	

この冊子は、動物の愛護及び管理に関する法律第21条の4の規定により、販売業者が、動物の特性・状態・適正な飼養方法などの情報を顧客に提供するためのものです。犬の飼い方、しつけ方などの解説書ではありませんので、詳しくは専門書をご参照ください。

参考資料：環境省 ペット動物販売業者用説明マニュアル（哺乳類）
編 集：名古屋市健康福祉局 動物愛護センター

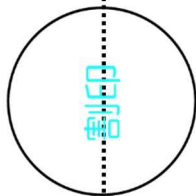
	ページ
I 猫の飼い方	
1 猫の一生	1
2 必要な設備と環境	3
3 食事と水	5
4 運動と休養	7
5 しつけ	//
6 手入れ	10
7 病気	11
8 不妊・去勢措置等	14
9 その他	15
II 猫を飼ううえで知っておきたい法律・手続き等	
1 動物の愛護及び管理に関する法律	16
2 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例	//
3 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例	17
4 猫の輸出入検疫規制	//
5 飼猫が行方不明になったら	//
6 万が一、飼猫が飼えなくなったら	//



I 猫の飼い方

1 猫の一生

猫の平均寿命は、医療の充実や大切に飼う飼主の方々の増加にともない伸びています。最近では 13～15 歳まで生きる猫が多くなりました。なかには、20 年以上も生きる猫がいます。猫と仲良く暮らすには、かわいい子猫時代、安定した成猫時代、何かと衰えがめだつ老猫時代と各時代にに応じた、かかわり方をしていくことが大切です。



日
月
年

認 認 書

私は、貴店からの動物（種類： ）購入契約にあたり、あらかじめ購入する動物の特性及び状態等に関する情報提供を受けたことを確認します。

住 所

(電話)

氏 名

(自書又は押印)

店名

説明者

(この確認書の受領は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条第6号の規定により、動物の販売業者に義務付けられているものです。)

- ・適正な飼養施設を設け、その構造・規模に応じた種類・数の動物を飼養すること。
- ・汚物・汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を清潔に保つこと。
- ・公共の場所・他人の土地や物件を不潔にし、又は破損させないこと。
- ・異常な鳴き声・臭気、飛散する毛や羽毛、発生する多数のねずみやハエなどの害虫により人に迷惑をかけないこと。
- ・動物が逃走した場合は、自ら捜索し、収容すること。
- ・飼主は、可能な限り終生にわたり飼養するよう努めること。

(2) 犬猫合わせて 10 頭以上飼養する場合には保健センターに届出が必要です。

3 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例〈問合せ先：保健センター〉

名古屋市では、動物の飼主の責務等として次のことが定められています。

- ・何人も、犬、ねこその他の動物による危害及び迷惑の発生の防止に努めること。

4 猫の輸出入検疫規則

〈問合せ先：農林水産省動物検疫所（中部空港支所）Tel0569-38-8577〉

海外旅行などで猫を海外へ連れ出したり、連れ帰るときは、狂犬病についての検疫のため、一定期間の係留検査を受けなければなりません。

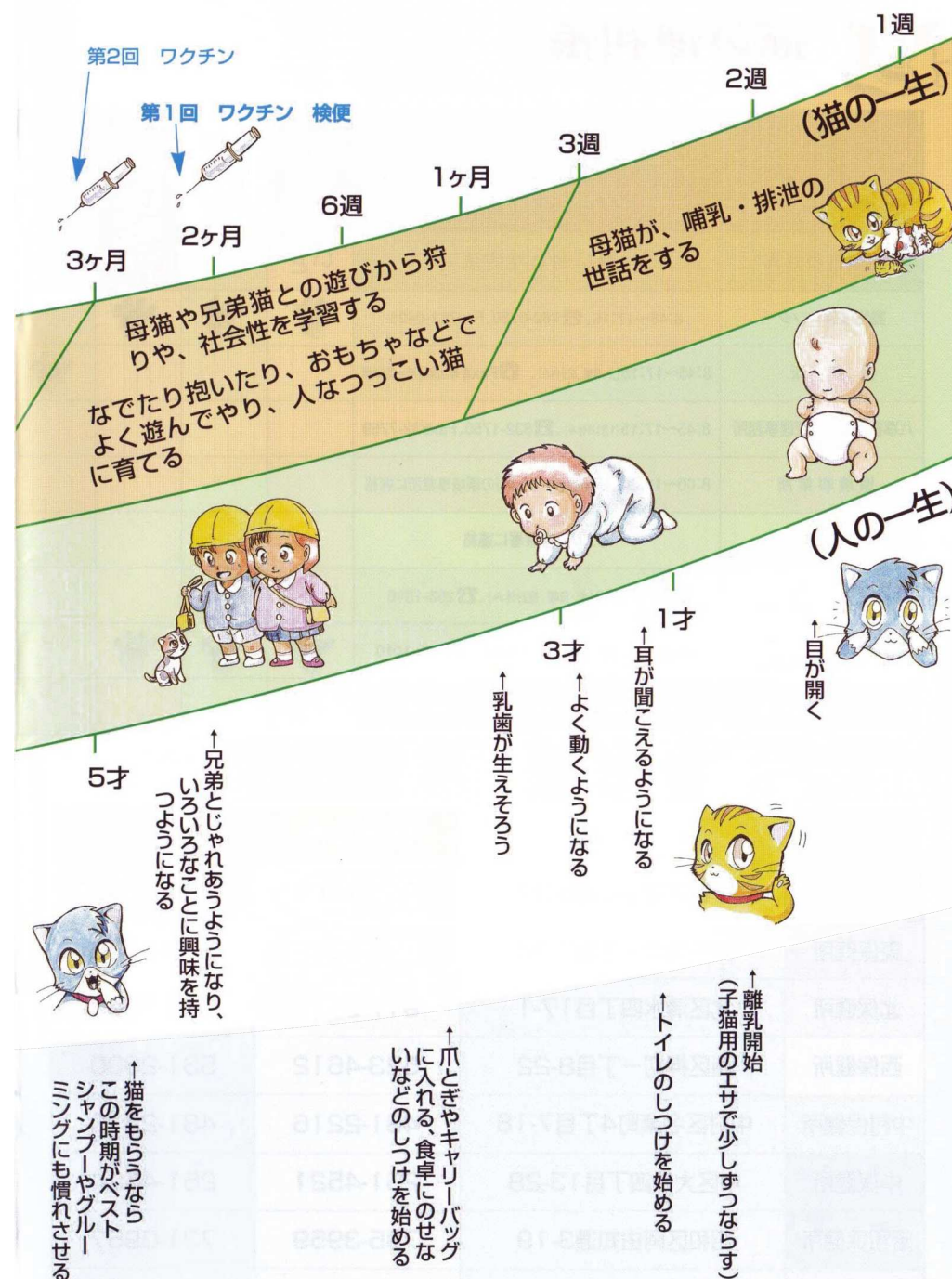
5 飼猫が行方不明になったら（市内在住の方）

動物愛護センター（Tel 762-0380）又は近くの保健センター・警察署に、保護されていないかを問い合わせてください。

6 万が一、飼猫が飼えなくなったら（市内在住の方）

どうしても飼主が見つからないときは、動物愛護センターで引き取ります。

〔 動物愛護センター 月～土 午前 8 時 45 分～午後 4 時 〕



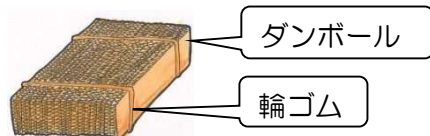
2 必要な設備と環境

(1) 飼養施設、用具（準備するもの）

- ア トイレ、トイレ砂
- イ 食器類（えさ・水入れ）
- ウ 爪とぎ器

- ・市販のもの
猫が好む素材（ダンボール、カーペット、木、縄等）でつくられ便利です。いくつか使ってみて猫が一番気に入ったものを与えてください

- ・手作りのもの
いろいろ工夫してみてください



エ ケージ、猫用ベッド（寝床）

オ キャリーケース

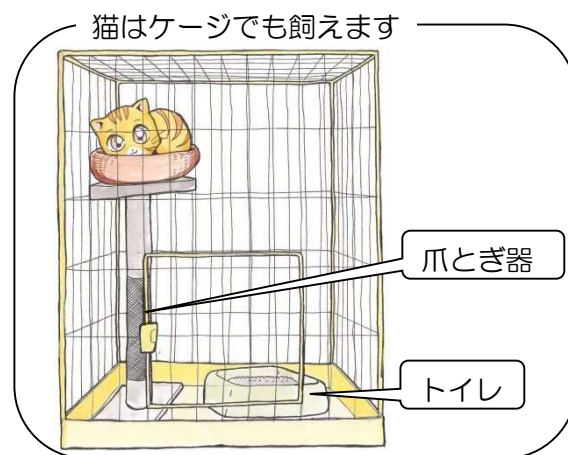
猫と一緒に出かけたいときや、動物病院に連れて行くときなどのために、キャリーケースを用意しましょう。突然入れようとしても嫌がって入りません。部屋の隅にキャリーケースを置き、普段から自由にその中に入れるように慣らしておくとう便利です



カ ブラシ・クシ

キ 猫用爪切り

ク おもちゃ



(2) 清掃等

定期的に清掃や消毒を行いましょう。

（トイレの掃除は一日1回以上行いましょう。）



Ⅱ 猫を飼ううえで知っておきたい法律・手続き等

〔主に名古屋市内在住の場合の規制・問合せ先を掲載しています。名古屋市外の方は在住自治体での規制・問合せ先を確認してください。〕

1 動物の愛護及び管理に関する法律 <問合せ先：動物愛護センター・保健センター>

(1) 次の規制を守ることが義務付けられています。守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

- ・愛護動物のみだりな殺傷、虐待、遺棄の禁止。
- ・第一種動物取扱業（販売・貸出・保管・訓練・展示・競りあっせん・譲受飼養）を行う場合は、動物愛護センターで登録をすること。

(2) 飼主の責務等として次のことを守るように努めることとされています。

- ・動物を命あるものと認識し、みだりに殺し、傷つけ、苦しめないこと。
- ・動物の種類・習性等にに応じて適正に飼養保管し、動物の健康及び安全を確保すること。
- ・動物が人の生命・身体・財産に害を加え、人に迷惑をかけないようにすること。
- ・動物に起因する感染症についての正しい知識を持ち、予防に必要な注意を払うこと。
- ・動物の所有者を明らかにするため、マイクロチップ等による個体識別措置をすること。
- ・「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を遵守すること。
- ・みだりな繁殖により、適正飼養が困難にならないように、必要に応じて、不妊去勢手術を実施すること。

2 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例 <問合せ先：保健センター>

(1) 名古屋市では、飼主の遵守事項として次のことが定められています。

- ・適正にえさ及び水を与えること。
- ・寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病・負傷した場合は適切な措置を講じること。

9 その他

- (1) 猫にも猫特有の社会があり、そのルールを学ぶ社会化期があることが知られています。社会化期に人や他の動物などに馴れさせておくことで落ち着きのある、飼いやすい猫になります。子猫同士が、お互いを認識してじゃれて遊び始めるのは3週齢頃からで、相手の顔や体に手を出したり、咬みついたりする動作から始まり、運動機能の発達に伴って、追い回したり、忍び寄って跳びかかったり、取っ組み合いを始めるようになります。

社会化期

社会化というのは、相手を社会的存在として受け入れて、付き合っていけるような正常な行動がとれることをいいます。

「社会化」が育まれるのが生後3週齢～9週齢頃といわれており、この頃に母猫や生まれた兄弟姉妹たちと過ごした経験は、子猫の社会化のために大切なことです。

- (2) 飼っている動物の所有の明示は、飼主の義務です。猫には、名札、マイクロチップなどを装着してください。



- (3) 家族の一員として大切に、終生責任を持って飼ってください。

(3) 環境

- ア 都会で、人と猫が良い関係で暮らすには、周囲に迷惑をかけない心遣いが一番大切です。しかし、どんなにしつけや注意をしても、一度猫を家の外に出して放し飼いをすると、どこかでいたずらをしているかもしれません。そのため都会の猫には室内飼育をおすすめします。

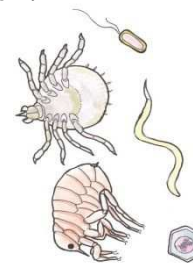
子猫のころから、屋外に出さないようにすれば、猫は屋外に出たがりません。

猫が屋外に出かけてしまうと・・・

●交通事故にあう



●病気にかかる



●子猫が生まれてしまう



●迷子になる ●帰らなくなる



●他人に迷惑をかける

公園・道路・よその庭でふんをする

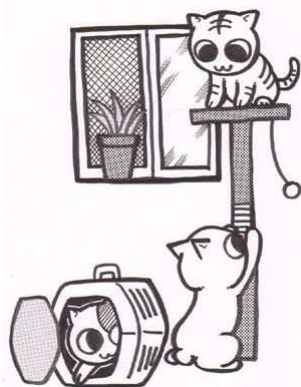


よその家で物を壊したり、車に足跡をつける



イ 室内飼育をするにあたっては、次のことに注意しましょう。

- 上下運動が出来る工夫をしてください。
- トイレやベッドは静かで落ちつける場所においてください。
- 窓から外の風景を眺めることができるとストレス解消に役立ちます。
- ケージやキャリーケースに慣れさせると、動物病院に連れて行くとき、猫が苦手な来客があるとき、大掃除のときなどに便利です。
- おもちゃなどで遊んであげると、ストレス解消に役立ちます。
- 猫草があると屋外と同じように草を食べることができます。
- 室内の危険なもの（観葉植物、コードなど）に注意してください。



3 食事と水

- 猫は肉食獣であるため、良質の蛋白質と動物性脂肪をしっかりと与えることが大切です。雑食動物である犬や人の食事では不十分です。
- キャットフードを利用すれば、猫の栄養に関する知識がなくても、簡単にバランスのとれた食事を与えることができ便利です。
- 本来、猫は自分で食べる量を決める動物です。常時、餌を置いておけば、少量ずつ常時食べています。肥満や餌の管理が心配なら、時間と量（子猫には1日3回～5回程度、成猫には1日2回程度規則正しく適量）を与えます。
- 人の食べているものを与えないようにしましょう。猫と人とは、体のつくりや必要な栄養バランスが違うので、病気の原因になることがあります。
- 新鮮な水がいつでも飲めるようにしておきましょう。

8 不妊・去勢措置等

法に基づいて定められた「家庭動物等の飼養又は保管に関する基準」では、自らの責任において終生飼養又は確実に譲渡が可能である場合を除いて、原則として不妊去勢等の繁殖制限措置をとるよう努めるべきとしています。

繁殖制限の措置には、不妊手術（数万円）又は去勢手術（数千円～数万円）をお奨めします。性成熟したオスは外出したがり、外出させないでいると家中に尿をかけてまわったり、メスは発情を繰り返し独特な鳴き声や行動をしたりします。不妊去勢手術を行うとこれらの習性を軽減できる可能性があります。



	メ ス	オ ス
メリット	●発情期に異様な声で夜通し鳴くことがなくなる。 ●長生きする確率が高くなる。 ●雌雄一緒に飼養が可能になる。	
	●望まない妊娠が避けられる。 ●生理や発情時のわずらわしさとともに、発情のストレスもなくなる。 ●子宮の病気や乳がんの予防に効果がある。	●性的欲求に対するストレスから解放される。 ●攻撃性が抑えられ、温和になる。 ●前立腺の病気や、精巣や肛門周囲の腫瘍などの予防になる。 ●無駄吠えやマーキングが減り、落ち着く
デメリット	●繁殖させたくなくても不可能。 ●栄養管理等によっては肥満になりがち。 ●ホルモン欠乏症による皮膚病がおこる場合がある。	

※ 名古屋市では、不妊又は去勢手術費用の一部を補助しています（名古屋市在住の方に限ります）。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

●猫から病気をもらわないために・・・

日常の注意

- ・猫のトイレ掃除など猫の世話をした後は手洗いをしっかりしましょう！
- ・エサの口移しやいっしょに寝るなど過度な接触はやめましょう！
- ・猫にかまれたり、ひっかかれたりした場合は、速やかに傷口を流水・石鹸で洗った後消毒をしてください。必要に応じて、医療機関に受診してください。
- ・体調が悪いときは、猫の世話をしないようにしましょう！

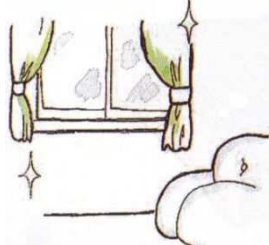
*猫から人に移る感染症
猫ひっかき病、トキソプラズマ
症、皮膚糸状菌症、疥癬症、Q熱

安全な生活のポイント

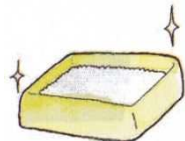
清潔で健康な猫



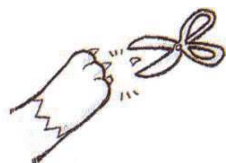
清潔な環境



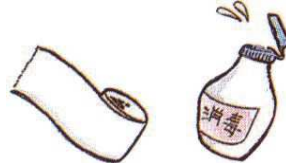
常に清潔な猫トイレ



丸く切った爪



傷口はすかさず消毒



猫まかせ派

- ・ドライフードなら腐る心配なし
- ・簡単で知識がなくてもよい
- ・肥満になることも



定時・定量派

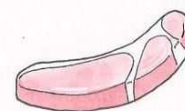
- ・飼主が適量を決める
- ・朝、晩2回決まった時間に
- ・健康管理をしやすい



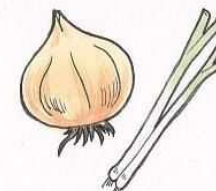
最近の猫は、食べる量をコントロールする能力が落ちているとも言われています。こちらのほうが良いでしょう。

こんなメニューには要注意

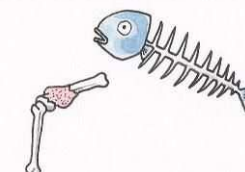
生の豚肉
(寄生虫などの感染が心配)



タマネギ・ネギ・ニンニク
(中毒をおこす場合もある)



大ぶりの魚や鶏の骨
(胃や腸を傷つける)



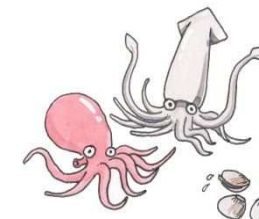
人用に味付けされたもの
(塩分の取りすぎや刺激物を与えることになる)



牛乳
(下痢することがある)



タコ・イカ・貝・エビ・カニ
(消化不良の原因になる)



4 運動と休養

室内飼育の場合には、運動不足にならないように、棚の上に登れるようにするなど、自由に上下運動できるように工夫をしてください。

首輪や爪がひっかかって思わぬケガをすることもあるので気をつけてください。また、飼主と一緒に遊ぶ時間をつくることも大切です。おもちゃなどを使って、楽しみながら運動量を増やしていけるよう工夫しましょう。また、多頭飼育では猫同士で適度に遊ぶので、運動量が増えます

屋外で自由にさせておくと、ふん尿で周囲に迷惑をかけるので十分な配慮が必要です。

5 しつけ

周囲に迷惑をかけないため、飼育場所や飼主のライフスタイルにあわせて飼いやすくするためにしつけをしましょう。しつけのコツは、しかるのではなく好ましいことをしたらほめることです。あきらめないと、根気よく教えます。

(1) しつけで大切なこと

・「しかる」よりも「ほめる」こと

もともと、猫は人に服従する動物ではないので、強くしかって無理にいうことを聞かせるのは困難です。行動を観察し、やっていけないことはさせない、やりそうになったら直ちにやめさせるということがしつけの原則です。

・あきらめないと根気よく

(2) 爪とぎのしつけ

生後5～6週で爪とぎをするようになります。爪とぎは習性の一つなので、無理にやめさせるのは好ましくありません。爪とぎをさせる場所を決めてそこ以外ではしないようにしつけをしましょう。

爪とぎには意味がある ⇒ やめさせることはできません



爪とぎの意味

- 猫にとって爪は獲物を捕まえる武器なのでいつもとがっていないければ役に立たない
- においつけ
- ストレス解消
- 気持ちを落ち着かせる

角膜炎、結膜炎などの症状がみられます。カリシウイルス感染症では、口腔内に潰瘍や水泡ができるのが特徴です。重症になると死亡することもあります。

・猫白血病ウイルス感染症

血液や唾液、尿、猫同志のケンカやグルーミングなどで感染します。感染してもすぐには発症しません。発症すると元気・食欲がなくなり痩せ細り、発熱、貧血、下痢などの症状を示し、リンパ腫になる確率が高い病気です。

おもな予防薬等の種類	接種・服用の時期の目安
3種（4種）混合ワクチン ※ 動物病院により種類は異なる （猫汎白血球減少症、猫白血病ウイルス感染症には単体のワクチンもある） ※ 3種 猫ウイルス性鼻気管炎 猫カリシウイルス感染症 猫汎白血球減少症 ※ 4種 （3種に猫白血病ウイルスワクチンを加えたもの）	生後生後7～9週齢で第1回目接種 ↓ その後2～3週で2回目接種 ↓ 以後1年に1回接種 （使用する種類により実施回数、時期は多少異なります。獣医師の判断に従ってください。）

●ワクチンで予防できない感染症

・猫伝染性腹膜炎

感染した猫の鼻水や便、尿などから感染します。

・猫免疫不全ウイルス感染症

感染した猫の血液や唾液から、猫同士のケンカやグルーミングから感染します。

(3) 人と動物の共通感染症

動物から人へ、人から動物に感染する病気を人と動物の共通感染症といい、200種以上あるといわれています。猫と共に暮らすためには、猫からうつる病気について正しい知識を持つことが大切です。猫の健康管理をしっかり行うとともに、日常の注意でほとんどは防ぐことができます。

7 病気

(1) 健康管理

猫は体の不調を訴えることができないので、飼主が猫の異常をいち早く発見することが大切です。

こんな症状のときは早めに動物病院へ

- ・ セキ、クシャミ、鼻水、目ヤニが出る
- ・ 抱かれるのを嫌がる
- ・ 頻繁にトイレに行く
- ・ 体をしきりにかく、異常な脱毛、ふけが多い
- ・ 頭をさかんにふって耳をかく
- ・ 口が臭い、よだれが出る
- ・ 水をよく飲む
- ・ 便に異常がある（色・下痢・便秘・寄生虫）



(2) かかりやすい主な病気と予防

猫の生命にかかわる恐ろしいウイルス性の感染症がいくつかあります。ワクチンで予防できる感染症はワクチンを接種してください。ワクチンで予防できない感染症もあるので、感染症の予防には、室内で飼育して他の猫と接触させない方がよいでしょう。

また、猫には腎臓・膀胱・尿道などの泌尿器系の病気が比較的多く発生します。

●ワクチンで予防できるウイルス感染症

- ・ 猫汎白血球減少症（猫伝染性腸炎）

猫のパルボウイルスの感染でおこります。食欲・元気消失、発熱、嘔吐、下痢などの症状を示す死亡率の高い病気です。パルボウイルスは、生命力と感染力が強いため人の衣服や靴について侵入し感染することがあります。

- ・ 猫上部気道感染症

ヘルペスウイルス（猫ウイルス性鼻気管炎）、カリシウイルス（猫カリシウイルス感染症）の感染でおこります。クシャミ、鼻水、軽度な発熱、

爪とぎのさせ方

①



他のところで爪とぎを始めたら、すぐにしかって爪とぎ器まで連れていく。

②



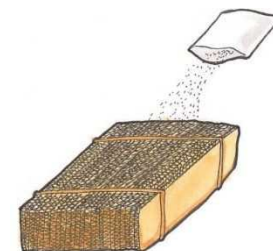
前足を持って爪とぎ器の表面を、引っかくように前後に動かす。

③



うまく爪をといたら、体をなでてほめてあげる。

④



早く覚えさせるには、マタタビの粉をふると効果的。

(3) テーブルや食卓へ登らせないしつけ



あがろうとしたら「ダメ！」
といって、テーブルにかけた
前足を軽くたたく

何回か繰り返すうちに、
「これはいけないことな
んだ」と納得する

ためらうようになっ
たら、ほめてあげる

(4) トイレのしつけ

猫は、排せつ場所を決めて排せつし、尿やふんを埋め隠す習性があります。子猫のときから猫用トイレを用意しておけば、多くの猫が特に教えなくてもトイレで排せつします。猫のトイレは、いつも清潔にしておかないと他の場所で排せつしてしまうことがあるので注意が必要です。

猫のふん尿はたいへん臭いので、自宅のトイレで排せつさせるしつけをし、自由に屋外で排せつさせないように配慮してください。

①



床においをかいだり、前足で掘る動作をする。(トイレの合図)

②



トイレの合図を感じたら、抱いて連れていく。

③



市販の砂を使うと便利。場所をあちこち変えないこと。

④



トイレの最中は静かに。びっくりするとやめてしまう。

⑤



上手にできたらごほうびをやったり、なでて褒めて猫をいい気分にしてやる。

6 手入れ

(1) 被毛の手入れ

クシやブラシで定期的に手入れをして抜け毛をとってあげてください。猫は、自分で毛づくろいしますが、毛づくろいでなめた毛が口から体の中に入り、胃の中で固まり毛玉となって吐き出すことがあります。飲み込んだ毛が原因で、胃腸障害や消化不良を起こすこともあります。

(2) 爪切り

爪が伸びすぎると、カーテンなどに引っかかったり、自分の足の裏に刺さったり、爪をはがしてケガの原因になることがあります。定期的に爪を切ってあげましょう。

(3) 耳の手入れ

耳の中のチェックがときどき必要です。健康な猫の耳垢は、少量でほとんど臭いしません。臭いがきつかったり、耳垢が異常に多い場合は獣医師に相談が必要です。

(4) 歯の手入れ

猫用の歯ブラシやガーゼをまいた指で歯と歯茎をこすってあげてください。奥歯の外側が歯石がつきやすいので注意が必要です。歯石を放置すると、歯肉炎や歯槽膿漏に進行し、口臭の原因になります。

(5) 猫のノミ

室内飼育の猫では、冬でも猫にノミが寄生することがあります。ノミはアレルギー性の皮膚炎の原因になるだけでなく、猫の腸管内寄生虫の瓜実条虫を媒介したり、人も刺されて発疹ができることがあります。数が増えないうちに対策を立てるようにしましょう。ノミの殺虫・駆除剤は、猫の体に薬液をスプレーするタイプ、薬液を滴下するタイプ、薬成分を閉じ込めた首輪タイプなどがあります。また、内服薬や注射液などでノミの幼虫の成長を阻害して繁殖を防ぐ薬剤もあります。獣医師に相談したりして適切に処理してください。また、ノミや卵が猫から落ちてカーペットや部屋のすみのほこりの中にいることから、こまめに掃除機をかけることが必要です。

4 小鳥のオウム病対策について

(昭和 62 年 10 月 7 日衛乳第 47 号 厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知 別添)

■小鳥のオウム病対策実施指針

第 1. 目的 (略)

第 2. 小鳥のオウム病対策 (抜粋)

2. 関係者の役割

(1) 国及び都道府県

国は、小鳥から人へのオウム病感染予防について広く一般に提唱するとともに、対策の円滑な推進のため、営業者の組織する団体、獣医師の組織する団体である社団法人日本獣医師会及び都道府県に対する指導・連絡調整などを行う。

都道府県は、地域の実情に即した対策の推進を図るため、営業者に対する衛生指導、飼養者に対する小鳥の適正な飼養管理等に関する知識の普及啓発、営業者の組織する団体及び都道府県獣医師会に対する指導・連絡調整、営業者、飼養者及び獣医師相互の円滑な連携に関する必要な調整などを行う。

(2) 営業者

営業者は、自己の施設・設備の衛生管理、小鳥の飼養管理等の改善を図るとともに、獣医師の協力を得て衛生管理体制を確立する(別紙 1「衛生管理要領」参照)。また、飼養者に対して、小鳥の適正な飼養管理等に関する知識の普及啓発に努める(「別紙 2 飼養者の留意すべき事項」参照)。

また、営業者の組織する団体は、次の事業を行うこと等により、オウム病予防知識の普及啓発の中心として活動する。

ア) 小鳥の適正な飼養管理等に関する講習会の開催など営業者の衛生知識の向上に資する普及啓発。

イ) 小鳥の適正な飼養管理等に関するパンフレットの発刊など飼養者に対するオウム病予防知識の普及啓発。

ウ) 本指針に基づいて衛生管理体制を確立した営業者に対して当該営業施設を小鳥のオウム病対策を推進する施設として認証するなどの方法による対策の推進。

別紙 1

■衛生管理要領

第 1. 施設の構造及び設備

1. 小鳥の生産に係る施設の周囲の環境は、採光、通風及び排水が良好であること。
2. 施設は、採光、通風がよく十分な広さがあること。
3. 施設には、飼養室及び飼料室があること。また、病鳥隔離室があることが望ましいこと。
4. 飼養室、飼料室及び病鳥隔離室(以下「飼養施設」という。)は、野鳥等の侵入を防ぐ構造であること。
5. 飼養施設の床、内壁、天井は清掃しやすい構造であること。
6. 飼養施設の床は、コンクリート等の不透水性材料で作られ、排水が良好であること。
7. 施設には、衛生的な水を豊富に供給できる給水設備が設けられていること。
8. 施設には、使用に便利な位置に流水式手洗設備が設けられていること。
9. 施設には、洗浄・消毒に必要な器具等を備えた洗浄・消毒設備が設けられていること。
10. 施設には、専用の密閉できる廃棄物容器が設けられていること。
11. 小鳥を飼養するためのケージ等の器具(以下「飼養器具」という。)は、洗浄、消毒しやすい構造であること。

第 2. 施設及び設備の衛生管理

1. 施設及びその周辺は、常に清潔に保持し、必要に応じて補修すること。
2. ねずみ、昆虫等の侵入を防止するとともに、必要に応じて駆除すること。
3. 排水溝等は、排水がよく行われるように、定期的に清掃すること。
4. 飼養器具は、常に清潔に保持し、必要に応じて消毒すること。
5. 手洗設備には、消毒液等を設け、常に使用できるようにしておくこと。
6. 廃棄物は、焼却するなど適正に処理すること。
7. 清掃用器材は、専用の場所に保管すること。
8. 小鳥を販売する施設の展示場所以外の飼養施設には、みだりに関係者以外を立ち入らせないこと。

第 3. 小鳥の飼養管理

1. 小鳥の生態に応じた良好な飼養環境の保持に努めること。
2. 適正な給餌・給水を行うこと。
3. 常に小鳥の健康状態の観察を行い、異常な小鳥を認めた場合は、隔離し、獣医師の指示を受けて必要な措置を講じること。
4. 小鳥を新たに仕入れた場合は、仕入先ごとにそれぞれ他の小鳥と別にして一定期間健康状態を観察し、異常の有無を確認すること。
5. 小鳥を輸送する場合は、輸送の状況を考慮し、適正な輸送容器を使用して小鳥の健康保持に努めること。
6. 輸入時の取扱い
 - (1) 小鳥の生産国及び輸出国における衛生管理状況等を把握し、健康な小鳥を輸入するよう努めること。
 - (2) 生産地等が明らかでなく衛生管理状況等が不明のものについては、隔離し、一定期間健康状態を観察し、異常の有無を確認すること。
 - (3) 常に小鳥の健康状態の観察を行い、異常な小鳥を認めた場合は、隔離し、獣医師の指示を受けて必要な措置を講じ

ること。

第4. 営業者及び従事者

1. 営業者

- (1) 自ら小鳥衛生管理責任者となり、又は小鳥衛生管理責任者を選任し、都道府県等の指導のもとに、施設・設備の衛生管理及び小鳥の飼養管理を適正に行うこと。
- (2) 小鳥の適正な飼養管理等に関する講習を受講するなど衛生知識の向上に努めること。
- (3) 従事者の衛生教育に努めること。
- (4) 従事者の健康状態に留意して作業に従事させ、異常があれば、医師の診断を受けさせること。

2. 従事者

- (1) 常に健康な状態で作業に従事すること。
- (2) 手指を清潔に保ち、少なくとも作業開始前、終了後及び病鳥等の取扱い時には、その都度、手指の洗浄・消毒を行うこと。
- (3) 作業中、専用の作業衣及び履物を着用すること。

別紙2

■飼養者の留意すべき事項

1. 小鳥を購入した場合は、少なくとも2週間は他の小鳥との接触を避けて、健康状態を観察する。
2. 適正な給餌・給水を行う。
3. ケージ等の飼養器具は、定期的に洗浄及び消毒を行う。
4. 汚物等の処理は、焼却するなど適正に行う。
5. 口移しによる給餌など濃厚な接触は避ける。
6. 日頃から小鳥の状態を観察し、異常を認めた場合は、獣医師に相談する。
7. 飼養者自身及びその家族の健康状態に留意し、異常があれば医師の診断を受ける。

■消毒方法について

「衛生管理要領」では、日常の衛生管理における施設・設備、手指等の必要に応じた消毒の実施が述べられている。また、病鳥発生時には、獣医師の指示に従って、汚染拡大、再発防止等の目的で消毒を徹底しなければならない。消毒薬の使用に当たっては、次に示す「消毒薬使用時の一般的な注意事項」に留意し、「消毒目的物別消毒方法の例」を参考として行うこととする。なお、状況によっては、消毒薬等による消毒のほか、焼却又は埋却についてその実施を考慮しなければならない場合もある。

1. 消毒薬使用時の一般的な注意事項

- (1) 使用説明書に定められた使用濃度を守る。
- (2) 消毒目的物に付着した有機物(糞尿、敷料、飼料、羽毛等)を完全に排除する。
- (3) 薬液の散布量は、目的物を十分に濡らす量を用いたいと効果が不十分になる。
- (4) 薬液中での浸漬は、目的物が一定時間浸漬されなければ効果はない。
- (5) 消毒薬には、アルカリ性で効力の強くなるもの(両性石けんの一部、逆性石けん)と酸性でないと効力が発揮できないもの(ヨード剤、サラシ粉、次亜塩素酸ソーダ)とその中間的なもの(両性石けんの一部、クレゾール石けん液、オルソ剤)がある。
- (6) 一般に、温度が高くなると消毒力は強くなり、低いと弱くなる。
- (7) 消毒薬は、他剤と混合しないことを原則とする。
- (8) 薬剤を溶解する水の鉄分や石灰分が多い(硬水)と、溶解性を妨げて効力を低下させる。クレゾール石けん液、オルソ剤、逆性石けん、両性石けん等は影響を受けやすい。

2. 消毒目的物別消毒方法の例

(1) 施設・設備

次亜塩素酸ソーダ(100~200ppm)、逆性石けん液(0.1~0.5%)、両性石けん液(0.1~0.2%)、クレゾール石けん液(2.0~3.0%)等を使用し、散布量は、3.3・当たり約3・を基準として、十分散布又は洗浄し、1時間以上経過した後、水で洗浄する。

(2) 施設周辺の土壌

5%サラシ粉水溶液又は石灰乳(生石灰1に対し、水9を徐々に加え乳状にしたもの)を十分な量散布する。

(3) 汚物、排水溝、湿潤な土壌等

消石灰又はサラシ粉を消毒目的物に十分な量散布する。

(4) 飼養器具

ア 沸騰水中で15分以上煮沸する。

イ 次亜塩素酸ソーダ(100~200ppm)、逆性石けん液(0.1~0.5%)、両性石けん液(0.1~0.2%)、クレゾール石けん液(2.0~3.0%)、ヨード剤(ヨードホール)等を使用して、十分浸漬又は洗浄し、その後水で洗浄する。

(5) 皮膚、手指

皮膚、手指の汚れを十分洗い落とした後、逆性石けん液(0.1~0.5%)、両性石けん液(0.1~0.2%)、クレゾール石けん液(2.0~3.0%)、消毒用エタノール(エタノール70~75%水溶液)、イソプロパノール(50%水溶液)、ヨード剤(ヨードホール)等を使用して、十分浸漬し、水で洗浄する。

薬液は、原則として毎日取り替える。

(6) 作業服

ア 沸騰水中で15分以上煮沸する。

イ 両性石けん液(0.1~0.2%)、クレゾール石けん液(2.0~3.0%)等に3時間程度浸漬した後、洗濯をし、日光等で乾燥させる。

(7) 履物

踏込み式の消毒槽には、クレゾール石けん液(2.0～3.0%)、オルソ剤(0.5～1.0%)等を使用するが、大部分の消毒薬は、泥などの混入や直射日光によってその効力を失うので、汚れに応じた薬液の交換、消毒槽の設置場所の配慮などが必要である。

■オウム病について

1. 病原体

オウム病の病原体は、細菌とウイルスの中間の性状を有する微生物で、リケッチアに近縁のクラミジアに属する *Chlamydiopsittaci* である。

2. 感染経路

オウム病は、元来オウム・インコ類の疾病であるが、鳥類に幅広い感染性を示し、多種の鳥類から病原体が分離されている。鳥類間の伝播は、接触、吸入、経口による水平感染である。

人への感染源として最も重要なものは、オウム・インコ類であり、次いでブンチョウ、ジュウシマツ、カナリアなどである。小鳥から人への伝播は、病鳥又は保菌鳥の分泌物や排泄物に含まれる病原体の吸入による経気道感染が最も多い。また、餌の口移しにより経口的に、咬傷等により経皮的に感染する場合もある。

3. 症状等

(1) 小鳥のオウム病は、敗血症を特徴とする全身性の疾患で、オウム・インコ類における感受性は、一般に育雛中の幼若鳥に高く、日齢の進んだ鳥では極めて軽い症状で回復するか、全く症状を示さない不顕性感染で終わる場合が多い。潜伏期は、1 から数週間とさまざまであるが、その一般的な症状は、次のとおりである。小型のインコ類では一部の症状のみ呈する場合が多い。ブンチョウ、ジュウシマツ、カナリアなどは、自然の保菌鳥ではないので、感受性が高く、潜伏期も3～10日と短く、比較的急性の致死経過をとることが多い。

ア) さえずり、おしゃべり、水浴びなどの行動が少なくなるか全くなくなる。

イ) 食欲や水の摂取量が減少し、さくそう消瘦する。

ウ) ひしょう飛翔は低下し、活動性が悪くなる。

エ) 羽毛を立て、肛門部、口、眼孔の周囲は、粘着性の滲出物で汚れる。

オ) 糞便の性状が軟便、白色水様便、緑白色便、血様便にたると。

カ) まれに脚と翼の振せんとまひがある。

キ) 衰弱し、脱水で死亡する。

(2) 不顕性感染鳥の発症は、飼養環境の不良による細菌、ウイルス、真菌、原虫等の混合感染、急激な飼養環境条件の変化、輸送、密飼いなどのストレス、栄養不良などの代謝性疾患、宿主防御機構の障害等によって起こる。

(3) 人の症状は、軽症のカゼ程度から重症の全身感染まで多様な症状を示すが、肺炎が主で、異形肺炎像を示すのが定型的である。重症の場合、高熱、悪寒、倦怠感、筋肉痛、頭痛などの敗血症様症状を示す。

4. 治療方法

オウム病の治療には、テトラサイクリン系薬剤が著効を示す。

5 動物関係機関問合せ先一覧

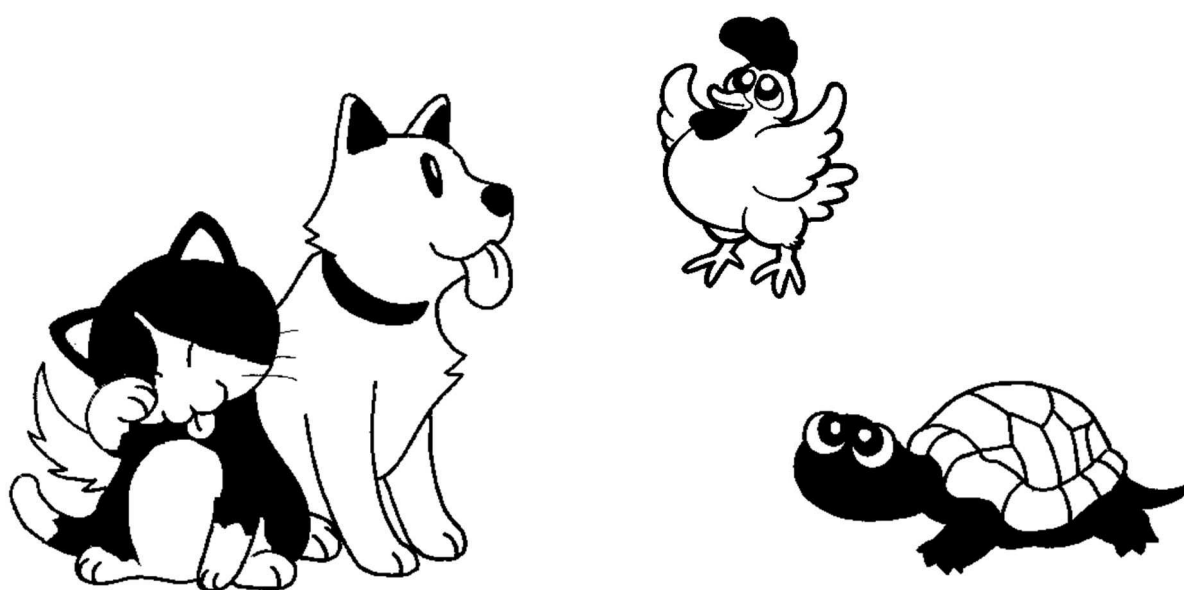
(1) 他法令に関する機関

(令和8年2月1日現在)

○特定外来生物に関すること 環境省中部地方環境事務所	電 話 052 - 955 - 2139
○野生鳥獣に関すること 愛知県自然環境課	電 話 052 - 954 - 6230
○有害鳥獣（野生アライグマ・鳥獣等）に関すること 名古屋市緑政土木局都市農業課	電 話 052 - 972 - 2499
○動物の輸入検疫に関すること（犬・猫等の輸出入） 農林水産省動物検疫所（中部空港支所）	電 話 0569 - 38 - 8577
○動物の輸入届出制度に関すること（げっ歯目、鳥類、フェレット等の輸出入） 厚生労働省中部空港検疫所支所	電 話 0569 - 38 - 8192
○ワシントン条約・種の保存法に関すること 名古屋税関（業務部）	電 話 052 - 654 - 4198
○家畜の飼養状況等の報告に関すること 愛知県西部家畜保健衛生所尾張支所	電 話 0568 - 81 - 1874
○ペットフードの輸入・製造・販売に関すること 東海農政局（安全管理課）	電 話 052 - 223 - 4670

(2) 名古屋市の関係機関

関係機関	郵便番号	住所	電話番号 FAX 番号
千種保健センター	464-8618	千種区星が丘山手 103 番地	052-753-1971 052-751-3545
東保健センター	461-0003	東区筒井一丁目 7 番 74 号	052-934-1212 052-937-5145
北保健センター	462-0844	北区清水四丁目 17 番 1 号	052-917-6547 052-911-2343
西保健センター	451-8508	西区花の木二丁目 18 番 1 号	052-523-4612 052-531-2000
中村保健センター	453-8501	中村区松原町 1 丁目 2 3 番地の 1	052-433-3036 052-483-1131
中保健センター	460-8847	中区栄四丁目 1 番 8 号	052-265-2257 052-265-2259
昭和保健センター	466-0027	昭和区阿由知通 3 丁目 19 番地	052-735-3959 052-731-0957
瑞穂保健センター	467-0027	瑞穂区田辺通三丁目 45 番 2 号	052-837-3253 052-837-3291
熱田保健センター	456-0035	熱田区神宮三丁目 1 番 15 号	052-683-9678 052-681-5169
中川保健センター	454-0911	中川区高畑一丁目 223 番地	052-363-4457 052-361-2175
港保健センター	454-0985	港区港栄二丁目 2 番 1 号	052-651-6486 052-651-5144
南保健センター	457-0833	南区東又兵衛町 5 丁目 1 番地の 1	052-614-2865 052-614-2818
守山保健センター	463-0011	守山区小幡一丁目 3 番 1 号	052-796-4617 052-796-0040
緑保健センター	458-0033	緑区相原郷一丁目 715 番地	052-891-3632 052-891-5110
名東保健センター	465-0025	名東区上社二丁目 50 番地	052-778-3107 052-773-6212
天白保健センター	468-0056	天白区島田二丁目 201 番地	052-807-3907 052-803-1251
動物愛護センター	464-0022	千種区平和公園 2 丁目 106 番地	052-762-0380 052-762-0423
健康福祉局生活衛生部 食品衛生課	460-8508	中区三の丸 3 丁目 1 番 1 号	052-972-2649 052-955-6225



動物取扱責任者研修テキスト

発行 名古屋市健康福祉局

編集担当 名古屋市健康福祉局生活衛生部食品衛生課

TEL 052-972-2649

FAX 052-955-6225

令和8年2月発行

氏名	
----	--